

令和 2年 第2回定例会

自 令和 2年 6月 4日

至 令和 2年 6月22日

松川町議会会議録



松 川 町 議 会

令和2年

第 2 回 定 例 会

令和2年 第2回 松川町議会定例会

会 期

令和 2年 6月 4日

20日間

令和 2年 6月23日

日 程 表

月日	曜日	日	程	頁
6.4	木	開 会 令和2年6月4日（木曜日） 開会宣告 議事日程の報告	午後1時00分	65
		日程第 1 会議録署名議員の指名		
		日程第 2 会期の決定		
		日程第 3 町長あいさつ		
		日程第 4 町長の報告（2件） 報告第1号～第2号		67
		日程第 5 議案審議（10件） 議案第1号～第10号		72
		日程第15 議長の報告（1件） 請願1号		97
		散 会		
5	金			
6	土			
7	日			
8	月	総務産業建設常任委員会		
9	火			
10	水	社会文教常任委員会		
11	木			
12	金			

付議議案および議決結果一覧表

《 報 告 》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第1号	松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	6月4日	67
報告第2号	株式会社チャンネル・ユ一の経営状況を説明する書類の提出について	6月4日	68

《 議案審議 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1号	松川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	6月4日	6月4日	可 決	72
議案第 2号	松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月4日	6月22日	可 決	179
議案第 3号	松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月4日	6月4日	可 決	74
議案第 4号	松川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月4日	6月4日	可 決	
議案第 5号	松川町有財産の譲与について	6月4日	6月4日	可 決	74
議案第 6号	交通事故に関する損害賠償の額の決定について	6月4日	6月4日	可 決	75
議案第 7号	令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）について	6月4日	6月22日	可 決	179
議案第 8号	令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について	6月4日	6月22日	可 決	
議案第 9号	令和2年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について	6月4日	6月22日	可 決	
議案第10号	令和2年度松川町下水道事業会計補正予算（第1回）について	6月4日	6月22日	可 決	
議案第11号	損害賠償の額を定めることについて	6月22日	6月22日	可 決	188

《 請願・陳情 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
請 願 1	「旧青年の家及び旧ハローミヤの建物を 防災施設として利用すること」を求める 請願	6月4日	6月22日	継 続	189

《 議員提出議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発議第 1号	松川町議会議員の議員報酬等の特例に関 する条例の制定について	6月22日	6月22日	可 決	190

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和2年6月22日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	熊 谷 宗 明	1 新型コロナウイルス感染の対応について	103
2	中 平 文 夫	1 住民の目線で寄り添った情報発信が出来るか	117
3	坂 本 勇 治	1 緊急事態対応の反省を、これからの行政にどの様に活かすか	130
4	松 井 悦 子	1 町有地の貸し付けについて	143
5	島 田 弘 美	1 新型コロナウイルスに係る経済危機対策について 2 清流苑対策について 3 政府は第2次補正予算を考慮しており、地域創生交付金2兆円実施するとしている	153
6	間 瀬 重 男	1 旧松川青年の家研修棟、宿泊棟解体しないあと利用を	163

令和2年 松川町議会 第2回定例会
(第 1 日 目)

令和2年第2回松川町議会定例会会議録 (第 1 日 目)

令和2年6月4日（木曜日）

午後1時00分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長あいさつ

第 4 町長の報告

報告第 1号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第 2号 株式会社チャンネル・ユ一の経営状況を説明する書類の提出について

第 5 議案第 1号 松川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 3号 松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 4号 松川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 5号 松川町有財産の譲与について

第10 議案第 6号 交通事故に関する損害賠償の額の決定について

第11 議案第 7号 令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）について

第12 議案第 8号 令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について

第13 議案第 9号 令和2年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について

第14 議案第10号 令和2年度松川町下水道事業会計補正予算（第1回）について

第15 議長の報告

請 願 1 「旧青年の家及び旧ハローミヤの建物を防災施設として利用すること」
を求める請願

散 会

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開会宣告

○議長（米山俊孝） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回松川町議会定例会を開会いたします。

議事日程の報告

○議長（米山俊孝） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

また、株式会社チャンネル・ユー、南島常務の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

本定例会は、地球温暖化防止及び節電の取り組みとして、クールビズにて行います。ご理解をお願いいたします。

=== 日程第1 会議録署名議員の指名 ===

○議長（米山俊孝） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第119条の規定により5番、中平文夫議員、6番、菅沼一弘議員を指名いたします。

=== 日程第2 会期の決定 ===

○議長（米山俊孝） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日から6月23日までの20日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの20日間と決定いたしました。

=== 日程第3 町長あいさつ ===

○議長（米山俊孝） 日程第3、町長あいさつであります。

宮下町長。

○町長（宮下智博） 皆様、こんにちは。

令和2年6月の定例会開会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

世界的に広がった新型コロナウイルスにより、大変地域の皆様にもご理解ご協力をいただき、現在この地域では患者数がゼロの日がずっと続いておる状況でございます。しかし、他県でも現在発生しているように、第2波のような状況にいつなるのかというのが誰にも全くわかりません。漫然と今までの生活に戻っていくのではなく、新型コロナウイルスが日常にあるということを踏まえた生活を考える必要がございます。

新しい生活様式と言ってしまうと、最近メディアでよく聞く話になってしまっていますが、具体的にどうしたらよいかということは、まだ世界中で模索をしているところでございます。

松川町の単独の政策なんかも活用していただいておりますが、なんとか新しい生活様式になるよう、皆様と一緒に同じように取り組んでまいりたいと思っております。

また、当初いろいろとご心配をいただきました1人10万円の定額給付金でございます。現在の最新の数字としまして、3,826世帯、給付金の金額として10億9,780万円という現在申し込みいただいております。パーセンテージに直しますと約84%の方の割合まで現在きております。

一番最初22日の申し込みから当初2週間程度かかるというようなお知らせをしておりましたが、現場の職員に頑張っていただきましたので、最初の想定よりも速いスピードで現在振り込みをさせていただきます。

また、まだお申し込みされていない方いらっしゃいます。ご不明な点ございましたら相談に親身に今、載っておりますので、まずはお電話をいただきますようよろしくお願いいたします。

ここ松川町内では、学校も再開し、少しずつ人の集まりは始まりつつあります。今回の様々な自粛で負ってしまったダメージから立ち上がるためには、新しい時代の常識に向け、「変化」を受け入れていかなければならないと感じております。学校でも授業の方法を工夫し、先生方による校舎内の消毒を徹底し、また、特に給食の時間においては現場で試行錯誤しながら学校生活を維持しようと努力していただいております。町内の飲食店も、席と席の間を開けたり、間仕切りをしたりして、感染症予防対策をしながら再開をしております。

町内各地で行われていた様々な懇親会も距離をとったり、お酌をしないようにしたりといった対応で動き出しております。

また、松川町、様々な果物が育っております。シーズン最初の果物狩りとなるさくらんぼの時期を迎えております。今回の新型コロナウイルスによる自粛を受け、3月から観光まちづくりセンターと農家の皆さんが中心となって多くの会議を重ね、また、松川町出身で大学教授のウイルス専門家のアドバイスを受けながら、松川町ならではの感染症予防対策のルールを作り、徹底して販売、また限定的にさくらんぼ狩りを受け入れるという準備をしております。

さて、今定例会に提案させていただきます主な議題といたしましては、国民健康保険の現状と今後に関わるお話でございます。また、松川町土地開発公社と株式会社チャンネル・ユーの経営状況についてのご説明をさせていただきます。

ほかには、補正予算を何点か上程させていただいております。補正予算の主な内容に関しまして大きなものとしましては、今回の新型コロナウイルスで大きなダメージを負ってしまった町有保養施設清流苑への一般会計からの補てんでございます。

どうかよろしくご審議お願いいたします。

松川町といたしましても、まだまだ続くこの世界的な危機を乗り越えるため、様々な方向から取り組んでまいります。松川町一丸となって対応していくため、将来へ向けてそれぞれの立場での活発な議論をどうか心からお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

=== 日程第4 町長の報告 ===

◇ 報告第1号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（米山俊孝） 日程第4、町長の報告について、報告第1号、松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） それではよろしくお願いいたします。

＝ 報告第1号朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

◇ 報告第2号 株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（米山俊孝） 報告第2号、株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） それではよろしく願いいたします。

＝ 報告第2号朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑はありませんか。

黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） 1点質問をさせていただきます。

資料の2ページでございます。事業報告、庶務事項の（1）（2）とありますけれども、代表取締役選任に関する件と議題に上って議論されたという報告があります。どのような議論がされ、どのような状況になっているのか、現状をご報告いただきたいということと、その中で令和元年10月7日には代表取締役選任について、弁護士回答についてとありますが、弁護士を介してどのような依頼をし、回答を得て、どのような議論がされたのか、この点についてご報告をお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） チャンネル・ユー南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） チャンネル・ユー南島と申します。

日頃は、チャンネル・ユーの業務にご理解いただきましてありがとうございます。

今、ご質問いただきました代表取締役等の選任についてのことについてでございます。

庶務事項の中に5月、7月、10月と3回挙がっております。それぞれにつきまして、以前からも意見等いただいております町長がチャンネル・ユーの社長でいいのかどうかという、そういったところご指摘とかご意見いただいておりますので、新しく社長代わられるというタイミング、それ以降に取締役会、チャンネル・ユーとして中での意見収集ですとか、検討等を進めてまいりました。

その中で、やはり今までもその地方自治法ですとか、そういった部分、一応問題がないというところで、前社長も務めてこられたわけなんですけれども、そういった部分を含めまして、「もう一度その多方面から本当に問題がないのかどうか、そういった点をちゃんとした方がいい」という、そういったご意見がまとまりましたので、法的な部分ですとか、多方面、今までの判例ですとか、そういった部分も含めまして弁護士の方をお願いして、鑑定書という形で答えをいただきました。

そちらの内容につきましてですけれども、地方自治法の第 142 条に定める兼業禁止規定に違反しているかしていないかの点につきまして、こちら今までの判例も含めましていろいろ調べていただいたんですが、結果からすれば違反はしていないということでございます。

こちらは、株主としての資本とあと町からいただく請け負いの仕事の量ですね、そういった比率の中から見えていく中で、今までの判例と併せても全然当社、町からいただくのも 1 割未満という部分もございます。

このある規定となっている部分が、半分以上あってはいけませんとか、判例で出てきておりましたのが 28%、そういった部分の請け負いがある中でも大丈夫であったと。そういったような判例を題材にして、この地方自治法と合わせた中で問題がないという答えをいただきました。

また、その法的な部分だけでなく、報道の公平性ですとか、そういった部分。そういったところにつきましても、そちらについては放送法の中で政治等の平等というものがうたわれており、それを守って放送しているという部分ありますので、そこはそちらの方でという部分もありますし、経営の状況から見ましてもこの役員報酬という部分、当社の今の経営規模からすると、そこに外部から社長をお願いして、お支払いをしてという運営も非常に難しいという点あります。また、やっぱ情報源として、松川町のエリアとしての情報発信源ということでさせていただいております。そういった中で、町との情報共有ですとかそういった点、そういった諸々の点。また、ほかの市町村等を見ても、地方自治体、町とか市とかそういったところからの社長であったり、そういったところも多く見られるという、そういった様々な点から、逆に町長であった方がよろしいんじゃないかなという、そういった文面で鑑定書の方いただき、そちらを役員会の中でもお話をさせていただいております。

○議長（米山俊孝） 黒澤議員。

○7 番（黒澤哲郎） そういう議論の中で、最終的に現状どうなっているのかということも先ほどお聞きしたわけでありましてけれども、それもお答えいただきたいなと思います。

あと質問回数が限られますので、あとそういう重要な議論、役員選任等あったときに、株主である町、住民、こちらの方に議会も含めてですけれど、そういう報告がございませんでした。そして、本日の報告の中でこういうことを行ったということだけで、中身の報告がなかったわけです。

ぜひとも町が株主であります。重要な議論等があったときには、ぜひとも報告をして

いただきたいなど。これはぜひともそうすべきだと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユー常務（南島 誠） 今の現状につきましてでございます。

このいろいろな今回の鑑定書の中にチャンネル・ユーの株主様、役員としてご出席いただいております中にも議会の皆様もいらっしゃいますし、教育長さんもいらっしゃいます。そういった部分含めまして見ていただいたわけですが、問題ないということでもありますので、今現状は社長といたしましては町長であり、副社長といたしましては議長であるというような今までの役員構成、その中で運営をしております。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 議会の報告の件でございます。

確かにおっしゃるとおりでございました。今後、報告してまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。質疑よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中平議員。

○5番（中平文夫） 2点お願いします。

1点は1ページの健全経営に努めるというところであります。

午前中の全協のところでもいろいろ議論されておりましたけれど、町からの情報を告知する1つの重要なツールとしてチャンネル・ユーがございます。

これ見ますと、減少という形になっております。去年聞いたときには、確かチラシを入れて一度増やした。それで3,600なにがしの加入の人がおったというように記憶しておりますけれど、どうしても告知する場合にホームページとチャンネル・ユーが非常に重要なツールになってきております。それでホームページというのは、なかなか見れない人もおるという中では、チャンネル・ユーの告知というのは非常に重要かと思えます。

そこら辺で、やっぱり健全経営を目指すには加入者を加入権というんですか、それを増やしていただいた方が非常にいいんじゃないかなと思えますけれど、今年度はその増やす方法等について何か意見がありましたらひとつ教えていただきたいのが1点。

5ページの損益計算書の中の売り上げの雑収入、去年は確か660万円ぐらいあったかと思うんですけれど、今年度は270なにがしということで減っておりますけれど、何かそこに原因がありましたら教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 南島常務。

○チャンネル・ユ一常務（南島 誠） お答えいたします。

まず、健全経営についての部分ですね、そちらで加入者を増やす方法という部分でございませう。

昨年度のテレビ加入、加入者件数的にはその1年前と比べましてマイナス1件というところでございますので、3,022件が去年の数字ではございませう。

ただ、今後のひかり化ですとか、線路更新、そういった部分も含めまして、今、検討をずっとしてきておるわけなんですけれども、加入者を増やす方策という点で、今、サービスの面でいきますとなかなか目新しいものを打ち出してというところが非常に難しい状態です。

ですので、本当にこの2番目にありますようにテレビサービス、一番基本となる部分で力を入れておると。ほかのチャンネルでは見られないものがケーブルテレビで見れる、そういった部分にちょっと力を入れてまして、高校野球の中継ですとか、そういった新しいことを始めてきております。

また、今回のコロナも含めましてなんです、やはり学校が休校になってしまったという中で、チャンネル・ユ一の放送を通じまして、学校の先生方ですとか、また町の方で有志の方々、そういった方が講師になった番組、こういったものもそれは今年度になってしまっておりますけれども、そちら27本ですとか、そういうのを作って集中的に放送してきておるといのがございませうので、ちょっと今現在としてサービスの目新しいものというのは設備更新も踏まえての検討の中で考えることでありまして、今はそのコンテンツですね、放送の中身、そういったものに力を入れておるのが現状です。

そしてもう1点が、雑収入につきましてご質問をいただきました。

確かに議員おっしゃるとおり、1年前は659万円ほどございました。一番の要因としては、道路等の支障移転工事、道路が拡張されるので電柱を移動してほしい。ひかりケーブルを移動するというようなそういった部分での補償いただく工事、そちらの収入がその前の年はたくさんございました。300万円ほどありました。ですので、それがなかったというところでの収入減です。

ですので、それ以外の部分で固定というか、今回の277万円の中にありますのは、NHKの団体一括支払いのその手数料ですとか、あと雷による被害、また、春先に雪の被害がありました。そういった部分での保険金のお見舞い金というか、保険かけてありませう。

すのでそちらからの収入。あと宮ヶ瀬橋の工事の移設に関わる、それも道路支障移転、その部分がこの277万円となっております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） 雑収入はよくわかりました。

それでぜひとも健全経営ということで、やっぱり町民にとればホームページよりもチャンネル・ユーの方が身近な情報源でありますので、ぜひとも加入を増やす方策をぜひ考えていていただきたいのと、去年から始まったデータ放送というのも非常に便利で使いやすくなっておると思うんですけど、さらにもう少し工夫して、例えばコロナ関連のものに関してももう少し見やすく、わかりやすく、なんかあそこに別枠で持っていった方が、町民の方もわかりやすいんじゃないかなと思います。それ要望ですので、そういうようなことをして、ぜひとも使いやすくしていただきたいのと加入を増やしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

==== 日程第5 議案審議 ====

◇ 議案第1号 松川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（米山俊孝） 日程第5、議案第1号、松川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。矢澤住民税務課長。

○住民税務課長（矢澤 覚） それでは議案第1号をお願いします。

＝ 議案第1号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第1号、松川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（米山俊孝） 日程第6、議案第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。矢澤住民税務課長。

○住民税務課長（矢澤 覚） 議案第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

＝ 議案第2号朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） それではただいま提案のありました松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）に関連いたしますので、審議を社会文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

それでは、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、担当常任委員会において審査いただき、最終日に報告をお願いいたします。

◇ 議案第 3 号 松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 議案第 4 号 松川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（米山俊孝） 日程第 7、議案第 3 号、松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 8、議案第 4 号、松川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。米山保健福祉課長。

○保健福祉課長（米山政則） それではお願いいたします。

＝ 議案第 3 号・第 4 号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 3 号から第 4 号までを一括して採決を行います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 号から議案第 4 号までについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 13 名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第 3 号、松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、松川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 5 号 松川町町有財産の譲与について

○議長（米山俊孝） 日程第 9、議案第 5 号、松川町有財産の譲与についてを議題といたします。

説明を求めます。小沢建設課長。

○建設課長（小沢雅和） 議案第5号、松川町有財産の譲与について。

＝ 議案第5号朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第5号、松川町有財産の譲与については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第6号 交通事故に関する損害賠償の額の決定について

○議長（米山俊孝） 日程第10、議案第6号、交通事故に関する損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中 学） それではよろしく申し上げます。

＝ 議案第6号朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

全員協議会でも質問をさせていただきましたが、非常に残念な事故であったかなと思っております。

今後の対応も検討され、既に実施されていると聞いておりますけれども、くれぐれも

安全に留意をされた活動をしていただくことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第6号、交通事故に関する損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第7号 令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）について

◇ 議案第8号 令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について

◇ 議案第9号 令和2年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について

◇ 議案第10号 令和2年度松川町下水道事業会計補正予算（第1回）について

○議長（米山俊孝） 日程第11、議案第7号、令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）

について、日程第12、議案第8号、令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、日程第13、議案第9号、令和2年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について、日程第14、議案第10号、令和2年度松川町下水道事業会計補正予算（第1回）について、以上を一括議題といたします。

説明を求めます。久保副町長。

○副町長（久保友二） それでは議案第7号をお開きください。

＝ 議案第7号・第8号・第9号・第10号 朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

これより議案第7号から第10号までについて総括して質疑を行います。会計名とページをお願いいたします。

質疑はありませんか。

米山郁子議員。

○1番（米山郁子） 一般会計の14ページの10款、教育費の委託料についてトイレの改修設

計業務増で 389 万 4 千円計上されておりますが、当初予算が 269 万 5 千円で足しますと 600 万円以上の設計費になっております。

この大幅な設計増には、どのような内容かということをお聞きしたいのと、それから一般会計の 10 ページ、民生費の保育所費の中の需用費じゃなくて、次の備品購入費で空気清浄機、保育対策総合支援事業の交付金を使った事業でございますけれども、空気清浄機で 100 万円計上されておりますが、保育所 5 カ所で割りますと 1 カ所あたり 20 万円ということで、この金額でどのような空気清浄機を設置される予定なのか、この 2 点をお聞きいたします。

○議長（米山俊孝） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） まず最初に学校教育費の小学校部分、トイレ改修の設計業務の増のご質問をいただきました。

これにつきましては、令和 3 年度からトイレ改修に本体工事入ってくるわけでございますが、その前の詳細設計の設計の委託費ということで、当初計上をさせていただいたところでございますが、補助金の算定基礎に伴いまして、算定の基準額が明示されてまいりまして、その 3 校のトイレの面積に配分の基準額をかけまして、全体の工事費、これが令和 3 年の本体工事の要望額になるわけでございますが、それを申請額、工事費と算定をしまして、それに伴いましてそれぞれ今までの経験、過去の設計費に関わる率ですとか、ほかの町村の様子、またいろんな機関に聞く中で、概ねの概算工事費にかかる設計額の算出を調査しまして、不足する分、全体工事費も補助額の基準、また当初トイレの和式の便器を洋式化するというので、一部洋式化ができておった部分は除いたりしてはございましたが、壊れておったり傷が入っておる小便器等も含めて、全体的なトイレの改修計画になるように全体面積を補助の配分基準額でかけて算定を行っております。そして、その分の全体工事費に見合う設計額ということで、足りない分を今回補正をさせていただいたところでございます。

また、保育園の民生費の関係でございます。10 ページの保育所費の中で、今回コロナ対策の安全対策の経費にかかる分、国の 10 分の 10 の補助をいただく補助金に応募をしまして、一園あたり 50 万円の上限、5 園ありますので、250 万円という金額をとりあえず計上をさせていただいております。

備品購入費の中で想定しておりますものは、空気清浄機をそれぞれ各保育園で足りない部分、また大分古いものを新しいものに更新するように計画を立てております。

また、非接触型の体温計が各園 1 つとあと脇に刺して測る体温計がそれぞれ数本ある

わけでございますが、各クラスにその非接触型の体温計を購入するものをそれぞれ計上をさせていただいております。

併せまして備品購入費で 100 万円ということで計上をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○1 番（米山郁子） トイレの設計業務の件なんです、全体的な補修額の基準がわかった時点で暫定されて、その足りない部分を増額ということでしたが、この時期にその全体的な基準の暫定がこの時期にわかるというのは、最初の計画で本来でしたらすべてわかっているはずだというふうに思うわけですが、それがこの今になったというのの理由はどういうことかということと、それから中学校もそうなりますと中学校の方のトイレも改修の予定があるわけですが、それはその最終的な設計基準が決まっているならば、同じように設計の増なり、マイナスがあつていいかというふうに思うんですが、中学校の方は何もなかったんですが、その辺はいかがかということと、それから保育園の備品でございますが、今までの空気清浄機でしたら問題はないんですが、コロナ対策に対するウイルスの空気清浄機となりますと、かなり特殊なものやきちんとしたものが必要になるかと思われま。そうしますと足りないところや更新とおっしゃいましたが、今までのものでは役に立たないと思うんですよ。なので、すべて変更しなければいけないというふうに私は思いますし、そうすることがやはり子どもたちの安全につながるというふうに思います、その点はいかがでしょう。

○議長（米山俊孝） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 小学校の設計監理の部分の増のご質問いただきました。

まず、中学校の部分につきましては、最終的にこの配分基準額で算定した工事費と見比べまして予算の当初見積もりの中で近い数字でありましたので、そんなに変わらない数字でございましたので、特に増減の補正を挙げさせていただいておりません。

小学校の部分につきましては、特に先ほど説明しました今年度予算の当初計上の積算時には、洋式便器一部変わっていたところありますので、その分の個数を減らしたりという関係で、当初見込んだ工事費が少なく計上をしてきているところがございます。

この今回、このタイミングでという部分につきましては、令和 3 年来年トイレ改修の本体工事入ってまいります、国への補助要望のとりまとめ時期が今月ということで、その要望額を要望額調べの段階でこの配分基準額が明記されてきております。それに

来年の工事費に併せるということで、今回もその全体工事の計画工事費を併せて、またいろいろ関係機関と相談する中で、その配分基準額が全体的な工事の算定に妥当である見積もりやご助言をいただいておりますので、今回のタイミングで計上を、足りない設計額、委託料の足りない部分を計上させていただいたところでございます。

保育園の方の備品購入費、ご質問いただいたとおり、古いものでそのコロナウイルスも含めて、除菌の部分で対応できない空気清浄機も中にはほとんどだと思っておりますが、ございます。100万円の予算の中でなるべく全部取り替えるように計画をして盛らせていただきましたが、大分高価なものやいろいろまだ実証実験されてないものも含めると、全体的にこの100万円の中でちょっと買える金額ではないものもいくつか売り出されております。

そういった部分、またいろいろ検討をしながら、遅れることのないように大至急取り替えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 米山郁子議員。

○1番（米山郁子） トイレの設計業務についてはわかりました。

保育所の方なんですけれども、1カ所あたり50万円ですので、ここで慌てて100万円何でも空気清浄機に使わなくてもいいわけで、全部消耗品にしてもかまわないし、消耗品を抑えて備品の方に回してもいいわけで、このやはりきちんとした考え方を持っていただいて、その補助金がもらえるからじゃあ何が何でも使おうというそういうことではなくて、やっぱりいいものをきちんとした形で設置していただくのが一番いいことであって、やはりお子さんたちに環境のいい場所で過ごしていただくようなことをきっちりと考えていただきたいなと思うわけです。

それで、この感染拡大防止対策の補助金ですが、2次補正でまた出てきているわけですよ。それで、その中の事業内容の中には、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくための必要な経費として、研修費等の費用も認められておりますし、また防止対策のための相談や支援事業、窓口にかかる費用も新しく載ってきておりますが、それについてはどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（米山俊孝） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 研修費の関係につきましては、通常1年間で計画しております研修の中で、今、ご質問いただきました研修も踏まえて、いろんな面から研修をそれぞれ受けていく計画では進めてきております。

また、国の2次補正ということで、前々からいろいろ提案盛り込みながら検討をしておりましたが、今回国の2次補正という部分が見えてまいりましたので、それに併せて盛りさせていただいたところでございます。

今回、見積もらさせていただきました部分も含めまして、議員さんおっしゃるように、いいものを最大限にという部分は、私ども予算使う身には大前提でございますので、そういうルールのもとでいいものを早くということで、対応はしてまいるつもりでございますので、ご理解をいただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 1点になろうかと思えますけれども、米山郁子議員の質問に関連してあります。一般会計の教育費のトイレ改修支援業務でございますけれども、学校等の長寿化工事ということで、以前から全協等で説明をいただいておりますけれども、今回改修支援業務で専門家の知恵を拝借して良いものを作っていただくという考え方だと思いますけれども、以前に私も質問させていただきましたけれども、今回特にコロナの関係でありますけれども、トイレ改修についての町の基本的なその改修のコンセプトというか、そういう考え方はどんな考え方を持っておるかということをお尋ねしたいと思います。

その内容については、やはり長寿化工事で長くトイレ改修等行う中で、しょっちゅう改修ができるものではないので、今度洋式化が主な事業になると思いますが、洋式トイレにもいろいろございまして、この前も申し上げましたが、ウォシュレットとかそれから水道、手を洗う施設においても自動化というか、自動的にセンサーで水が出るとか、そういう先進的な方法があると思えますけれども、町としてはどんな考え方でその支援業務をお願いするつもりでおるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 小中学校のトイレの改修の考え方についてご質問をいただきました。

現時点では、町の考え、また先生たちの考え、使う生徒の考え、また保護者の考え、それぞれご意見を出していただいたとこまででございます。これを今度は、この支援をいただく皆さんと一緒に学校、また保護者、生徒、町で集約をしながら、どんなトイレがいか検討を速やかに始めてまいりたい、進めていきたいなと思っております。

今、ご意見としていただきましたウォシュレットや触らない自動水洗のご提案も保護者からまた児童からいただいているところはございます。また、そういった部分で全部が全部できるかどうかというのはお約束できませんが、最大限の検討をさせていただきながら、3校で統一的なもの、また学校ごとの方針をそれぞれまとめて、仕様書等に生かしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 今、お聞きしますと、まだしっかりした考え方でできていないということでありまして、もう今回のコロナの関係を見ても、触らない的なやはりそういう設備をすることは絶対大事だと思いますので、そこら辺はしっかり考え、またなかなか取り替えとか難しいことでもありますし、今、これからの水回りの設計はほとんどがそういう公共施設、また民間においてもそういう自動化、それからウォシュレット等の考え方で進んでおると思っていますので、特に学校の場合は大勢の子どもたちが利用するものがありますし、多少お金がかかっても子どもたちのためにしっかりした考え方をもって支援業務の方をお願いをしていただきたいと思いますし、もう一度決意というか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 今、議員さん最後に申されました子どもたちのためにということを最大限に考えまして、この事業を進めてまいってきておるところでございます。

まず、寒い、臭い、また使い勝手が悪いというご意見、子どもたちから多数いただいております。そういった部分は改正する方向は大前提の中で、トイレの大便器の和式から洋式化が方向かなと思っております。

そういった部分もちろん含めまして、支援をお願いする機関と一緒に考えてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） それでは一般会計補正予算の中からはまず12ページの観光費であります。

12の委託料というところで、宿泊施設販路開拓支援事業100万円、観光受け入れガイドライン作成この100万円であります。これは、25日の臨時会以降に第2弾というかで挙がった事業内容だと思いますので、これについての詳しい説明。

2番目に13ページになりますが、同じく観光費であります。9のヘルスツーリズム推

進事業、これについても詳しい説明をいただきたいと思います。

報酬の方で 296 万円等これは専任スタッフを置くということですので、こちら辺の人数と事業内容を説明いただきたいと思います。

それから 3 番目であります、消防費であります。14 ページ、防災対策費の中で先ほど 140 万円の地域活動助成金が出まして、消防ポンプという説明がありましたけれども、これについてどのようなことなのか、これについても説明を求めます。

○議長（米山俊孝） それでは最初に米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） それでは川瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、宿泊施設販路開拓支援事業とそれから観光受け入れガイドラインの作成 100 万円のご質問かと思えます。

この詳細ということではありますが、これにつきましては 25 日の全協、午前中に行われた全協の資料の中にも説明をさせていただいたところでございます。

まず、宿泊施設の方でございませけれども、これにつきましては大きな影響があった宿泊事業につきまして、センターと連携する中で委託という形で進めてまいりたいと思っております。

ウィズコロナ、あるいはポストコロナ時代の観光施設のリブランニングということで、こういった形で今後観光施設を運営していくかということの中で、三密を避けた観光。あとデジタルの活用ですとか、新しいそういうコンテンツの開発をしていく。あるいはふるさと納税の返礼品の支援。先付け宿泊券ですとか、あと国の方で言っておる G o t o キャンペーンというのがありますけれども、その宿泊滞在商品の企画販売等々を行いながら、こちら辺はゼロ予算ではありますけれども、そういったことをトータルに行いながら、宿泊施設の新たな販路開拓に努めていきたいということで 100 万円の計上でございます。

それからもう 1 つの 100 万円の方が、観光受け入れガイドラインということになります。観光分野における標準予防策の作成ということで、これもセンターへの委託料になりますけれども、さくらんぼの方で今、取り組んでおります感染症の専門家の先生もお願いする中で、観光業の関係者、農業ですとか飲食店、宿泊業、それからもちろん町も入りまして協議、検討を行いまして、根本的なワクチンができるとか、そういう対策ができるまでの間、観光受け入れに対するガイドライン、標準予防の指針を作成をしまして、それを観光事業を行う皆さんもそうですし、来訪者の皆さんを対象にまた町民の皆さんの安全も確保するという基準の中で作成をして、それを発信してまいりたいということ

で考えております。そういった経費でございます。

それからヘルスツーリズム事業の方でございますけれども、まず人数は1名でございます。これにつきましては、当初今年の6月ぐらいからモニタープログラムを行ったりですとか、9月から本格導入を考えていくということで考えていたわけですが、ご承知のような状況でございまして、なかなか思うように進めることができない状況でございます。

そういった中で、3年度から専門スタッフということを考えていたんですが、今年できない状況の中で、コロナが一定の終息を見られたあとにこういった森林セラピーを含めたヘルスツーリズム事業ということで、専門スタッフを1名増員をして、ガイド体制を整備し、そういった観光客の皆さんを受け入れする体制を進めていきたいと。先行してやっていきたいということの中での提案でございます。

森林力、非常に免疫細胞の活性化に非常に効果があるということをおっしゃっておりまして、コロナにも当然免疫細胞の活性化には非常に効果があるということの中で、そこをひとつの大きな売りにもしていきたいということの中で、先行して専任のガイドを入れていきたいということで取り組んでいけたらということで、補正の提案ということでございます。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） ご質問いただきました地域活動助成事業助成金でありますけれど、こちらにつきましては昨年度の3月のときでありますけれど、長野県の市町村振興協会というところから、宝くじの助成金、これを使った事業の要望があればということでありました。

このことにつきましては、増野の自主防災会の方から小型ポンプの要望を以前からいただいております。そのため、申請を4月の頭に申請をいたしまして、5月の11日付でありましたけれど、これが通りまして交付決定ということになりました。その140万円のものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） まず、1点目の観光費の委託の件であります。宿泊施設の100万円、観光受け入れについて100万円ということで今、説明があったわけですが、まちづくり観光センターとの連携ということで言われておりましたが、この中身も入ってい

る中では、やっぱりコンサルタントの活用だとか、ガイドラインの作成については専門家を招聘ということを書いてあります。

基本的に専門家の方へ流れるだけのお金かなというふうに理解をしちゃまずいのでありますので、しっかりとした計画を立てていただきたいというのが要望であります。

それからヘルスツーリズムにつきましては、森林セラピー事業の活用ということで、およりの森を利用したということでもあります。今、コロナ対策で大変だとは言いつつも、幾人がそういう森林セラピーに対しての気持ちがあるかというところが一番懸念しておるところでありますし、スタッフ1名ということではありますが、しっかりとしたこの計画1名でできるかどうか。要するにこの内容として森林セラピーを含めて、ヘルスツーリズムの事業がうまくいくかどうかということに1名だけでいいのかなということもかかっておりますし、今年度の途中、コロナが収束しない限りは大変だとは思いますが、ぜひしっかりとした計画を立てていただきたいようには思っております。また、そういう詳しい計画があれば教えていただきたいですし、その件についてはお願いをしたいと思います。

消防ポンプの件でありますけれども、これはちょっと私、今、あまり理解できないんだけど、この増野自治会の方から要請があったときには、無料でそちらへ行くということかな。増野の方へは、ちょっとそこら辺を。

○議長（米山俊孝） そいじゃ最初に田中総務課長からでいいかな。

田中総務課長。

○総務課長（田中 学） こちらにつきましては、地元で入札、購入していただいて、事業費、これ以上の事業費でやっていただきまして、ここに対して助成金としていくというものであります。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） お答えいたしたいと思えます。

まず、ガイドラインの方ですが、やはり作るだけでは不十分かと思えます。しっかり利用していきたいという、また利用する体制を整えていきたいとそんなふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

それから森林セラピーのガイドのことでございますけれども、1名ということではありますが、ガイドの資格につきましては、まつかわの里の職員も持っている方が数名いらっしゃいます。ですが、やはり兼務ですので、なかなかその選任でできないということでもあります。

ここでやはり1名選任をしっかりと確保しまして、その方にもう選任でやってもらって、体制をしっかりと整えていき、コロナの収束後、すぐに具体的な事業に入れるように計画をしてまいりたいと思っています。

当然事業拡大があればまた人力的なことは、将来的にわたっては、また検討することも出てきようかと思えますけれども、そんなことで最初やった1名の専任スタッフを増員したいということでもありますので、今のご意見も踏まえてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（米山俊孝） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 観光費の予算については、やはりせっかく補正予算組んで承認されましたら、ただできましたよというような形じゃなくて、しっかりとした今、課長言われた計画も含めてお願いをするという形でお願いしたいと思えます。

それから消防ポンプの件でありますけれども、これはポンプのことに関してじゃなくて、やはり今、防災については、コロナも一種の災害と私も判断しておりますので、ぜひ自主防災会の方へ今度7月くらいにリーダー研修会があるかと思えます。その中でも一応しっかりと指導してもらおう。防災に対する意識、自治会、区会等がしっかりと対応ができるような会にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（米山俊孝） ここでお諮りします。

休憩をとりたいと思えますが、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） それでは、デジタルの時計で3時5分まで15時5分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 3時05分

○議長（米山俊孝） それではお示した時間になりましたので再開してまいります。

そのほかに質疑ございませんか。

黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） それでは一般会計の方の補正予算の方から質問をさせていただきます。

まず、1点目、10ページでございます。総務費の中の一般管理費でございます。旅費の派遣職員旅費ということで結構大きな金額ですので、人員の数だとかも含めてどういう経費なのか、説明をいただきたいと、それが1点目。

2点目ですけれども、これは川瀬議員との関連質問であります、一般会計の13ページ、先ほど出ましたヘルスツーリズム推進事業についてであります。

そもそもヘルスツーリズム推進事業とは、具体的にどんなことをやるのか、わかりやすく説明をいただきたいと思えます。

先ほどの答弁の中から推察すると森林浴のガイド、およりの森のガイドというようなふうに想像ができるわけですが、ヘルスツーリズム、住民の皆さんにもわかるように説明いただいて、どんなことをやるのかお答えいただきたい。

それと先ほどの答弁の中に「ガイドの資格を持っている方がいらっしゃるけれど、兼務なので」というような答弁がありました。現状、今はコロナですけれども、前年度とかどのくらいおよりの森に来て森林浴をやって、その方々の資格を持っているガイドの方が出動したのか。その方じゃ足りないというわけですね。兼務だし。この専属が必要だという根拠を示していただきたいわけです。

そして、現状こうでこの人このスタッフを雇うために450万円かけるわけですが、それによってどういう効果を期待しているのか、それだけ来てもらえるような目標を設定しているのか。それによってどういう効果があるのか。要するに費用対効果ですけれども、その部分をしっかりご説明をいただきたいと思えます。

次に、3点目、保養宿泊施設支援事業2,600万円の一般会計からの繰り入れでございますけれども、先ほどの全協の中でも質問がありましたが、国の支援が得られない中、町の方で支援をしていく雇用調整助成金に相当する額ということでもあります。

これに対しては、清流苑もご多分に漏れず大変なわけでありまして、やはりこういうコロナの大変な時期ではありますけれども、もう既にウィズコロナとかアフターコロナというような中で、どうこの危機を乗り切っていくかという営業努力といいますか、そういう方針と併せてこの補助があるべきだと思うんですね。ただ単にコロナだからしょうがないやということで繰り入れるんじゃなくて、やっぱりこういうことをやっていく。清流苑として取り組んでいくという中で、一般会計から入れていくという、そういうのがあってしかるべきだと思うわけです。

それから全国ニュースにもなっていますけれども、昼神温泉の取り組みだとか、いろいろ参考にすべきところはあるわけです。支援の仕方についても。町直営ということ

もありますけれども、会計は別になっております。

やはりどうここを乗り切っていくかという、そういう方針も併せて持っていればお答えいただきたいし、持つべきだと思いますので、ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（米山俊孝） 最初に田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 10 ページの人件費、旅費の関係でご質問をいただきました。

こちらの旅費につきましては、今年度から2年にわたりまして長野県の後期高齢者医療を広域連合の方に係長クラスが派遣されております。この者の派遣職員の旅費ということで、規定によりまして日額旅費で払うということになっております。

行った期間から1年間のここに日額旅費ということで計上をさせていただいております。

この金額につきましては、歳入の方の8 ページの方にもあるんですけど、8 ページの雑入のところであります。ここに派遣職員給与費負担金ということでもありますけれども、町の方が支払った分を後期高齢の方から負担金として支給されるということになっております。

これにつきましては、町の方で本人の給料、また期末勤勉手当、それから共済費、それから退職負担金等々支払いまして、そのものがこの日額旅費も含めてではありますけれども、負担金として歳入として戻ってくるというものであります。

よろしくをお願いします。

○議長（米山俊孝） 続きまして米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） ヘルスツーリズムとはどういうことかというまずご質問なんですけれども、ヘルスツーリズムですので、健康のための旅行というか、健康のための滞在交流という、そういうことで、日本語に訳せばそんなイメージで捉えていただければと思います。

その中で、代表されるものが森林浴ということで、先ほど申しましたが、免疫細胞の活性化に非常に効果があるということが言われておりますので、そこで森林浴はやっていくということはひとつあると思います。

それからほかにあそこには温水プールですとか、スポーツ施設もありますので、そういったものを含める中で、今後こういったヘルスツーリズムをどういった形でやっていくか。これからこのガイドも含めて、それから先ほどの宿泊施設の販路開拓の支援事業もあります。そういったことの中で、しっかり検討してまいりたいとは思っております。

それからガイドが兼務ということでもあります。やはり兼務でありますので、どっちかというとまだ今は資格を取っただけというような状況であります。ここを専任のスタッフを入れてやっていきたいということで、目標達成はどうだということではありますが、目標達成につきましては、先ほどの販路支援事業、あるいは専任のガイドができたところで今後どういったことをどういう形で取り組んでいくかというのしっかり考えてまいりたいとそんなふうに思っております。

それから「繰入金の営業努力をしっかり立てて一緒に示すべきではないか」というご意見をいただきました。

これにつきましても、やはり今後コロナを境に当然宿泊、あるいはこういった旅行というもののあり方が変わってくるのではないかと考えております。そういったことの中で、やはりよく言われるその新しい生活様式に即した宿泊のあり方を今後どういうふうに考えていくか、どういう施設管理を行っていくかということが求められると思えます。

正直、まだ具体的にどういうふうにしていくかということは今、いろいろ意見は出ておりますが、形となってすぐお示しできるものはまだ正直言ってございません。そういった中で、今のところは人的な営業努力の中でソフト的に対応できるところで当たり前のことですが、今、国が示しているようなガイドラインの中でやっていくという。国や県が示しているような宿泊のガイドラインの中で対応しているということでございます。

その中で、今後、ハード的な環境整備も必要な面も出てくることも考えられます。そういったことも踏まえまして、新しいコロナ時代に対応した宿泊を今後模索をしていきたいと思えますし、していくべきだと思っておりますので、そんなことで考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） 1番目の旅費の関係は、理解しましたが、これ人事異動で広域の方に行かれた職員の部分だと思えますけれども、これ当初予算には入らなかったのかなというふうに思うんですが、その点だけお答えいただければいいかなと思えます。

あとそのヘルスツーリズムのお話、件ですが、先ほど前年度はこういう実績があつて、こういう目標にしていきたいとかというそのことをお聞きしたんですけど、その答えがないですね。目標値は、これから検討していくというようなことでしたけれども、現在の人は資格取ったばかりでって、現状去年とか何人くらい来ていたんですか。

その確かにおよびの森森林セラピー良いとは思いますが、それで投資をして、それだけの効果があるかどうかということだと思えますよ。そういう検証をなしにとりあえずスタッフ入れて、これから検討していきますというようなそんな中で予算付け、人員の予算付けをしていくというのはあまりにも大雑把すぎるんじゃないかなと思えますが、もう少しきちんとした計画が必要じゃないかなと思えますが。

あと、保養宿泊施設事業の件ですが、こちらを併せて対策については検討をこれから検討していくということですが、コロナ対策事業です、これも関連事業です。

全国ニュースにもなりましたが、昼神温泉での取り組みとか、課長はご存じですか。非常に要するに県内の方対象で5,000円の補助が出て、宿泊客が殺到しているという、申し込みが非常に多く来ているという、こういうこの時期だからこそできる取り組みというのがあると思えます。いつまでもいつまでもやっていけば、この先どうなるかわからないですが、慎重に検討するのも大事ですが、早い対応が必要かと思えます。

で、以前全協でも申し上げましたが、この案が町長と議論しているのかな。案がまとまらなくても出してもらいながら意見を知恵を出し合ってやっていこうじゃないかという、そういう環境の中で町として臨機応変なタイムリーな対策を取っていくことが必要かと思えますので、ぜひそういう方向で検討できないかご質問をします。

○議長（米山俊孝） 田中課長。

○総務課長（田中 学） この予算について、当初予算に盛りなかつたということご質問いただきました。

職員の派遣の協定書自体は、4月1日づけで締結しまして、3月の末のときにいろんな調整をして決まったわけでありますが、ある程度その前段から職員派遣するということはある程度わかっていたことだったので、やはり当初予算に盛りなかつたかなと思っております。

すいません。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 今後の全体的な方針ですので、私の方でまとめて答えをさせていただきます。

今、ちょっと担当課の方で去年の森林セラピーの人数を持っておりません。

去年ご存じのとおり、まだセラピーガイド講習等を行っている最中でして、実際にじゃあそれがお金をもらうような形でまだしっかり動き出してないというのが現状でございます。

また、その中で森林セラピーというので使っているおよりの森 100 年構想の中でやっているものですが、行っていただいた方はわかるかと思いますが、20 年ほど前から様々な木を植生して、やっと今、使える形になってまいりました。あまりその辺には生えてない木、また整えられているというよりは、環境は整っているけれど、植生は本当に豊かな形が今できつつあります。

また、今回階段も整備しまして、ぐるっと回れるような形をとりました。

このゴールデンウィークぐらいから様子を見て回っておりますと、町内の方、また近隣の市町村の方が今、利用されるような状況が生まれつつあります。なので、ここをもう少し生かしていきたいというのがございます。

3 月の一般質問の中でほかの議員さんからございましたが、やはりそういうその優位性を持って今回この戦略に生かしていくことで、今回このように立てさせていただいております。

また、2,600 万円を入れるにあたって、今後の方針等の話もいただいております。営業を始めましたので、見に行っていたかどうか。入り口で完全に仕切った状態で人の動きを制限しながらやっております。

また、プールも始まりましたが、ロッカー半分全部止めて入り口も行ったり来たりのはずれ違ったりしないように、また出入りで靴を入れておったんですが、あの袋は配る形から改修をせずに自分で持ってきてくださいというような形をとりながら、また中でいろいろ健康教室で大変ご高齢の方も 1 日の日から開始して、1 日の夜に見に行きましたら町内でずっと待ちわびていた方が大変多く参加されて、プールの中広く使って、健康教室などもやっておられました。教える先生も気をつけてマスクをしながらやっておりますので、ちょっと熱中症とか気をつけながら今後やらなきゃいけないという課題を持ちながら、今、試行錯誤をしておるところでございます。

いろんな観光施設、都会の中とかでどんどん人が来ていたようなところは今、大変苦しい状況にあります。松川町は清流苑のみならず、およりの森も抱えて、本当にこの時代に即した観光が打ち出せるというところで今、検討を始めておるところでございます。

4 月から休業する中で、清流苑の方でも分析をしてきていただいたんですが、やはり

一般会計と特別会計って分けておりながらも、町側でもうかっているときに大分清流苑に甘えておったということが、試算の分析の中で今、見えてきております。

その辺の加太も、どこが町が持って、どこが清流苑が持ってということ区分しながら、今後の経営改善ということで、今、大分会議を重ねておる最中でございます。

先ほど黒澤議員も言っていました。いろいろ案をいただきながら今、練っていく本当に大事な転換期でございますので、また清流苑の経営会議もでございます。いろいろお力添えいただきながら、町にとって本当にいい清流苑に行くために今、全力で頑張っておるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） ヘルスツーリズムの推進事業の件ですけれども、この予算請求の仕方が、やはり町長今、答弁されましたけれど、これから検討していくということでこの予算を付けているということでは、なかなか住民理解が得られないんじゃないかと思うんですよ。やはりこういうことをやるから、でこれだけ集客が見込める。だからこのスタッフを付けてほしい、だからこの予算が必要ですよという、そういう明確なものがないんですよ。いや、来てやってくれたら増えるだろうなというレベルですよ。そうじゃなくて、やっぱりこれだけ見込めるよ、こういうことをやるから、だからこのスタッフが必要なんだという、そういうものを提示していただきたいんですけれども、予算を認めるにあたっては。いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

先ほどの黒澤議員の主張の中に2点ございました。やはりきちんとした積算根拠を持って予算請求をしてほしいという話とまたこういう時期ですので、この対策をどんどん打っていくためにスピード感を持ってということもおっしゃられておりました。どっちかというところこのスピード感を持つての話の中で、片手間で兼務でやっていってこれというのは、正直やはり片手間程度になってしまいますので、ここできちんと本腰を入れてこれから始めるという中でお認めいただきたいというところがございますのでよろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） それでは補正予算の7ページの歳入の2目国庫補助金のとこの425万円、

地方創生推進交付金増というところを1点質問させていただきます。

この425万円をもって歳出では商工費に充てているわけですが、これは国よりの先だつての臨時議会においての第1次地方創生臨時交付金の8,700万円余の資金とはまた違う資金かと思いますが、関連性等あるのかお聞きをいたします。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） 熊谷議員の質問にお答えをいたします。

425万円議員申されるとおり、12ページの商工費の方に財源充當をさせていただいておりまして、何に使うかという観光費の方の観光地域づくり推進事業費の850万円の2分の1がその425万円という金額になります。

内容につきましては、地方創生推進交付金の当初予算に盛らせていただく中で交付決定というか、内示があったのが4月の終わり頃かと思っております。その中で、当初予算に計上しなかった分、それから3月の議会で修正をされた分があります。その部分をこれ臨時交付金ではない推進交付金なんですけど、5月25日の日の午前中の全協でも資料を出させていただいたものの推進交付金なんですけれども、それでその財源充當ということやっていくということの中の推進交付金です。臨時交付金とは違う財源でありますけれども、国の方からは内示もいただいておりますし、交付決定も来ているお金でございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） わかりました。

修正部分のところのお金というようなことであると思いますが、今、本当にパンデミックで地球規模の目に見えないウイルスに一喜一憂する毎日でございますが、国の方でもこの国の交付金を第2次の地方創生臨時交付金というのを議決をされて、今、市町村の方へ県を通してきている。内示が来ているのではないかなと思っておりますが、先ほど黒澤議員も言われましたけれど、そういう資金を見込んで会議をして、今、松川町にとって本当に困っているところへ助成をしていくという、そういうことが今、一番大事なことであろうかなと思っております。

また、第2次補正が来たら、それなりの施策をもって臨時議会を開くのではないかと思います。果たしていくら来るのかということもまだわからない状態なのか、またもう既に大体このくらいはくるという中で、次の一手、本当に困った人たちへの助成、町としての創意工夫された中の質の高い助成、そういったものを考えておられるかお聞きを

いたします。

○議長（米山俊孝） 久保副町長。

○副町長（久保友二） 臨時交付金の国の2次補正分のお話でございます。

閣議決定で追加で2兆円という総額は示されておりますけれども、その配分方法については、現時点で国からの都道府県にも一切情報が来てないという状況でございます。

マスコミ報道によると、今朝の報道等では、その配り方を国がその決めたというような報道も一部出たようですけれども、今のところ国からはなんの連絡も来てないということでございます。

現時点でそうはいつでも私どもの町として、追加の経済対策ということで、どのような対策が必要かというのを、今、各課でとりまとめをして、理事者等各課の課長、担当者との間で議論を始めているというところでありまして、その財源手当て等をにらみながら、また場合によっては臨時議会等でご審議をお願いするというような場面も出てこようかと思えます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 既に役場内で次の2次の補正に対しての対策を練っているということで、非常に良いことであろうかと思えます。

第1次に対して8,700万円を有効に使いながら、次の創生を考えていくというようなことで、非常に大事なとこにさしかかっているなと思えます。

私、買い物応援券というのは、非常に地域内循環ができて非常に良いことであろうかと思えます。ああいったものに対してもう少し助成をしていただければありがたいなというふうに思っておりますし、まだまだ知恵を出し合えば非常に活用できる範疇があるかと思えます。

一番大事なことは、この松川町内においての結いの精神が醸成されるようなそういう交付金の使い方というのが大事かなと思っておりますので、そこら辺についてお考えがありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

まず、ちょっとお示しできるほどじゃなく、あらあんなものの中にもやはり応援券というような話第2弾、またその他ほかの方向からというようなところも今、やっております。

また、日本国内で様々な応援券やっておるんですが、やはり何かの会に入らなければいけないということでちょっと現場がもめてしまったりとか、そういう声も聞いていく中で、今回松川町はそういう枠は取っ払って全体に今、やっておるところでございます。

ただ、そうはいつでもいろんな縛りがありますので、なるべくいろんな政策打ちながら、届けなかったところに届く支援をとということで今、考えておる最中でございます。

ありがとうございます。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございませんか。

菅沼議員。

○6番（菅沼一弘） 1点お伺いをさせていただきます。

13ページでございますが、負担金補助及び交付金ということで、18区分で負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊の設置補助金ということで1,200万円、これについてのご説明とそれからその下の集落支援員の設置補助金ということで1,954万2千円という金額が計上されているわけですけれども、これについて2つの方の説明をお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） 菅沼議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど副町長の説明の中にもありましたが、見直しをするということではありますが、この内容につきましては、両方とも観光まちづくりセンターが雇用する職員、隊員であります。

委託料ということで、当初計上していたわけで、当初予算では計上していたわけですが、センターが主体的に隊員、あるいは職員と連携して取り組んでいるということの事業であるということでもありますので、委託料よりも補助金の節の方がより適切という判断でございます。

施策内容としては、何ら変わるものではありませんが、より適正な予算編成、執行をしていくということで、そういったことに資するということで、こういった見直しをさせていただいたところであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 菅沼議員。

○6番（菅沼一弘） ありがとうございます。

今、見直しの金額というようにお話でございましたが、集落支援員の設置の補助金で、

集落支援員というのはどのくらいの人数で、それから補助金が出られておるのかという
ような考え方はちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） お答えいたします。

予算上では、現在3人の方になっております。地域おこし協力隊が。ただ、1人は新規
採用ということですので、実質は2人ということ。

それから集落支援員は、4名の方でございます。3名で1人は新規ということ、そ
ういった人数になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） 防災倉庫の件でお伺いしたいと思うんですが、当初予算の審議のときに
この場で課長答弁でも総務産業建設常任委員長の答弁の中にもありましたが、6月に補
正をして、防災倉庫をきちんと整備するという、そういうことだったかと私は記憶して
おるわけですけれども、この6月の補正予算のどこにその予算が盛られているんでしょ
うか。

○議長（米山俊孝） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 防災倉庫につきましては、委員会等ではまたご報告等したいと思っ
ておりましたけれど、今回補正予算の方には計上してございません。

3月の折にも当初予算のときにもいろいろご意見をいただきまして、6月に計画変更
に伴って、補正予算の方でお願いしていきたいというようなご説明をしたところであり
ます。

ただ、防災倉庫につきましては、県の計画変更の時期が当初4月の末くらいにと思っ
ておったんですけれど、今現在まだちょっとできてないような状況であります。

やはりコロナの対応ということもありまして、なかなかそちらの方が進んでなかった
点。それからやはりこの今回、いろいろ意見書等もいただいておる中で、やはりもう一
回慎重に考えるべきかなというところもあります。

そんなことから、今回この6月の補正のところには計上の方はしてないというような
状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） 事情はともあれということだと思っんですよ。この本会議で決議をするときの条件として、総務産業建設常任委員長も、課長答弁も含めて、住民のここで6月の補正でやるということを答弁しているわけですよ。そういうものが補正予算に載ってこないわけですよ。そうであれば、当然事前に全員協議会だとか、諮るべきじゃないかなと思っんですけれど。

「委員会に諮る予定だった」と言いますけれど、これ住民の皆さんも聞いているわけですよ。本会議ですよ、採決の前の討論でそういう話があったわけですから、そういうものが知らないうちにないというそういうことって問題じゃないかなと私は感じるんですけれどもね、約束事だと思っんですよ。本会議での答弁は。こういうふうに質問をされる前に事前にそういう説明があつてしかるべきかと思っんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） すいません、ただいま黒澤議員の方からご指摘いただきましたとおり、やはり本会議の席でそのような返答等もやっぱりしてきております。

過去の経緯、経過がございますので、やはり本来であつたら言われますように、事前に事情等につきましては、全協の方でご説明、ご報告をして、皆様にご了解をいただく、取っておくべきだったと反省をしております。

よろしくお願ひします。

○議長（米山俊孝） 黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） ぜひ、この住民の皆さんも聞いて知っているわけですし、本会議の重みというものをやっぱり再認識していただいて、きちつとした方法で進めていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

それでは総括質疑を打ち切りたいと思ひます。ご異議ございせんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） それではただいま提案のありました令和2年度各会計の補正予算について、審議を各常任委員会に付託したいと思ひますが、ご異議ございせんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 異議なしと認めます。

それでは、令和2年度各会計補正予算について、担当常任委員会において審査をいただき、最終日に報告をお願いいたします。

=== 日程第15 議長の報告 ===

◇ 請 願 1 「旧青年の家及び旧ハローミヤの建物を防災施設として利用すること」を求める請願

○議長(米山俊孝) 日程第15、議長の報告であります。今定例会に請願1件が提出されております。

内容について、事務局より説明をさせます。

加山議会事務局長。

○議会事務局長(加山隆浩) それではよろしくをお願いいたします。

= 請願1 朗読・説明 =

○議長(米山俊孝) 説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの請願について、担当常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 異議なしと認めます。

それでは、請願1、「旧青年の家及び旧ハローミヤの建物を防災施設として利用すること」を求める請願については、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたします。

散 会

○議長(米山俊孝) 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、一般質問は、17日午前9時30分から行います。ご出席をお願いいたします。

午後3時44分 散 会

令和2年 松川町議会 第2回定例会
(第 14 日 目)

令和2年第2回松川町議会定例会会議録 (第 14 日 目)

令和2年6月17日(水曜日)

午前9時30分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 一 般 質 問

1. 熊 谷 宗 明

2. 中 平 文 夫

3. 坂 本 勇 治

4. 松 井 悦 子

5. 島 田 弘 美

6. 間 瀬 重 雄

散 会

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

一般質問の質問事項

令和2年6月17日

順序	発言通告者	質問事項	頁
1	熊谷 宗明	1. 新型コロナウイルス感染の対応について	103
2	中平 文夫	1. 住民の目線で寄り添った情報発信が来ているか	117
3	坂本 勇治	1. 緊急事態対応の反省を、これからの行政にどの様に活かすか	130
4	松井 悦子	1. 町有地の貸し付けについて	143
5	島田 弘美	1. 新型コロナウイルスに係る経済危機対策について 2. 清流苑対策について 3. 政府は第2次補正予算を考えており、地域創生交付金2兆円実施するとしている	153
6	間瀬 重男	1. 旧松川青年の家研修棟、宿泊棟解体しないあと利用を	163

開議宣告

○議長（米山俊孝） 出席議員数が定数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（米山俊孝） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおり一般質問であります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

地球温暖化防止及び節電の取り組みの一環としてクールビズにて行いますので、ご理解をお願いいたします。

=== 日程第1 一般質問 ===

○議長（米山俊孝） 日程第1、一般質問であります。

一般質問は、6名の議員より通告されております。通告の受付順序により順次発言をお願いいたします。

なお、発言者、答弁者ともに簡潔をお願いいたします。

ただいまから一般質問を行います。

◇ 熊 谷 宗 明 ◇

○議長（米山俊孝） 9番、熊谷宗明議員。

○9番（熊谷宗明） 皆様、おはようございます。

今回も前回に引き続きまして、新型コロナウイルス感染の対応について、今回は多大な影響が出ております子どもたちへの教育、そして観光産業の現状と方向性について質問をさせていただきます。

まずもって、ウイルス感染拡大防止のために最前線で戦っている皆様に敬意と感謝を申し上げます。また、目に見えない新型コロナウイルス感染への猛威に対し、温かいご支援をくださっている皆様に心より厚く感謝を申し上げるところでございます。

さて、長い間学校に行きたくても行けない日々を過ごしてきた児童、生徒の皆さんも

通常に登校できるようになりました。大災害とも言えるこの長期の休校行、学校のあり方や学習の方法など、今までと異なる見方が生まれてきてまいりました。学校だけにとられないオンラインの学び学ぶ場。会社に行かなくてもテレワークで仕事ができるなど、今までのように人が自由に動けない状況の中、ウィズコロナ時代、また新しい生活様式によって社会も、教育も大きな転換期を迎えております。

松川の子どもたちの健やかな学びを進め、支えるために今までの現状を踏まえ、これからの教育の方向性をどう捉えているか、まず町長にお伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） おはようございます。

熊谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染への対応についてということで、まずは子どもたちの教育の推進についてという部門でご質問をいただきました。

熊谷議員のお話にもございました。現在も大変続いております危機ということで、大きな影響まだまだ残っております。また、今回、この大きな自粛によって、大変影響が大きいところが現在町内にも出ております。この影響に遭われた方にまずは心よりお見舞いを申し上げます。

また、町としても今後の支援策についても様々な形でまだ行っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、皆様に気をつけていただいた結果、この地域では現在発生していないということも併せて申し添えておきます。

教育現場についての話でございます。まずは、3月の3日に休校が始まりました。それによって年度をまたぎ、4月の14日から週一回の登校ということで順次だんだんと再開を始めております。また、連休明けからは、週2週3という形でやっております。5月の11日から中学校が給食の再開。5月の25日から一応通常登校という形になっております。

私も小学校1年生と小学校4年生の子どもがおるものですから、なかなか家で過ごす、家以外になかなか行けないということが大変ほかの親御さんからも「苦しかった」という話を聞いております。

また、給食が再開するまでに時間を要しましたので、人によっては毎日のようにお弁当を持たせなければいけないということが、やはり働いている家庭にとっては大変ご負担をいただきました。

そのご負担をいただいた上で、今回再開を始めているんですが、なかなかまだ今までの結果が出たかどうか分からない状態で、今現在、教育現場やっけていただいております。

宿題もいろいろ出されたりしても、なかなか子どもによってできるできないというのがございました。また、特に課題となったのが小学校1年生、小学校6年生、また中学校3年生が課題となりました。

小学校1年生につきましては、その学習の導入という部分がなかなか家庭では厳しいというご意見もいただいております。そこは今、順次対応していただいております。

また、小学校6年生、中学校3年生については、遅れを取り戻す期間が次の年には繰り越せないということで、大変現場今、頭を悩ませてやっけていただいております。

また、子どもたち全般という話で申し上げますと、6月の19日からだんだんと長野県も今まで緊急事態宣言が最後まで出ていた地域からもだんだんと制限をなくして移動ができるようになってきます。これによって、ゴールデンウィーク等も、年度末も帰省できなかった学生さんたちが、この当町にもだんだんと帰ってくる動きが出てくると思います。

当然、感染症対策には留意しなければいけない。いわゆる新しい生活様式には留意しなければいけないんですが、そういう今までなかなか地域を地元を離れて戻れなかった子どもたちを温かく迎える町にしたいなと思っております。

具体的なじゃあ遅れの確保等については、教育長の方からも答弁をいたします。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 町長より今までのこと、現状答弁いただきました。

やはり通常登校ができるようになって、なかなか今までどおりにいかないというような現状があるというお話でありました。

学習の遅れ、格差、これも非常に全国的に問題となっております。そのことでありますが、当町では夏休みを短縮。40分7時間授業など、先生方も感染防止に気をつけながら、なんとか挽回しようと一生懸命努力されているところだと思いますが、詰め込み教育になってしまうのではといった懸念も指摘されております。子どもたちが主体的に学ぶことが最も重要だと思っておりますが、この点について、どのような対応をされているのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） コロナの関係で休校が続いたということで、学校の現場はその遅れを

取り戻したいということで、先生方は授業実数の確保ということに意を注いでいます。

今、夏休みの短縮の話がありましたが、中学校では水曜日でも6時間授業、1時間授業を増やしてということに対応しております、年間の見通しの中ではこのままいけば、それぞれの学年で履修すべき内容についてはしっかりと習得ができるだろうという、そんな見通しを持っております。

で、私自身が一番危機感を感じているのは、授業実数の確保ではなくて、今、ちょっと詰め込みというようなお話がありましたが、子どもたち主体の学びが後退するのではないかという、そういう危機感を感じております。

長野県の方も学びの改革ということを打ち出しておりますし、松川町でも今年重点の1つに授業を変えるということを出しました。自分自身が教員になってから50年も経つんですけども、その頃から子ども主体の問題解決学習ということが言われながら全く変わってないという学校の現実があります。で、なんとか、今年度そのあたりに力を入れて、教師主導の授業ではなくて子ども主体の授業に切り替えていきたいという、そういう願いを持っておりますので、確かに現場での焦りはありますが、子どもたち一人ひとりが自主的、自立的に学び、学んだことが結果として力として残るとい、その見届けまでしっかりやってもらえるように学校現場の先生方と一緒に考えていきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 教育長が、教員の時代から子どもたちが主体的に学ぶということが指導要綱、要領の中に組み込まれてきたという中で、なかなか到達はされていないということとあります。

このピンチの中で、そういったことが改善されるようにやはり何らかの施策を打っていくことが大事かなと思っておりますし、AIが発達しておる世の中において、知識だけが積み込まれるというのではなくて、やっぱり社会性、コミュニケーション能力、生きる力、そういったものを育むということが大事かなと思っております。

山田洋次監督のフーテンの寅さんの映画の中に不登校でありましたみつお君と虎さんが公園で話をしている場面がありまして、みつお君が「寅さん、勉強はどうしてするの」というふうに聞くと、寅さんはうんと考えて「何か壁にぶつかったときにそれを乗り越えるために勉強っていうのはあるんだよ」というのをみつお君に語ってございました。

やはりそういった力を子どもたちに植え付けていくということが、私は大事じゃない

かなと思っておりますので、山田洋次監督がそういった意をもとに脚本を書かれたと思いますが、やはりそこが原点ではないかなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

このほど公民館がアンケートをとっております。その中で中学1年生は勉強の遅れが心配。中学3年生は、進学や就職に影響が出ることを心配しております。

国では、公立小中学校に教員3,100人を加配。加えて配置するということでありますけれど、松川の教員の加配、あるいは増員についてどんなふう考えられているかお聞きをいたします。

○議長（米山俊孝） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 今、フーテンの寅さんの話があったんですが、子どもたちもそうだし、先生方もそうなんですが、このコロナの時代になんのために学ぶかという、そのところをやっぱりしっかり考えていく必要があるかなというふうに思います。

少なくとも先生方が一生懸命知識を詰め込んでも、その知識がどれだけ役に立つかといったら非常に疑問に思う部分もたくさんありますので、やはり目の前の課題、問題に直面したときのその問題をどうやって解決するかという、その力を培っていきたいというふうに思っておりますので、子どもたちも勉強がなかなか進んでないという、そういう焦りもあり、先生方の焦りは先ほどもお話をさせていただきましたが、そんな中でやっぱり子どもたち一人ひとりに丁寧寄り添っていききたいとそんなふうに思っております。

県の方の学習指導員の追加配置事業というのが、これは国の事業を受けてやっている事業なんですけど、先般、学習指導員としての配置をお願いいたしまして、現在100時間、松川町で100時間の授業実数ができる人員の配置というのが認められております。

これは、教員免許を持った方の配置なんですけど、第2次として教員免許がなくても例えば放課後学習ができるような指導員の配置ということも考えられておりますので、中学校の方は6月の第1週の水曜日から放課後学習の寺子屋授業始まりました。小学校の方もまたこれから考えていききたいと思っておりますが、そういう放課後の学習で子どもたちが学びたいことを学ぶという、そういった場所に指導員の方を配置していきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 教育長の思いが実現できるように、先生方との連携を深めて、生きる力を

大いに養っていただけるようお願いをしたいと思います。

先生方の加配についてもやっていただけるという内容であります。

加えて、やっぱり小学校6年生と中学校3年生の子どもたちがやはり悩み苦しんでいるという部分がありますので、できるだけ優先的に学べるようそういった先生方、あるいは学習指導員、そういった方たちを配置をお願いできたらと思っております。

このほどエス・バードに信大教育学部の大学院コースを設置して、教職員に学ばせるというようなことが新聞に載っておりました。いわゆるオンライン授業というのが全国で展開されて、大きな記事になって、学べるのは自宅でも学べるというようなことあります。

小中学校の学生に1人1台タブレットの端末を配備する計画が前倒しとなりまして、松川でも今年度中に配備されることになりました。家庭でのインターネットに接続できる環境のアンケートでは、7.6%の家庭が接続ができない環境であるということでもあります。やはりタブレットがあっても使えないというような環境をなんとか打破することが第一ではないかと思いますが、この点についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（米山俊孝） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） ギガスクール構想が前倒しということで動いているんですが、何年か経った見たときに結局ギガスクール構想なんだって。端末を配って環境整備しただけじゃないという話にならないように、やっぱりこのことが学校や社会を変えていくそういう起爆剤にしたいというふうに思っております。

今回のコロナで学校が臨時休業している中で、やっぱり学校ってなんのためにあるのとか、学校に行かなくても学ぶことができますよという、そんなこともいろんな場面で体験をしているというふうに思います。これ、学校に行きたくなくても行きたくても行けない子どもたちもいる中で、すべての学びたいと思う子どもたちにどういう学びの場を提供するかという、そんなことも大きく関わっていると思います。

で、現在は通常登校でやっているわけですが、これはコロナの第2波、第3波ということ以外に、やっぱりオンラインで学校と子どもたちがつながる、そういう環境はしっかり作っていききたいというふうに思っております。

今、熊谷議員からお話がありましたが、家庭にw i f i環境がない世帯、これ学校の方とも連携をしながら調査をさせていただきまして、小中学校で世帯数でいうと51世帯です。これやっぱり常にこういう世帯も学校とつながれるw i f i環境を整備することが、私はこれからの時代に必須のインフラ環境だというふうに思っておりますので、そ

て、じゃあこれをオンラインでやりましょうというそういう提案をしております。

英語と算数と国語、それぞれの検定に向けて勉強していく機会をオンラインでやろうということを決めまして、講師の先生にも投げかけをしているんですが、やっぱり抵抗ありますね。昨日も電話をもらって、「実際にできるんでしょうか」という、そういう戸惑いはあるんですが、これは先生もそうだし子どもたちもそうなんですが、やっぱり先駆者として使っていくときのこれは当然ハードルはあるわけで、そのところで立ち止まって乗り越えないということを知ってしまうと、やっぱりずっとその先に進めないということがありますので、ここは思い切ってともに考えながら前へ進んでいく。先生方も自分自身の学びを深めていくためにICTを使うというそういう経験をたくさん積んでほしいと思っております。

で、7月の6日の日にオンライン授業の講習会をやるように計画しております。先生方にとってもオンラインの授業がもっともっと気軽にできる、そんな研修会たくさん作りながら進めていきたいとそんなふうに思います。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 既に研修会を7月6日に開くということですので、大いに先生方が学び、子どもに指導できる体制づくりというのをお願いしたいと思いますが、さらに言うならば町費でそういった専門の教員を招聘するなり、雇って、専門的な指導をするということも大事な点ではないかなと思っております。

オンラインオンラインという時代になって、三密を避けるというようなこと。大勢の人数が小さな部屋にいるということがないようにというようなことでありますけれども、運動会、音楽会、スポーツ大会を子どもたちは非常に楽しみにして、そういった行事がなくなるのではないかとこの心配をしております。これも公民館のアンケート調査によることであります。

オンライン化でできていくことも大きなメリットでございますが、オンライン化ばかりでは得られない教育というものがあると思います。こういった子どもたちが体と体、目と目、息づかいを感じながら生きていくという授業をするということをどんなふうに描いておられるのかお聞きをいたします。

○議長（米山俊孝） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 学校がなんのためにあるかということを考えていったときに、単にその知識とか、いわゆる狭い学力に限っていえば、それはオンラインでもできるというふ

うに思うんですが、やはり人と人とのつながりという意味でのその関係性っていいですかね、そういったものは学校へ来て友達と話をし、先生方と話をし、そして児童会や生徒会の仕事をしたり、いろんな場面で協働をして、課題を解決していくという、そういうつながりの中で子どもたちが成長する場面がいっぱいあると思いますので、先ほどの行事の話もありましたが、行事はそういう学校生活に潤いを与えてくれる大事な要素ですので、なるべく行事については実行してほしいという、そんな話をしておりますし、学校の方も1学期にできなかった音楽会を2学期に回したり、それから運動会、それから子どもたちの修学旅行についてもなるべく実施をする方向で考えております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） なるべく実施していくという配慮をしているということでございますので、学校関係者と協議をして、子どもたちの意に沿うような形を取っていただければと思っております。

次に、長期休校によつてのストレス、これも大きな問題かと思ひます。大きなストレスを抱えたまま学校生活をして6月なんだけれど、4月のような子どもがいるというようなお話も聞いておりますが、こういったことを解決するのは保健室の先生、養護教員かと思ひますが、どういった対応をしておられるのかお聞きをいたします。

○議長（米山俊孝） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 学校再開5月25日で通常登校が始まりまして、一週間ほどした時点で校長先生方に「子どもたちの様子どうですか」ってお聞きしました。そのときに「小学校1年生、それから中学校1年生はいまだに小学生や中学生の生活に慣れていない」という、そんな話を聞きました。

ですからもう2月間、中途半端な期間であったという、そんな印象を先生方申しておられました。

それから疲れているという話があったんですが、多分この疲れているというのは、学校へ来ての生活がずっと続くもんですから、やっぱり家ででのんびりしているというのと違って、心身面で疲れが出ているのかなっていうふうに思ったんですけども、子どもたちの生活リズムの乱れという、そんな指摘もありまして、やはり外に見えてなくても子どもたちの内面等にはいろんなつまずき等もあるだろうなというふうに思っております。

県の方から心と体のチェック表というものが例として示されておりましたので、学級

担任の先生方にこれを使って、子どもたちの現在の状況等を把握して適切な対応をお願いしたいという、そんなお話もさせていただいております。

チェック表を使って聞き取った内容については、養護の先生、それから教科担任や学年会等でも共有しながらみんなでその子に対応していくという、そんなことをしていきたいと思います。

中央小と中学校には、養護助教諭ということで、町費の養護の先生も配置されておりますので、心と体の相談員という形で子どもへの関わりをお願いしていきたいとそんなふうに思います。

それから不登校の子どもたちですね。子どもたちのじゃあ臨時休業のときにどんな心の状態だったかというところ、なかなかわかりづらい部分もあるんですが、6月の最後の週の水曜日に不登校親の会を開きますので、そこで状況を聞きたいというふうに思っております。

それから中には、子どもの方でオンラインで学びたいという、そういう声も聞こえておりますので、例えば教室にカメラ置いといて、学校でなくても家で学べるというような体制も作っていきたいということと、それから家で学んだことはつまり学校に登校したと同じようなことで認めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 今の不登校の子どもたちに対してのオンライン授業でちゃんと単位が取れているということは、ぜひともやっていただきたい。そういったことが、このコロナで得た大切な部分かなと思います。

公民館のアンケートでは、休校中何をしていたかという問いにはやはりテレビ、ゲームというのが圧倒的に多いわけです。「家の子どもは、学校に行くようになったら急に日焼けした」というようなことも聞いて、「夜、顔がヒリヒリした」というようなことも利きました。

そういった中で、家で子どもだけ、また1人で過ごしていた児童というのが小学校高学年では24%、約4分の1、中学生では47%、約2分の1ということでもあります。

これを考察には、共働き家庭の増加が原因ではないかと思われるというふうに書かれておりましたが、やはりこういう現状が多くなっていくことは事実でありまして、教育というのを学校や児童館に委託する、そういうような状況下が見えてとれると思うんですが、やはりこういった子どもたちをやっぱり地域で育てていくような支援、そういっ

たことが今、松川にとって大事ではないかなと思いますが、この点についてご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 非常に大きな問題だと思います。

共働きの家庭が増えているということで、児童館の利用者が増えているということ。それから保育園の未満児の利用の割合が増えているということ。そんなところにも影響が出ていると思いますが、このコロナの感染拡大の中で、結局学校がその機能を停止してしまって、子どもたちの居場所となくなってしまうということで、もう1つの預かり場所は結局家庭しかないの、家庭で過ごす時間が長くなったというところにつながっていると思いますが、子どもたちの居場所ということで学校、家庭、それからもう1つやっぱり地域だと思います。地域の中に子どもたちが居場所を見つけて、そこで安心して過ごせる場所とか、子ども食堂もそんな役割をしている大きな存在なんですけど、コロナの感染拡大の中では、なかなかその仕事も機能できなかったということもあるんですけども、学校を支えるネットワークとしての学校応援団の組織もありますので、何か学校、家庭以外に地域の中で子どもたちの居場所が作れば良いなとそんなふうには思っておりますが、これは教育委員会、まだまだ見通しを持つことができない大きな課題です。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 学校、家庭、地域、特に地域について、まだまだという部分かなと思っております。けがき応援団 93名、松中サポーターズ 109名、北小支援ボランティア 120名、合計 322名の方が登録をされて、学校を生徒を応援をしてくれております。

こういった人たちがどういう思いで子どもたちを見守っておられるか。この3者がともに協働すれば、大きなことができるのではないかなと思っております。

さらには、NPO法人「はぐ」さんのような多様な主体が1団体だけではなく、いくつもふつふつとわいてくるような松川の子どもを見守る社会づくり、そういったことができると一番良いと思っておりますし、子どもたちにとっての愛郷心もそこで芽生えていくのではないかなと思っておりますので、さらに突き進んでいただければと思っております。

次に、帰省できない町出身の学生の応援について質問をいたします。

お米5kg、それで1万円の支援、現在お聞きしたら200人近くの方が受け取って

るということで、松川の前河原の美味しいお米を食べているのではないかなと思っておりますが、この事業展開でありますけれど、高森は非常に動きが早かったというところでお聞きをしましたら、高森では高森若者特命係というのが飯伊出身の若者有志の団体で作られておまして、そういった子どもの1人がSOSを町長に流して、それを聞いた町長が支援を決断したというようなことを聞いております。

非常に若者同士SNSでつながる、またLINEでつながっているということで、自分の置かれる状況というのを把握し、伝播していくということは素早いわけであります。

この高森でありますけれども、若者特命隊の中に松川町の出身の子どもたちがおります。こういった良いことは、松川でも取り入れるべきではないかなと思うわけでありませう。特に町長は、若者のまとまりをなんとかしていこうという意思を持っておられますので、やはり全国の情報も若者によって町に届けられるというような状況、そういうことを構築し、若者が匿名係として任務をすることが愛郷心教育につながるというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

高森町にある若者特命係、確かに最初の動きが大変早くございました。また、松川のこの今回の支援に至っては、コスタリカのスタディーツアーの学生さんたちからの話を聞きながら、今回このようなものを作りました。

また、今回のこの支援に関してですが、いわゆる若者が使っているLINEのSNSを使ってそこに登録していただくことがまずひとつの今回のミソでございまして、やはり同じような組織としてではなく、まず若者たちの連絡先というのが町としてしっかり把握できていなかったもんですから、今回のこのチャンスを使いまして、若者たちに今、情報が発信できる状態を現在200名来ております。現在、登録者164名ございますので、そこにきちんと町からの直接のアクセスができるようになったということがまず一歩前進というところでございます。

今回、この事業を使いまして、さらに若者たちの支援とまた地元に戻ってもらうための意見交換ができるような対策をとっていきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） ぜひお願いをいたします。

次に、観光農業の維持、発展について質問をいたします。

まずは清流苑、甚大な影響を受けております。キャンセル料総額約4,000万円。国が

らの雇用対策の助成金、休業補償など町営、公設、公営であることなら対象にならない。そういった損失分を今回一般財源から 2,600 万円繰り出しての補正予算が提案されているところでございます。

町民の福利厚生施設として愛されている清流苑の今後の運営についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

実は今回、このコロナウイルスの話になる以前より昨年度から清流苑に対しての今後の経営方針というのを見直したいという方針をお示しをしておりました。また、令和元年度において課題の洗い出しを進めて現在、一通りの整理をしている最中でございます。

清流苑につきましては、平成4年の開業以来27年、本当に地域の方に愛され、また今回のコロナウイルスの先ほど熊谷議員のございました支援というところで、町営の施設ということで、なかなか支援を受けることができないということがありました。それと同時に、日本中に今、町営でやっているところがほとんどないということもよくわかりました。

町営の施設としては、本当に大変一生懸命やっていただいて、業績も上げているということもわかりましたが、それと同時に公務員という扱いになってしまいまして、なかなかこのままだと好きなようにいいように時代に合わせて素早い動きができていけないというジレンマもございます。

そこも含めまして、今回まずは今まで清流苑のみでなんとかやってくれというようにきたところを、それでもこの未曾有の危機に対して、本当に松川の皆さんがよりどころとしている清流苑に何もしないということにはできないということで、今回補正予算2,600万円の人件費に対する補てんの計上をさせていただいたところでございます。

あり方としましては、やはり住民の福利厚生の方、よりどころの方というところがございまして、また、一方としては、外貨を稼ぐ営業施設というところもございまして、その論点をこれからきちんと整理していくということ。

また、もう1つは、私たちのこの行政の会計に載せてしまっているというところは、一刻も早く、会計のことに關しては改善していかなければいけないということで、その二本立てで話を早く進めていきたいと思っている最中でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） これについては、検討委員会もございます。

公設公営でいけるのか、あるいは公設民営が良いのか、あるいは民営でというような議論がされているかとも思います。

これについては、あとで島田議員より質問があろうかと思しますので、バトンを渡したいと思います。

次に、観光農業の深刻な実態を踏まえ、どういった形で後押しをしていくのかという点についてお聞きをいたします。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） 産業観光課の方でお答えします。よろしく願いいたします。

ご承知のように、当町はくだものの里ということで、果物狩りが非常に盛んということでもあります。さくらんぼ狩りを皮切りに秋に向けて今後果物狩りですとか、収穫体験と言われる時期を迎えていくわけではありますが、この果物狩り、収穫体験も今回の感染症の影響が非常に大きく影響がしていますし、これから影響するのではないかということが非常に憂慮されるところでございます。

こういった状況の中、議会にもご報告させていただきましたけれども、果物観光協会のさくらんぼ部会の皆様方と観光まちづくりセンターのスタッフとの連携で大変ご尽力いただきまして、さくらんぼのウィズコロナに対応した販路の開拓ですとか、あと感染防止のガイドラインの作成。それからしっかりやっておるでな宣言ということでの取り組みを行っていただいております。

他の作目に先駆けてのモデル事業になるのではないかとこちらでは捉えております。

この取り組みは、必ずや他の作目の模範ともなると思いますし、今後センターにおいても切れ目のない支援を行っていく計画でありますので、改めて関係者の皆様方の取り組みに敬意を表するところであります。

センターと連携して、飲食店や宿泊施設も含めたウィズコロナと言われる時代の観光受け入れ全体のガイドラインも作成してまいりたいと思っております。

町といたしましても、財政的な支援はもちろんでありますけれども、できる限りのゼロ予算の中でもできることはやってみりたいと、支援をしていきたいと、一緒に連携して取り組んでまいりたいとそんなように考えております。

国県を含む行政の支援としては、国の持続化納付金がありますけれども、これは農業も対象となります。条件によってはご活用いただけますので、窓口におきまして相談業

務等で支援をしてまいりたいと考えております。

また、町独自の取り組みとしまして、既に執行しておりますけれども、小規模事業者応援寄附金、それからコロナ対策危機突破応援寄附金の寄附金についても受け付けを現在やっております。今後の農業についても支援を今後の農業につきましてもこれ対象になりますので、支援を行ってまいりたいと思っております。

応援給付金の昨日時点の件数ですけれども、参考までに申し上げますと、これ1件20万円ということなのですが、一律135件申請が出ております。それから危機突破の方が今12件ということになっております。

また、今般の国の第2次補正予算の中におきましても農業に対する支援も制度としては充実してきては充実してきておるようこちらでは捉えております。町としてもその活用について検討して、できることはご案内してまいりたいと、そんなふうを考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（米山俊孝） 熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） 観光農業も大転換の時期でございます。本当にバス主体、団体観光から個人マイカー、それから通信販売へと大きく舵を切らなくてはならないということを実感をしているところでございます。

そういった中で、町を始めまちづくり観光センターが中心となって、生産者と連携し合い、新たな販路拡大ということが今、みんな生産者菌を食いしばってやっております。

本当にこのコロナ、まさかこんな大きな災害になるとは思っておりませんでした、大変なことでもあります。

りんご狩りの時期までウィズコロナ、新しい生活用紙が続くと思ひますが、やはり松川町に来て良かったと思えるような対策、ガイドラインを制作しておりますので、それをみんなで守っていくということが一番大事かなと思ひしておりますので、またいろいろとご協力をお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

◇ 中 平 文 夫 ◇

○議長（米山俊孝） それでは続きまして5番、中平文夫議員。

○5番（中平文夫） それでは通告に従ひまして、質問をさせていただきます。

本日も6名の方が質問しますけれど、そのうち4名がコロナ対策と、新型コロナウイルス

ルスの件についての質問であります。

私もその件で、特に私は町の情報についてどういうふうに発信しているかということについて質問を中心にしていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

新型コロナウイルスの拡散は未知の大災害であり、どう対応し、どう正確な情報を住民に知らせ、不安を和らげ、安心感を与えるかというのが、一番町としても重要なことではないかなというように思っております。

今回の新型コロナウイルスの感染症対策として、議会も協力して、専決処分を含めていち早く対策を講じていましたけれど、そういった町の姿勢、対策、そういった情報の発信にはいささか疑問が残るところであります。

そこで、最初に現在までの町の情報発信について、住民目線から見ればどうであったかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは中平議員の質問にお答えをさせていただきます。

住民目線での情報発信ということのご質問でございます。

一昔前ですとチャンネル・ユーのページング放送、また町から定期的に行く広報などが主流の情報発信方法でした。ただ、この時代になりまして、本当に今、様々な方法で情報発信をしております。具体的に申し上げますと、まずは町のホームページ。また、いわゆるSNSと呼ばれるツイッター、インスタグラム、フェイスブック。また、チャンネル・ユーにおきましてもテレビ放送、またページング放送の広報のお知らせ、音声告知放送ですね。あとは広報まつかわから定期的に月一回出る広報、また毎月いく松川カレンダーなどで現在様々な方法で情報発信をしております。

ただ、町のホームページとしても緊急情報ページを開設して、常にトップに出るようにもしたんですが、やはり住民の皆様が普段扱うツールというのが大変様々になっておりまして、そこがうまく一元化できていなくて、多少五月雨式になってしまったというのが伝わりにくかったこと。

また、情報がどんどんどん出さざるを得なかったということで、やはり日々更新というのが、ものによって少し段階的に前後したというのがやはり今回伝わりにくかったことがひとつ原因かなと思っております。

それを今後情報の整理、それを誰に向けて発信するのかとか、わかりやすさということが現在課題として残っているという現在の反省でございます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番(中平文夫) 今、お答えいただきましたけれども、やはり一元化がなかなかうまくいってなかったというところ。それでわかりやすさという部分で少し欠けていたのではないかなというようなお答えだったと思います。私もそのように思っております。

4月の末にある議員と立ち話で雑談しましたけれど、「4月の段階で、じゃあ松川がどういうことをコロナ対策でやっているのかというのがなかなか見えてこないね」という話もしたことも事実であります。

それで、今まで町で対策として行っていた2~3について、少し情報についてどうやっていたかということをお伺いしていきたいと思っております。

まず、最初に専決処分で実施された対策が十分周知され、理解され、専決処分が十分生かされていたかということで、例えば町事業者への経済支援ということで、特別小口資金とか、特別経営健全化資金、そういうようなものについて町としても、また、議会としても専決処分をして、4月13日に専決処分して行っていたところであります。

そういったものに対する情報、告知、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長(米山俊孝) 米山産業観光課長。

○産業観光課長(米山清博) それでは中平議員の質問にお答えしたいと思います。

この2つの特別資金につきましては、2月の終わり頃だったと思います。事業者の皆さんで資金繰りに苦勞、ご苦勞されているというような情報を得まして、3月早々に検討に入りまして、松川町斡旋審議会というこの町の制度資金を審議していただく会があるんですが、ここでもやはり何らかの対策が必要ではないかという答申をいただきまして、理事者に答申を申し上げ、町としての制度の拡充を決定をして、議員申されるように4月早々に専決により予算の補正を行って、現在まで執行してきているという状況であります。

また、5月の臨時会の補正予算におきましては、預託金の追加増額をお認めいただき、また6月の定例会、今般の補正予算においては、保証料の補給金の追加増額を計上させていただいておるところでございます。

さて、十分な周知を行ったかのご質問でありますけれども、先の今の町長の答弁の中にあった方法はもちろんなんですが、周知につきましては、3月の全協においてご協議申し上げた後、即もうプレスリリースを行っております。

制度資金の拡充の対応が、近隣の市町村に比べ比較的早期であったことがありまして、地元紙の扱いも大きかったことも情報発信には一役買っているなというふうに考えております。

それから事業資金の融資は、国や県の資金もあるわけですが、規模の大きいものですが、そういったものは金融機関や商工会が相談業務として実施をしておりますので、より事業者に近いお立場で具体的な相談に応じていただけます。また、金融機関や商工会、それから県の信用保証協会も当町の斡旋審議会の委員をお願いしております、現場の実情を踏まえ、より専門的な立場からご意見もいただいております、議員のお立場でそういった相談を通じての情報発信に一役買っていただいております、こちらでは認識をしております。

融資という性質上、どうしても金融機関の情報発信が非常に強いものがあります。今後とも金融機関と連携し、周知、あるいは広報に努めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

浸透度はどの程度かということでもありますけれども、今までの申込件数や融資額、それから預託金の追加ということを考えますと、ある程度のレベルには期待していると認識しております。

先ほど申しましたが、県や国の融資もありますので、そこら辺の棲み分けも事業者の方で融資額に応じてやっておられますけれども、町の制度資金としてはその比較的の小規模の中で融資を申し込んでいただいております、そこは一定のレベルに達していると、そんなふうに認識をしております。

なお、参考までに申し上げますと、昨日時点で申し込みの件数ですが、小口資金が35件で9,336万円。それから経営健全化資金がこれが2件で2,000万円ということになっております。これにつきましては、すべて融資実行済みということで処理をされております。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） 今のお話聞いておりますと、専決処分で行った分は十分周知されて、プレスリリース等々を含めて行った結果、第3次補正予算でも増額したりして、十分活用できているというようにお答えいただいたかと思っております。

もう1つの方で、ホームページの掲載方法ということで、例えば特別定額給付金の件でありますけれど、これの伝達方法に問題はなかったのかなというような気がしております。

これについては、おとといまで約残り300世帯というところまでできているというようにホームページに書いてあります。全国的に見れば、この件に関してはまだ40%前後と

いうところであります。ほかの近場の町村は非常に早くどうのこうのというのはありましたけれど、早さばっかじゃなくて、しっかり正確に給付するというのが一番大前提じゃないかなと思っております。

それで、このホームページとチャンネル・ユアの告知方法の文面のところでもあります。通常の申請のご案内が、至急回覧という形で、この特別定額給付金のご案内ということで、私どもの自治会には5月の20日ぐらいに回ってきました。それもなおかつ至急回覧ということで、回覧ということは回覧してしまえば手元に残らないということで、住民の皆様はこれはほとんど見たか見ないかわからないような状況。そういうような状況でありましたけれど、そういうことに関して担当の方はどのように考えていますか。お伺いしたいと思う。

○議長（米山俊孝） 矢澤住民税務課長。

○住民税務課長（矢澤 覚） 特別定額給付金のホームページへの掲載方法等についてのご質問でございます。

5月の1日の日に給付金の内容の方を周知をするために申請書の発行スケジュール、オンラインの申請方法、お急ぎの方の先行申請様式について、ホームページで情報発信をいたしました。

それで、5月の12日にチャンネル・ユアに申請方法を収録し、放送を行っております。

それで先ほどありました組合回覧でございますけれども、町内に給付金の内容についての広報を行ったということでございます。

こちらの方の組合回覧は、各戸配布はなぜしなかったのかというようなご質問でございますが、内部で検討をしたんですけれども、こちらの各戸の取り回しにした場合に、家に置いておく時間が長くなるというように判断をしまして、組合回覧の方が早く回るということで判断をさせていただいて、組合回覧でさせていただくというようなことでさせていただいております。

それから申請書配布の町村がありまして、初期段階の情報発信の不足がありまして、心配をされた町民の方がおられたかと思えます。5月の28日から振り込みは数日のうちに行っておりまして、本日の振り込み分まで56%の方の振り込みが済んでおります。金額でいいますと12億5,850万円となっております。

今後は、受給されない方がないように周知、連絡を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） 組合回覧の方が早く回るという判断だったということでありましてけれど、手元に置いておかれるよりも回した方が良いという話ですけれど、それはちょっと違うんじゃないかなと思う。例えばそういうものを大事なものであれば、こういうものは組合回覧とかそういうことじゃなくて、組合配布郵送で送るとか、そういうことで、各戸に置いておいた方が私は良いと思います。

また、ホームページ等々の中に特にお急ぎの方とはとか、事前に申請するときには特にお急ぎの方という文言が入ってありました。他のホームページ見ても特にとという言葉が入っているところはありませんでした。

また、それを申請するに「ご来庁してのお問い合わせはお控えください」という文言がわざわざ入っているんですよ。ほかのところは、相談窓口を設けて相談にありますよと言っているのが大部分の自治体だ。

こういうことをするという事は、町民との寄り添うという、町民に寄り添う、住民に寄り添うという姿勢からは非常に離れているんじゃないかなという気がしますけれど、その点はいかがであります。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

具体的なこの今回の特別定額給付金、1人10万円の話でございます。国からのものでもございました。

また、今回の政策の目的として、直接相対でいろいろ話をして発行するということが、あの段階では大変クラスターの発生があるということ。また、いろんな方が役場に押し寄せてしまうということを防ぐという目的で、今回そのような形をとらせていただきましたが、いろいろなご指摘を受ける中で特別専用電話を引きまして、土日でも対応し続けてきたこと。また、最初から案内するのではなく、一応窓口はきちり置いてはいましたが、基本的にはまずはお電話でお問い合わせくださいというスタンスが、やはり取り方によってはそういうふうにとられてしまったということはひとつ反省するところかなと思っております。

また、特にお急ぎの方というのは、やはり特にとという部分がちょっと気になられたという話もございました。

5月の1日にホームページに掲載をして、5月の12までの間がやはりそのようなお話が多くて、対応をさせていただいたところでもございますが、やはりその辺が言い方と

しては表現方法の話かなと思います。そこは、また、次回の反省材料にもなるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） 今、お答えいただきましたけれど、電話での対応ということで、専用電話引いたということがありますけれど、今もってホームページにはご来庁でのお問い合わせをお控えくださいという文面がありますので、そういったところはぜひこれからは気をつけてやっていただきたいと思いますと思っております。

また、コンビニ等で添付書類をコピーを行い、通帳忘れが全国的に報道されてきました。町の町民と寄り添う、住民と寄り添うということであれば、そういうこともありますので、そのときに限っても良かったと思うんですけど、コピー機でも置いてサービスしても良かったんじゃないかなと思っておりますので、これからはそういうことも含めてぜひ検討して行って、細かいところですけど、そういうことも含めてやっていった方が、町民とすれば非常にありがたいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

感染防止ということは、どこの自治体でも同じでありますけれども、わざわざ自治体でこういうふうを書くということは、ほかのどこではなかったと思っておりますので、そこら辺もぜひお願ひしたいと思ひます。

まだ、この特定給付金の部分に関しては、まだ300戸ぐらいが未請求というようなことになっておりますけれど、その中には特に配偶者からの暴力を理由に避難している方やそういう方もいるかと思ひます。それとか独居老人世帯とか高齢者世帯に対する対応。そういうものをこれからその300件をどういうふうに対応していくかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（米山俊孝） 矢澤住民税務課長。

○住民税務課長（矢澤 覚） 高齢者やDVの方ということで申請を未申請でないようにというふうなご質問でございます。

今後、申請をまだされてない世帯の方をリスト化をしまして、申請を促す通知をお出しする予定でございます。また、リストをもとに家庭の状況、世帯の状況を各課より情報をいただいて、直接電話をさせていただいたりとか、訪問したり、給付漏れのないように対応をしていきたいと思っております。

また、DVについては、事前に申請の方が来ておりますので、そちらの方で対応の方

をしております。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） 通知を出して対応をしていただけたということで、それはぜひお願いしたいんですけど、あとの方でもちょっと質問しますけれど、ほかの関連で質問しますけれど、例えばそこに例えば独居老人とか、高齢者世帯というのは、民生委員とか、社協の方々が非常に詳しい方がいらっしゃると思います。そういう方と連絡を取り合いながら、あそこがまだ申請してないよ、ここが申請してないよというようなことを洗い出して、またその結果を今度は町では自治会担当の職員が自治会に1人ずつ配置されておりますので、そういう方を使ってやるというような方法もあろうかと思っておりますので、いろいろの方法がありますので、ぜひわからなくて申請ができなかったという人がないようにぜひそこら辺を配慮してやっていただきたいと思っております。

今回の定例会議では、4回目の一般会計の補正が組まれて、9,700万円前後があります。その中には、コロナ対策でやっている部分もあります。例えば1つの例でいけば、保育対策総合支援事業補助金というのがありますけれど、これは250万円ということで国庫負担ということになっております。それをこの間の社文の常任委員会でも質問させていただきましたけれど、その同額の部分が歳出案となっておりますけれど、その中でもし必要な部分があれば、それにプラスアルファして、町として必要なものはそこに付加して、その部分は財政調整基金の方から流用するとか、いろいろな方法があると思っておりますので、例えきたものを歳入のものイコール歳出という方法じゃなくて、そこで町という、町の中で独自に考えて、必要なものであればそこにそういう付加してやっていただきたいと思いますんですけど、そういう意見に対してはいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） それこそ今後、国の第2次の補正予算決定してまいりました。そういうような動きも出てまいります。イコールで歳入イコール歳出でないよというふうなお話でございます。

改めてそのやはり今後のことも、これからは持続可能なことも考えていかなければならない、そういった部分になってこようかと思っております。そういった部分も勘案しながらまた検討してまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫）　そういったことを考えて提案するのが行政の役目でありまして、理事者はそういうところをきちっとチェックしていただきたいと思います。と思っています。

　　こういう災害のときには、関連する企業、団体というのが町の中にもたくさんあります。例えば商工会とかJA、みなみ信州、観光まちづくりセンター、社協、民生委員、食品衛生協会の松川支部、PTA等々団体と連携をとってオール松川であたっていくのが一番良いんじゃないかなと思います。

　　現在は、ここら辺をどういうふうに連携をとってやっているかを教えていただきたいと思います。と思っています。

○議長（米山俊孝）　小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦）　関連する対策の連携に関してでございますが、松川町ではコロナ対策の本部会議を持ってございます。その中で、横断的な情報共有や協議を行っております。

　　協議内容については、町の対応方針、例えば町民の皆様へのお知らせの部分ですとか、公共施設に関する貸し出し、制限するか否かといった部分。

　　あと情報共有については、各課のコロナ対策の検討や進捗状況ということなのですが、まさにその部分でそれぞれの課、例えばやはり今回に関しては産業観光課の部分が大きいわけなんです。そういう情報もいただいて情報共有しておるとい、そんな状況であります。

　　なお、そういう会議だけではなくておいて、例えば定額給付金や買い物応援券、また学生応援の仕送り事業に関してもですが、各課をまたいで人的にそれぞれ応援をしながら進めてきたという、人的な調整もございますので申し添えておきたいと思っています。

　　よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝）　中平議員。

○5番（中平文夫）　今、横断的に行っているというお話がありましたけれど、全体的に松川のそういう広報、町ではこういうことをやっているんだよということが、非常に町民の人に知らされていないじゃなくて知らせているんだけど、うまく伝わっていないというのが先ほど町長も言いましたけれど、あろうかと思っています。

　　全協のときにも知らせていただきましたけれど、新型コロナウイルス感染症対策支援一覧ということで、世帯の分、町民の分、事業の分、あるいは社会保険の部分とこういうようなものが一覧表で今回町から配られるということになっておりましたけれど、なっておりますけれど、これも全協の中で議員の方から提案がありまして、これを回覧する

かどうかというようなことを決めてかねていたということであって、議員の方からもぜひそういうものは各戸に配って、町ではこういう対策をやってこういうふうに行っているんだよということがよく見えるようにということで提案した結果、今回これが今日明日あさってぐらいに各戸に配られるんじゃないかなというような気がしております。

こういうようなものを例えば先ほど各課がまたがっているようなもの、そういうものに対する情報というのが、情報の仕方というのが非常にうまくいっていないんじゃないかなと。こっちでやってくれるのか、あっちでやっているのかわからないと。

例えば食事券なんていうのも、あれなんかも本当は、1つになってまとまってぐっとやった方が、ほかの町村でもそういうので新聞紙上には出ております。松川の方が早くやっているんだけど、新聞紙上には出ておると。松川ではなかなかそういうふうに新聞紙上に出ないということで、なかなか松川で一生懸命やっているんだけど、町民の方に伝わっていないというのが現実じゃないかなと思っております。

こういうようなものを誰かこういうふうに先頭に立って、こういう広報活動をどうするかということは、各課の課長会議か何かで決められているかどうかわかりませんが、そういうようなことを話し合ったことがあるかどうかをお伺いしたい。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 情報発信についてであります。実際にこのコロナに関していえば、この対策本部となります総務課の危機管理係とまちづくり政策課が調整をしながら広報発信をしているというのが現状でございます。

今、お話あったとおり、いろいろなそれこそ工夫をしたつもりだったんですが、まだ行き届いていないということであろうかと思えます。やはりタイムリーであるという、先ほど町長もありましたが、タイムリーであるということがやはり一番大事なかなといった部分で、ホームページのトップページに持っていったりとかいろいろな工夫はしてきたんですが、まだまだ浸透ができてない状況かなといったところがあります。

それはこれからの課題として受け止めてまいりますのでよろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） ぜひ、松川でも一生懸命やっているんだけど、それがなかなか伝わっていないというのが現状であります。もったいないと思う。松川でもこれだけ一生懸命やっておるんだから、だからそういうことをぜひお願いしたいと思えます。

最後の方になりますけれど、サイレントマジョリティーの意見の収集ということでひとつお伺いしたいんですけど、先ほどからホームページだ、SNSだ、ツイッターだ

うんぬんという、そういうメディアを通しての部分もあるんですけど、そうばっかじゃなくて、例えば先ほどからも言うておりますように、高齢者とかそういう方はそういうものあまり見れないですね。ホームページ、チャンネル・ユーでも。チャンネル・ユーでも映像で流してしまうとそここのところは見てないとわからない。文字でどこかに残しておいてくれないとわからないというような部分があります。

それとかそういう要するになかなか聞いてもらいたくても聞いてもらえない人たちの意見をどういうふうに収集しているのか、この件に関してでも良いですけど、全体的でも良いですけど、それでどんなような意見があったかがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 直接的な部分というのは、それぞれの課で意見を受けておるサイレントマジョリティーを聞いておるといふふうに思っております。

私どものところでは、先ほど来出しておる学習支援に関する部分です。コスタリカスタディーツアー参加者からの先ほどもありましたが、そういった情報を受け入れて事業に反映してきたという、そんな経過があります。

ちょっと高齢者の話にはなっていませんけれど、私どものところではそんな状況です。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） うちの方の情報収集ですけれども、アンケート、それから聞き取り等を行っております。

商工会、あるいは観光まちづくりセンターと連携する中で、やはりこれ継続が大事でございますので、ある程度の感覚の頻度でやっていくということで考えております。

また、「えみりあ」で行った持続化給付金との説明会においても、生の声でご意見をいただいておりますので、そういったことも業務の方に参考にさせていただいております。

それからあと農業関係につきましては、JAの方からも情報をいただいておりますし、町の職員が訪問を行ったり、いろんな機会を捉えまして、折に触れ情報収集に努めているというような状況であります。

どのようなご意見ということでございますけれども、やはり商工関係ですと、飲食業、小売店、サービス業の皆さんからは非常に深刻なご意見が寄せられております。将来に対する不安、不透明感、そういったものが非常に色濃く出ておりますし、製造業の皆さんにつきましても今後に対する不安等々が寄せられておるように、全体的な傾向として

はそんなことです。

それから農業につきましては、やはり収穫体験型農業の継続への不安ですね。それから秋にはリンゴの贈答なんかも減ってしまうんじゃないかというような不安、そういったことが寄せられております。

詳細につきましては、今後も折に触れ、議会の方にも随時報告させていただければと思っております。

いずれにしても、アンケートで全体の傾向をつかみ、それから聞き取り等によって、現場の生の声を聞いていくということで取り組んでまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（米山俊孝） 米山保健福祉課長。

○保健福祉課長（米山政則） 高齢者の関係でございますけれども、民生委員さんをお願いいたしまして、75歳以上の一人暮らしの高齢者の方330名でございますが、5月の連休から明けにかけて10日間ほど各戸に訪問をしていただいております。

そういった中で、やはり不安に思われている方が5%、困りごとがあるというような方が6%というような形でいらっしゃいました。

特に内容といたしますと、人に会えないというようなこと、あるいは健康のこととか、将来のことといったような不安があったようでございます。特にコミュニティ・カフェですとか、サロンが中心となっておりますので、そういったところの再開を望むといったような声が多く聞かれたところであります。

また、そのほかにも、訪問をしてほしいとか、介護を希望されるといったような方がいらっしゃいましたので、そういったところに担当から直接訪問をさせていただいたところがございます。

○議長（米山俊孝） 中平議員。

○5番（中平文夫） 各課からお答えいただきました。

最後の方の米山課長が言われた高齢者のとこ、そういう意見が私は大切じゃないかなと思っております。各アンケートとかそういうものは、アンケート書ける人は良いんです。書けない人がいるんです。アンケートに出てくることだけでは、なかなかアンケートの裏に隠れている部分もありますので、そういったところの意見をぜひ拾って、町政にも生かしていただきたいと思います。

文京区の成沢区長というのは、テレビで言うておりましたことがあります。区内に出向き、現場主義を貫いて結果、飲食店のテークアウト支援として、区のホームページに

リンクして、配送負担を区が負担して事業を行ったというようなことが書いてありました。

まさしくこういうときは、ボトムアップじゃなくてトップダウンが普通じゃないかなと思っております。町長のリーダーシップが必要じゃないかなと思っております。

我々も議員の研修会というのがありまして、滋賀県にあるところで毎年受けておるんですけども、年間に6,000人ぐらい北海道から沖縄までの議員が来て研修をしております。その中にもいろいろありますけれど、その中、一昨年、熊本地震が起きたときの体験ということで、熊本市役所の井上危機管理監が言われたことは、「こういう危機管理のときに問われるのは首長のリーダーシップである」というようなことも言われております。

また、議員はじゃあそういうときにどうするかということは、「前面で活躍、指揮活動するのはあくまでも行政側である」と。「議員が前面に立つのは現に慎むべき」というようなことを、これは熊本の市議が言っておりました。

議員としても、あんまりこういうことに先走ってああだ、こうだと言って窓口行って言うのは、これは現に慎まなきゃいけないことだろうと思っております。議員が言うのであれば全体でまとめて言うことが必要じゃないかなと思っております。

いずれにしても今後31兆円という2次補正が出てきます。その中をどういうふうに描いて、どういうふうにしていくかというのは、これは行政の皆さんの手腕にかかってくると思います。町の特性、独自性も出して、松川はこういうことを、こういうことに力を入れてやっているんだというようなことをぜひ示せるような予算組みを組んでいただきたいと思います。

これをお願いにして、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝）　ここでお諮りします。

休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝）　それでは11時15分を再開としてさせていただきますと思います。

それでは11時15分までの休憩ということで申し上げます。

休　　憩　　午前10時58分

再　　開　　午前11時10分

○議長（米山俊孝） それでは再開してまいります。

◇ 坂 本 勇 治 ◇

○議長（米山俊孝） 8番、坂本勇治議員。

○8番（坂本勇治） それでは質問させていただきます。

先ほどからCOVID-19、新型コロナウイルスですか、3番目になります。

重なる質問に対しては、また気を付けていきたいと思いますが、基本的に通告に従って行っていきますのでよろしくお願いいたします。

町の感染症対策において、対応が遅いと町民から言われていますが、私としては決して遅いと思いません。むしろ全国平均からすれば早い方だったのではないのでしょうか。しかし、近隣の町の特に特別定額給付金については、松川町より各戸への配布が早かったという事実があります。特に新聞報道に出たことによって、松川町の印象が遅いと住民が思ってしまったのではと思っております。

ただ、早く対応できた自治体がある以上、松川町としても改善できることや反省があるのではないかと思っております。

先ほども反省点とか質問があった中で、反省点をもとにこれからどのようにしていくか、改善点を含めた内容で答弁をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは、坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症に対しての対応についての反省点も踏まえてということでございます。

私たちがやったこと、また地域の方からも「もう少し早くならんか」というお声を特にゴールデンウィーク明けから一週間ほど強くいただいたことが事実としてございます。

そこに対しては、やはり事前に住民の生活上の不安ごととか心配事ということを想定したりとか、先ほどもございました早めの情報収集というところができている分野とできていない分野があったということがあるかなと思っております。

また、各省庁とか、県の政策の早めの情報キャッチというのが、若干タイムラグが生じたところがございます。また、政策以外のものについて、町単独についての可能性の検討をそれを全体でできるということが少し遅れたかなというところがございます。

その中で、それでは特別定額給付金、一刻も早くお届けをしたいということで、今回

お申し込みをいただいてから当初は2週間程度を想定しておりましたが、早い方ですと3～4日、遅い方でも2週間かからずに振り込みをすることができたということがございます。

これひとつは、これ松川のデメリットではあったんですが、清流苑が町営の施設ということで、休業はしているけれど、従業員にお休みをいただくことができないという中で、大変清流苑のスタッフに助けていただいて、早い振り込みの手続きができたということが、その後のリカバリーとして少しできたのかなと思っております。

また、トップダウンというのは少し遅くなったというのは、職員に負荷をかけるという素早い決断が私ができなかったというところが、具体的に申しますと、特別定額給付金の高森と松川の違いだと今、反省点として思っております。

また、情報収集に関しましても、そこから反省をいたしまして、大変各課でいろんなところを回っていただきました。また、私も行政の長ではございますが、住民の中から付託をいただいたという責任もございまして、各学校とかそういう機関、またいろんな施設、お店等回らせていただきました。なんとか住民の意見を吸い上げながら、1つでも早く政策につなげたいという思いで、いろんなところでお話をさせていただき、また町でこんなことを考えておるで利用してなというような広告塔にもなんとなれるかなと思いました。

その中の反省として、議会の皆様にもそういう同じようなご協力をいただければなと思っておりましたのが、そこがちょっとうまくできなかった反省としても持っております。

やはり住民の皆様から選ばれた以上は、なるべく足しげく地元を回りながら政策につなげていきたい。ただ、回るときにいただく意見すべてかなえることはできないという怖さはあるんですが、それでもたくさんの意見をいただくということが、将来の選択肢を増やすということにつながるという思いで、これからも回らせていただきますし、また職員も徐々にそういうところに出向いて話を聞けるような体制も今後もとっていきなと思っております。

その辺が、今後の対策についての今、考えているところでございます。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 反省点いろいろあるかと思えますし、対応とすればスタッフを清流苑のスタッフでかなり早くいろいろできたのではないかと。また、議会としても専決ということで、我々議会からも専決良いよということの中で進めていただいたわけでありませ

けれども、その進める中で我々議員がなかなかその内容が発表されるまで先ほど中平議員からもあったように、若干遅かったかなと。一緒にそこら辺が進めればもっと良かったかなと思います。

改善点という中で、先ほど中平議員の質問の中で、緊急の自治会回覧、それが取り回しより全戸配布の取り回しより早くなるというのがちょっと理解できないんですけども、私の感覚でいくと取り回し1人ずつの取り回しで至急回覧の方が当然読むのはあとから読んで、とりあえず回そうということで早く回るんじゃないかなって認識があるわけですけども、そこら辺何かそういうデータがあつての結論だったのかということと、もう1つサイレントマジョリティーのどう町として情報を収集するかという中で、そもそもサイレントマジョリティーってアンケートだとか意見を言っていない人の話なんで、先ほどのちょっと答弁だとなかなかその情報を収集して、町の行政に反映するというのは難しいのかなと思うんで、再度そこら辺答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

2点ご質問いただきました。全戸配布の回覧で大至急回覧って回すのと各戸取り回しに大至急と書いた方がというのは、別にデータがあつてそういうふうにしたわけではなく、確かに課長会議でそのような話をしてやらせていただきました。

とにかく毎日どんどん判断をとという中で、それに関しては確かに大至急と書いて取り回しというのが早かったかもしれないという、今ではそれは反省点ではございます。

また、サイレントマジョリティーの意見でございますが、各課からの話とまた意見をこちらから取りに行くという姿勢で先ほど答弁をさせていただいたんですが、なのでアンケートとかに頼ったという話は、産業観光課の方で話を一部させていただきましたが、それだけではなくて、やはり実際に回っていただいているというのが実情でございますので、そういうのはやはりこっちに言ってきていただくのを待つのではなく、こちらから向いて今、どうなっておるといような話を伺っているというのが現状としてお答えをさせていただきました。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 改善点として、これからもまたどんどん良くなるように、普段の緊急事態じゃなくてもサイレントマジョリティーあるかと思っておりますので、そこら辺の情報をお願いしたいと思います。

次にですが、町の町独自の支援ということでいろいろ政策されております。その中で金額の決定の根拠をどのような経緯で決定したのか。例えば子育て世帯への臨時特別給付金において、国が給付する1万円プラス町で1万円加算して2万円を給付しました。また、学生応援仕送り事業ということで、先ほども熊谷議員の方からありましたが、米5kgと1万円といった支援をしてまいりました。また、松川の事業者応援券として町民1人当たり1,000円といったものが給付して、実際に町独自でやっているわけですが、そこら辺の金額的なものの決定した経緯。どのようにしてこの金額になって、効果がどのくらいあるかというのを見越した中でこうやられたのか、そこら辺経過説明をお願いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

今回のこの事態、本当に我々が経験したことない緊急事態ということで承知はしてはいるんですが、ただお金をばらまくということではなく、本当に緊急的な対応の段階として必要な支援をしていきたいという話で今回まずは各課から積み上げていただきました。

その中で、財政調整基金が10億円あるという話もあるんですが、将来への負担をかけるということもありますので、そこにあんまり負担をかけないという段階で少し精査させていただいて、本当に緊急なもの、緊急に支援しなきゃいけないところはどこなのかという話の中で精査をした中で金額を決定したところでございます。

また、1つの指標でその臨時交付金の限度額というところがあるんですが、その次の補正額も見越して、今回と次回というような振り分けもさせていただいて、今回このような決定をさせていただきました。

必要に応じては、財政調整基金、またふるさと納税が原資となっておりますが、同じような話になりますが、精査せずとにかく何でもやれば良いという話ではなく、きちんと精査した上でやっていきたいと思っておりますので、現在の不安の解消にまずは努めさせていただきましたが、将来への負担のバランスということも考えさせていただいて、今回このような調整となりました。

以上です。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 金額を設定したいくつかの具体的な話し合いをした中で、このぐらいが良いんじゃないかといった経緯というのは、多分金額も学生たちに3万円だとか5万円

だとか金額多けりゃいいに決まっておるかもしれないんだけど、やはり財政調整基金をどのくらい使うかというあてがあつての金額の決定だと思うんで、各課で話し合ったこんな意見も出ていたというところがお聞きできればと思いますが。

そもそも令和元年度の決算は9月なんですけれども、30年度の決算においても財政調整基金10億円あまりあるわけで、そこら辺の使い方。今も町長答弁で将来の負担をということもあつたんですけれども、そこら辺をこの世界的なこんな危機、多分そうは毎年あるなんていうことは絶対ないと思っているんですけれども、今の状態が簡単には解決できない。下手すると数年かかるかと思うんですけれども、その財政調整基金のじゃあ10億円をじゃあどこまで使って良いか。一応、今回のコロナ対策、感染症対策には1億円までだとか、2億円までだとかってそういう具体的な何か考えがあるのかどうか、そこら辺も含めてお答えをお願いします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

具体的にじゃあ1億円なら良いだろう、2億円なら良いだろうということは、そういう金額では切っておりませんが、そのときの一番必要な対策の中でやらなければいけないことで、財調を切ってもやらなきゃいけないというところに判断基準を置いております。

また、財政調整基金は、毎年ある程度取り崩しをしながらまた積み直しをしていることからわかりますように、こういう危機のためのみではなく、これからも予想されます例えば役場もいずれは老朽化してまいります。また、学校の長寿命化計画もございす。その辺にも使っていかなければいけないことがわかっておりますので、あまり軽々に今、今年だけのことでということとはできない。ただ、大変難しい判断なんですけど、だからこそ気をつけなきゃいけないけれど、でも地元の方、本当に地域の方が苦しんでいるということは手を差し伸べなければいけないという、今回苦しい判断の中で使わせていただいておりますので、じゃあ1億円なら良いだろう、2億円なら良いだろうという判断はしておりません。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 金額設定するというのは難しいかと思ひますし、何をするか、どういう政策をするかというところが一番課題かと思ひます。

やはりこういった問題が起きて、もう1か月のうちに至急やらなきゃいけないこと、そういったことを考えながらじゃあ2か月後、これから6か月後、1年後というスパン

の中で、何をやっていくかということが一番大事だと思いますし、そのこと自体は松川町はそこそこという言い方は失礼かもしれませんが、できてきたのかなど。

ただ、反省点も少なからずあったということは、それを次の段階でどう生かすか。そのどう生かすというマニュアルというんですか、そういったものを作っておかないとまた同じことを繰り返すことになるかと思しますので、そこら辺はしっかりと課題を残さず反省して、次につなげていきたいなと思います。

次の質問ですが、以前から町のこのICTシステムは、統一化とか、運用というのが遅れていると指摘してきているわけですが、IT化とかRPA化というのは、第5次総合計画の改訂版にも載っています。具体的に動き始めていない気がしていますので、これらの導入が進んでいけば、もう少し今度のような緊急事態にマンパワーの効率化や速やかな対応ができたのではないかと考えております。

新型コロナウイルス禍の中において交流が心配されていた松川中学校でも、中国の深圳の学校とのオンライン交流を通じて、相互の交流を継続させようと取り組み始めています。

先ほどの教育長の話でもギガスクール構想だとか、そういうのも積極的に進めておられる中で、国からの総務省の自治行政局でも自治体のRPAの導入を積極的に支援しておりますし、実証実験において自動化による業務の効率化、ペーパーレス化による書類等の削減、人力的ミスの削減、労働環境の改善と人手不足の解消等が実証されています。

課題もあるんで、RPAを理解して管理できるスタッフの確保やRPAに合わせた業務の標準化や電子化、それとセキュリティーに関する職員の教育等様々あったり、また高齢者等窓口での対応もゼロにはなりませんので、100%自動化は無理だと思いますが、少なくともこれからの必須条件ではないでしょうか。

このRPAというのが、役場の業務に適した非常にシステムだそうですので、これからはこれを取り入れないともう役場の事業も人員削減もできないともう言われております。

IT技術やATのこの時代という中で、AIの時代に入り、3年から5年で次の世代に時代にステップアップしていく。今やらなければならない課題を半年や1年以上検討して結論を出していく状態ではなかなか追いつかないと。テレワークやテレビ会議等の導入も含めて、このRPA化をどのように考えているか、お答えいただければと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

今回、本当にオンラインという言葉が大変認知度が上がりました。また、テレワーク、テレビ会議、ウェブ会議等も広がっている最中でございます。

松川町役場でも分散勤務ということで、2階の様々な部屋をお借りしまして、また議会の皆様にもご協力いただきまして、普段会議室としては使っていなかった議場等も使わせていただきながら分散勤務をさせていただきました。

その中でやはり今回具体的に課題となりましたのが、庁内のネットワークシステムが無線になってなかったということが大変ひとつ課題となりました。やはりセキュリティーもあることですから、なかなかできてなかったというところがありまして、今回2階で分散勤務するにしても、廊下を線を這わせて隣の部屋へ持っていくというようなLANケーブルの延長等もございました。

また、いろんな民間の企業でテレワークということ、松川町役場でも検討はいたしました。やはり家に持ち帰っていい情報がほとんどない中で、テレワークということが今回ほとんどできなかったというのが現状で、行政には今は向いてないかなと思えました。

ただ、坂本議員おっしゃるとおり、いわゆる真シンクライアント化と申しまして、情報が入ってない端末を持って歩いて、どこにいてもそのシステムにアクセスすれば情報がネットワーク上にあるというシステムさえ導入できていれば、テレワークも多少できたかなというのは確かにそこはひとつ課題として見えてきたところでございます。

また、RPAの話なんです。実証で今、たくさん言われていますのが、保育園の振り分けということで大変いろんな様々な家庭の要件を踏まえて、それが大変時間が効率ができたということが実証をされております。

その辺は、また検討課題として今、持っているところなんです。RPAに進む前にまずはシステムの統一ということが大変今、重要になっております。松川町この辺では、松川ぐらいしか今、やってないんですが、昨年からは情報基幹系システムの更新ということで、それに関しまして、今までの業者のみにただお願いをし続けるのではなく、いろんな業者が入ってもシステムとして統一ができるよというようなことをちょっと時間をかけて今、交渉を重ねながらやっておりますが、本当に各課たくさんのシステムを抱えている状態が今、現状なっておりますので、そこに関して今、課題があって、今現在大変時間がかかっておるといっているところになっております。

また、ウェブ会議に関してなんです。やはりばあっとウェブ会議増えました。今は

やはりセキュリティー上、簡単に各役場の職員が使っているパソコンがウェブにはつなげない状態になっております。ネットワークにはつながっているんですが、セキュリティー上はその簡単に外部の人と通信ができないシステムになっていますので、ウェブ会議に関しては現状は1台しかないルーター使ったりとか、また個々の私物を使って会議だけやっていたらという状況がちょっとなし崩し的に続いておりましたので、研究ということで、今回の6月補正にルーターとウェブ会議ができるパソコン3台を計上させていただいているところがございます。そこはすぐに対応させていただきたいと思っております。

長い目で見ますと、ペーパーレスにするにしても、やはり決済の方法とかその仕事のやり方自体を変えていくというところに課題があるので、そこに取り組んでいくというところがございます。

現在の状況を鑑みますと縷々ございますが、今後も取り入れていくことで職員の効率化、またAI化していったとしてもなくなる職業の中に行政職員は私は入ってないと信じております。やはりいろんな地域の中に出向いて、いろんな悩みを抱えた人に直に接して、それを政策につなげていくということはなかなかAIにはできないことだと思っております。

そこへ向けて職員がだんだん方向転換していくということが、長い目で見れば必要なこと。それがICT化の先にある行政の姿と思ってこれからも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 答弁いただきました。

前向きな方向に動いていると思っていいのかな。なかなかいつというあれが出てこないでなかなか難しいのかなと思いますけれど、やはりまずは町のICT化に向けての統一化だとか、運用方法のきちんとした形というのをやはり作っていかないと、それができてないと多分そっちに移行できないんで、職員の教育もそうだと思いますし、まずは何がRPAっていうのがロボティック・プロセス・オートメーション、機械的にこうやる仕事。何かを写すとか、何かを読み取るとかというのは、人間がやらなくても今もうどんどんコンピューターでできる世界になっているんで、そういったことで転記ミスとかというのがもう100%なくなるという時代に来ているわけで、そういったことをいかにこれはコンピューターでできることだよとか、できない仕事かどうか、町長言われたように、外へ出て行った個人と話をするというのも大事だと思うし、それはなくな

らない仕事かと思えますけれども、そこら辺もすべての町民がスマホを持っている状態だったら、今、現場こんなふうになったけれども、どうだというのをスマホで現場を見ながら通信で判断しながら、すぐに現場の対応ができるというようなことも既にやっているところはあるわけで、そういったところをどういうふうに変えていけるのかというのに疑問を持ったりとか、ああこれはできるんだということを知るといって何か勉強会もすぐにでも進めていただいて、さっきも言ったように3年5年で世代が変わってしまいます。5Gの時代だと言ってますけれども、次の世代の6Gというのをもう日本自体が世界から遅れているんで、6Gでは取り戻そうというのがもう6年後7年後という話が出ているわけで、それを5Gに移行するのに5年かかっていたらもう時代遅れになっちゃうという世界ですので、そこら辺も踏まえながらぜひお願いしたいと思います。

次の質問ですが、内閣府の地方創生推進室から出された脱コロナに向けた共生の進めというこういった冊子を議会にいただきました。これを見させてもらう中で、様々な地方創生臨時交付金の活用事例が100例以載っております。ここら辺の内容を政策いくつか当然この中に松川町も取り入れている政策いくつかあるわけですが、ほかに利用できそうな交付金が結構あるような気がして、私もばらばらっと見た中で40項目ありましたので、そこら辺どのように検討しているのか。また、こういった検討をしていくこと自体が各課でどのようにされているのか、そこら辺も含めて例えばこの冊子を各課に当然回っているかと思うんですけれども、それを課の中でどういうふうに共有して、話し合いをして、政策としてあげてきておるのか、そこら辺をちょっと今の状況をお聞きできればと思います。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 総体的な話で恐縮ですが、説明をさせていただきます。

まず、議員申されるとおり、この事例集ですが、参考にするようにということで、すべての課に配布をさせていただいております。それで情報共有を図ってきております。

当然それに基づいて各課でも検討するわけでありまして。その中で、この事例集に載っていない事業、町の単独となる事業にも実施することもありますし、その事例集に載っている事業を使うこともあろうかと思いますが、その事例集に載っているものすべてを実施するというのは人的体制とか、そういう部分を考えるとなかなか難しいと考えております。今現時点の各課でできる対応というのがやはりベースになってこようかと思っております。

特に緊急を要する事業に関してですが、国の臨時交付金を活用しながら補正予算で措

置をしてきたというのはご承知のとおりでございます。また、これからまた国の第2次補正予算通りましたので、その中でそういったものを見据えて新たな支援策について庁舎内で検討をしておるといような状況であります。

例えば1人親世帯、1人親の家庭への支援ですとか、医療機関への対策費の補助ですとか、新たなものも今、まさに検討しておる最中であります。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 先ほどの金額設定のときも各課で情報を集めながら話をして決めているということなんだけれど、そのこういった意見が出て集約的にはこれが一番ベストだということで決まったというふうなそういうところをお聞きしたかったんですけども、今のあれも交付金があるよという状況が出た中で、町が政策計画しているやつにどれに合うかということも大事かと思えます。だけれど、この交付金に合わせて事業を作るのではなく、やはり長期的な中で、今まで計画してきた中で交付金が下りにくかったやつが今回のコロナで逆に言ったら下りやすくなっている部分も結構あるんですよ。だからそこら辺をいかに見ながら検討して、提出していくか。

前これ駄目だったけれど、今ならこれ通るかもしれないねというふうな調整というのを常に行っていかなきゃいけないかと思うし、各課にまたがる場合も結構あるんで、そこら辺の調整、当然まちづくり政策課がこういうのをきちんと見ながら、おい、こここの課で話し合っこの計画を立てたらどうよというくらいは投げかけて、そこで検討してこういうふうになっている。じゃあこれをなんとか国につないでいくようにしようという動きというのがちょっと見えないかなという気がしているんで、そこら辺の動きというのが答弁あればもう一度お願いします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

当然参考として事例集は使っておるんですが、一番根拠になっているのは松川町の中で現状どこが困っているかというのが各課から挙がってきて、ここになんとかしたいという話で今やっております。

また、その中でやはり同じような政策が課の中でするので、それは課を超えて連携しながらということで話をしております。

具体的にまだ申しますと、交通事業者に対して大変今、人の移動ということを制限したことで大変困っておるとい話もしっかり聞こえてきておまして、そこに対する支

援。また、プレミアム商品券に関しましては、やはり今回 1,000 円の応援券配りましたが、それだけではなかなか足りてないだろうということで今回も盛らせていただくようになってきております。

また、先ほどの話の中に小中学校のコロナ対策ということの中で、前の議論の中にも少しあったんですが、ただコロナ対策のものだけじゃなく、今、三密を防ぐという事業の中で、網戸整備できんかなというのがなかなか今までできなかったことですので、これを機にちょっとさせていただこうと今、検討をしているところでございます。

また、医療関係者に関しましても、大変各事業者普通よりも余計な経費が 30 万円 40 万円と伸びてきております。その部分になんとか少しでも力添えできんかということで今、検討している最中でございます。

いろいろございますが、やはり根拠となっているのは各課が収集してきた地元の方の声、それにどうやったら寄り添えるかということがメインになって今、検討をしている最中でございます。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8 番（坂本勇治） ぜひここ長期的に見た中で今、やらなければいけないこと、政策というのは町民目線で先ほどのサイレントマジョリティーじゃないですけども、先日全員協議会でもちょっと質問しましたけれども、水道の出方が悪いとか、水圧が弱いとかという苦情が、町民の半数近くいるという中で、なかなか対策が出てないという中で、そこら辺のあれも確かあったかと思っておりますので、ぜひそこら辺も含めてそういった町民の不満とか、生活の安心安全をいかに向上させるのかというのをお願いしたいと思っておりますが、そんな中で今も答弁いただいた家庭の中で、取り組みとか計画とかいつまでにどこまで何をやるかといったあれが非常に長い気がしております。課題の解決の 1 つ 1 つのスパンをいかに集中して短時間にするか。逆に課題をすべていつもだんだんやっているんじゃないかと、じゃあ順番を決めてこの課題を解決したら次の課題に進んでいく。当然、半年 1 年かかる課題もあればすぐにそれこそ町長判断ですぐできる。明日からこういうふうにしるというのもあると思っておりますけれども、やはりその課題をいかに短期間で解決して結論を出して進めていくかというの非常に大事かと思っておりますので。

今回は感染症でしたけれども、緊急事態に備えてという質問ですので、直接この通告書に載っておりませんが、地震だとか水害だとか、避難所というのが各地区にあります。体育館だとか公民館だとか広い施設があるわけですけども、この感染症に対して、今まで行っていたその避難所の対策では、そのまま使えないんじゃないかということがも

う言われています。この感染症に対しての安全対策で地震や水害が起きたときのどういふふうに対応していくか。

庁舎前に防災倉庫というのを作る計画もありますけれども、そもそもこの計画がなんか地下の駐車場が狭いからちょっとそこにあるものを入れるように国から補助もらって作れば下が片付くねというような発想だったのかというのはちょっと勘ぐりかもしれませんが、そもそもどこかの体育館に避難所として人が入った場合に、当然床の間に人が入るわけで、じゃあそれを下に何か引くものとか、そういった倉庫を建てるとしたら、コロナ対策でパーティションをきちんとして、家族が別々に体育館の中でも過ごせるという一時避難所にしてもそういったものやっていく資材というと、今度の計画している倉庫じゃ入りきらない気がするんだけど、それがどこか入れるところがあって、そういう予定も計画もあるというんだったら別ですけども、そこら辺含めた中で、この感染症に対しての避難所の計画等がありましたらお答えいただきたいと思いません。

○議長（米山俊孝） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 避難所に関します対策でありますけれども、こちらの方は今、いろんなテレビ、マスコミ等でもそれぞれの自治体での取り組み等が紹介されております。

松川の場合も現在これから検討していくという段階でありますけれども、やはり今、議員申されるように、今までの考えでは立ちゆかないところがあるかと思えます。やはりソーシャルディスタンス、ある程度の距離を保つということがありますし、間仕切りの問題、それからやはりベッドですとか、床に引くもの、そんなようなことが非常に重要になってきます。

これらにつきまして、今、災害協定、応援協定で締結しております業者さんにここら辺やっぱり万が一のときにはそういうところを応援をしていただいて、いち早くそういうものの資材や機材なものをやっぱり導入してもらいたいと、そんなふうにも考えております。

また、場所なんかも今までの場所だけではなくて、もうちょっと広くやはり使える場所なんかも考えていきたい。一時的な避難所として、各自治会等もありますし、場合によれば車ですとか、そういうようなところまでいろんな学校ですとか保育所、または車ですとか、そういうことまで考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

いずれにしても、まだ明確な計画までいってないものですから、今後そこら辺のことを情報収集しながら計画していきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ちょっと補足というか、先ほどの話の中でやはり今、各自治体がこの感染症を踏まえた避難所というのが大変苦労しているところがございます。それは対策については、総務課長の方からもお答えをさせていただきました。

また、先ほど坂本議員のお話の中に勘ぐりですけれどと前置いて、ちょっと役場の地下の駐車場が狭くて、そこに置いてあるものを国の補助金を使って倉庫というような話は一切ございませんので、この場は中継もされております。また、報道にも載るような発言、議事録の残るところでございますので、そこについては少し抗議をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（米山俊孝） 坂本議員。

○8番（坂本勇治） 間違っていたらすいません、失礼しました。

ただ、倉庫の大きさからいって、今言ったこれから計画するということですが、速やかにいつも地震や水害が起きるかわからない。もう既に梅雨も入ってしまっていて、相当な雨が降っている箇所もありますので、それこそ数週間後とか数カ月後にこういう計画にしますというようなことで提案していただいて、年内にじゃあできるとか、補正予算でという対応があらうかと思っておりますので、そこら辺ぜひお願いしたいと思っております。

ただ、少なくとも勘ぐりではありませんが、今度の倉庫では入りきらないと私は確信しておりますので、そこら辺はぜひ改善して提案していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（米山俊孝） ここでお諮りいたします。

午前の部をここまでといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） それでは午前の部はここで打ち切りまして、午後1時から再開ということでよろしくお願いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（米山俊孝） それでは再開してまいります。

◇ 松 井 悦 子 ◇

○議長（米山俊孝） 13番、松井悦子議員。

○13番（松井悦子） それでは通告に従いまして、私は町有地の貸し付けについてということで質問をさせていただきたいと思います。

国は、公有財産の売却ですとか、貸し付けについて、自治体の財産の有効活用であるということで、それを可能とするという見解を示しておるわけでございます。そうはいましても、行政財産については限定的で難しいという面がございますけれども、普通財産については比較的容易であって、そこで全国の市町村では売却ですとか、貸し付けについて、条例や規則を設けて対応をしておるわけであります。

今回は、その普通財産の中で、特に町有地の貸し付けについてということで質問をさせていただきたいと思います。

町有地の貸し付けについては、無償の貸し付け、それから減額の貸し付け、それから有償貸し付けがあるかと思っておりますけれども、まず松川町が現在貸し付けている町有地の現状、それから貸付可能な町有地について、そんなとこちょっと知りたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 松井議員の質問についてお答えをさせていただきます。

現在、町有地の活用の方向性ということにつきましては、公有財産の適正な管理という視点で考えますと、基本的には不要になった時点で処分というような方向ではおりません。ただ、必ずしも条件の良いところばかりではございませんので、状況に応じて対応しているというのが実際のところでございます。

現在、普通財産でまちづくり政策課が一括担当している貸し付けの件数というのは、令和元年度末で25件ございます。現状、貸し付け可能な普通財産というのが5件あるという現状でございます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） それでは今、答弁をいただきましたが、貸し付けているところが25件あるということですね。可能なところが5件というふうに伺いましたが、貸し付けている土地既に25件ですが、いろいろあると思っておりますけれども、大きなところで結構ですので、どのような経緯で貸し付けることになったのか、そのあたりをお聞きをしたいと思います。

つい先頃まで伊那バスに貸し付けておりました上片桐の専用側線跡地についても含め

てお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） よろしく申し上げます。

主な貸し付けに関してです。比較的公的委嘱の強いのが地区公民館の敷地、あるいは県営住宅に敷地といったところです。

あと民間にお貸し出ししているというのが、携帯電話用のアンテナですとか太陽光発電の施設などが大きなところであります。

また、個々の経緯ということではなくて、総体的な経緯であります。地方自治法 238 条の 5 というのがありまして、普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができるということで、先ほどありましたとおり比較的柔らかい。

また、この条文の中で読み取れるのが、目的に特段の制限がないという部分であります。

そういったことから、この 25 件については、公有財産の有効活用の観点から町が貸し付けることが支障ないと判断し、貸してきたというそんな経過です。

そして先ほどありました上片桐専用側線の経過であります。これに関しましては、先ほど普通財産、町長の方から 5 つということありましたが 6 つ目がこの上片桐専用側線であります。

この経緯ですが、平成 24 年、町において上片桐専用側線の跡地利用の検討を行いました。その段階でどういう活用方法がいいかということで、町民の皆様方にお伺いし、またさらに提案もいただいてきたという経過がございました。

で、平成 25 年、今、話のありました伊那バスさんの申し入れがあって、跡地利用の方向が決定するまで暫定的に貸し出すというようなこととした経過がございました。

町として上片桐の専用側線の跡地の方向性を出すのは、こういう経緯からするとそれはそういうことだというふうに考えております。先に 1 つお借りしたいというようなお話もあったわけなんです。私どもその段階でこういうことでお答えをすることができなかったということをお借りしてお詫びを申し上げますが、いずれにしましてもこの部分は町で方向性を決していきたいという、そんなふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 経緯についてもお話をいただきました。

町有地の貸し付けについては、これ地方公共団体ですとか、公共的機関、先ほどお話ありました地区公民館ですとか、県住ですとか、そのことについては時価よりも低い価格であったり、無償であったりという貸し付けについて、これは町の条例にもありますね。それですけれども、この民間への貸し付けという部分ですね、これが特定の人や会社が借りたいという話があるんじゃないかと思います。そういったときに話があったから簡単に貸すという、これで良いのかということですよ。地方自治法には、地方公共団体が物件を貸し付けるときには、随意契約の金額を定めるようにうたわれておるわけでありまして、松川町の財務規則にもございます。随意契約で物件の貸し付けができるのは、30万円までというふうになってうたっております。ですが、現状は、それ以上の金額で既に貸し付けられておるといふ町有地についてもですね。入札が行われたという形跡がないわけでありまして。

今、お話がありました上片桐の専用側線のことについても直近の話になりますけれども、まちづくり政策課の方から先の全協において、上片桐の専用側線あとについては貸し出さないことになったという報告があったわけですが、しかし、その背景には、周辺の住民の皆さんが、専門家の知恵まで借りるといふ大変な事態にまで至ったというふう聞いております。多額の費用負担が発生するほどに周辺の住民の方にそのような行動をとらせたのは、本当にお気の毒だったというふうには思っております。

このような無駄な苦勞を住民に負わせるようになった原因、これは私が考えるに町が法律や規則をもとにした町政運営がなされていないという、そういったことが一番大きな原因ではないかというふうには思います。

なぜか、貸し出すことを前提に進めておられたようなことですが、あの土地は先のバス会社に貸し付けていたときには年額23万4,141円で貸し付けていたわけですが、今度の貸し付けの地図を見せていただきましたけれども、それよりはるかに2倍3倍の広さになりますので、当然高額になるわけでありまして、随意契約にはそぐわないですよ。これでまた町の財務規則に基づく手続きを全く踏んでいないということ、このあたりについてどういうことだったのか、そのあたりを今後のこともありますので、お伺いをしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 具体的にそういったことを書面をもって貸し出し要望が出たという経過ございませんでした。あくまでも口頭の中で申し入れをいただいていたということで、その中でもとより貸し出すべき土地ではなかったということが私ど

も反省するとこなんですけれど、そういうことでまずは貸し出す、仮にそのときはそういう思いが申し訳ございません、あったものですから、近隣の皆さんに伺いながら、地元の皆さんがよしというような返答があれば、ひょっとしたら貸し出しておったということもあったかもしれませんが、いずれにせよこれは私どもの判断の誤りでありました。

というようなことで、先ほどの質問にお答えしますと、くどいようになりますが、口頭での申し入れだったためにそこまでは進んでなかったという、そういうことであります。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） そもそも口頭の申し入れであろうとなかろうと、業者から設計図のようなものまで受け取っておるということであれば、その時点でその業者に貸し出すということ自体のその前に、いわゆるその今、申し上げましたとおり、随意契約か入札をしなければならぬ物件なのかというその見極めからそもそもがすべきであったのではないかと。

4月の19日ですか、清泉地自治会、それから清泉地上自治会に対してどうだと。会社からこういうようなお話があるが、地元の皆様はどうだというふうな文書を町長名で出されております。

そもそもがそういった文書を何度もやりとりをしておるんですけれども、そういうアクションが果たしてそれが妥当であったのかどうなのかと、そのところからまず疑問に思うわけですが、いかに考えておられるか。

済んだことですのであれですけれども、思い返してみたらどうだったのかというところをお伺いをしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） くどいようですいません。

元々は、平成24年度からのその経過を考えたときに、当然そういうような申し入れがあったときにその際、きちっとこういう経過があるのでということを説明し、お話を申し上げお断りをするというのが本筋の流れであったと今、反省しております。

そういった意味では、各自治会の皆様方、地元の皆様にお声がけをしたこと自体は、これは適当ではなかったのかなというふうに思っております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 済んだことですので、ぜひこれからはいわゆる規則ですとか、それから

法律に基づいた動き方をしていただきたいと、そういうふうに思うわけでありませう。

それでは次の方へまいりますけれども、私が知る限り、松川町には財務規則に普通財産の貸し付けについての規則があります。また、先ほどから申し上げておりますように、公共的な利用に関する財産の交換ですとか譲与、無償貸し付け、いわば公益目的の使用に関する条例には、手続きや条件が書かれておるわけでありませう。しかし、この民間からの借り入れの希望があったときにじゃあどうするのかということについて、まず貸出人がそれが妥当な相手なのかどうなのかということも問題になってくると思ひませうし、使用範囲の許可、使用許可の範囲ですな、どういったことに使うのかという問題もあります。あと期間についてもありますよな。

財務規則には、最長 30 年というふうにあります。しかし、公的な使い方をするにあたっては 30 年これはもう当然考えられることですがけれども、民間への貸し付けにあたってそのような長さが妥当なのかどうなのかということが明確でないわけですが。長く貸しておるところもあるでしょうし、契約書を見ますと 2 年くらいで更新をしておるといふものもありますが、いずれにしても書き換えも可能ですので、最初 30 年ということですが。これがどうなのかということ。こういったことに関してどのようにお考えになるか、そのあたりをお願いします。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 今、おっしゃられるとおり、財務規則の中の 187 条では、建物、または工作物の所有を目的とする土地の貸し付け 30 年。植樹を目的とする土地の貸し付け 20 年等々うたわれてございませう。

この形に添い、先ほど申し上げましたとおり、普通財産の貸し付けに関しましては、官民間問わずできるということになっておりますので、これに基づいて進めていくというのは法に沿ったものというふうにお考えしております。

よろしくおひねいませう。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 先ほど来申し上げておりますように、その随意契約と入札のこの境界に関してはどうですか。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 冒頭、町長の方から説明がありましたとおり、処分に関しましては、あるいは町有地を売却するとかそういうような話ですが、そういったものは松川町普通財産処分事務取り扱い要領によって、一般競争入札等で処分するという規

定がございます。

ただ、貸し付けについては、貸し付けを受けようとする者が今現在ですが、貸し付けを受けようとする者が、普通財産貸し付け申請書を町へ提出して、それを審査を行って、町で行って、それで可となれば契約書によりその内容を確認し、契約締結を行い、貸し付けることという、そういうようなルールに手続き上の流れであります。

よって、一般競争入札等で決定するということが、現時点ではうたわれてないというのが現状であります。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） そこが問題だと思うんですね。規則にないんですよ。実際松川町の。

で貸し付け希望があったということで、じゃあどうするんだという場当たりの対応を今しておるといことなんですが、そこには自ずから先に目を付けた人とか、これでもいいんですよ。先着順って決めればそれはそれでいいんですが、いずれにしてもその国の法律の30万円以内という随意契約のそのことが全く考慮されなくて、受付順でいいのかという。30万円以内なら受付順ということもまた、要はそういう決まりが何もないということが、非常に町民の間に不公平感を生むということだと思いますね。

なかなか難しいことなので、多くは聞こえてきませんが、「なんであそこであんな土地を借りておるんだ」とか「どういうことなんだ」とか私も聞かれてわからなかったことがよくありますけれども、そういうことを専門的に考える方はおっしゃる方もおられる。そういうことの解決のために、公明公正ということが大事だというふうに思うんですね。そのあたりが非常に不透明だと、透明性がないというふうに私は感じます。

そのあたりの解決ということについて、ぜひ新しく多くの自治体で設けておるような貸し付け事務取り扱い要綱というようなものの整備がしっかりしてほしいというふうにそういうふうに思うわけであります。

随契でないものについては、まず貸付可能な町有地の公開、これ公開をすれば町民全体にわかるわけですから、公開をして、貸し付け希望者の公募をするわけですよ。公開はできれば毎年同時期にした方がいいと思いますね。3月なら3月、9月なら9月。

それから貸付希望者の公募、これも公益事業か民間か、そういうこともあるかと思いますが、公益事業の方は用途が限られたり、また先々のこともわかりませんので、民間の希望のある方ということでもいいかもしれません。それで当然それには入札であったり、選定であったりやまたついてくるという、そういうことにすれば、非常に公平性が

保たれるというふうには思います。

このあたりについて、貸し付けを行うということであれば当然の手続きだというふうには思いますが、どうでしょうか。お伺いします。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） それこそ地方自治法に基づいて、普通財産の有効活用、または行財政運営の観点から有効であるかどうかということは今現時点ですが、判断をしており、また貸し付ける相手が例えば反社会勢力などの不適當な相手方であるというようなことの判断、大きくこの2つで今まで決定した経過がありました。

今のお話、それこそ今まではそういうことで、そういった問題の有無を事案ごとに確認して、可否を判断してきた経過がありました。

このような事務処理方法自体が問題があるとすれば、いま一度確認する必要性はあると思うんですが、基準を定めた要綱などを整備する必要があるかもしれません。

ちょっとそんなところで、いま一度確認をしてみるところから考えてまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） ぜひ、今までのことは仕方ありません、もう済んだことですので。これからどうするかということが改善ということだと思いますので、ぜひいま一度町民の皆さんの思いもそういうところにあるかと思しますので、公平性、透明性が保たれるようなそういったことをお願いをしたいと、そういったことに整備をしていただきたいというふうに思うわけです。

それで、もし整備をしていただくということであればというか、整備をしていただきたいと思うわけですが、選定というところが一番問題ではないかというふうに思います。公開であるとか、希望者を公募するとかというところはこれは簡単に事務的にできることですけれども、選定が問題だというふうに思うんですね。貸付期間やそれから建築物を設けるかどうかというようなことですね。財務規則にもありますけれど、30年植樹を目的とする場合は20年、その他が10年とこんなふうにあるわけです。これも例えば公民館ですとか、県住ですとかという話になりますと、当然これは問題ないんですが、民間に貸し付けるのに自ずから民間とは違うと思うんです。

広域事業なら今申しましたとおり、長期の貸し付けということも考えられるわけですが、特定の民間業者に30年、これが妥当かどうかということですね。町長も、役

場職員、議員もそっくり変わってしまうほどの長さです。

さらには、いったん建築物を設けると、これは法律で借主の権利が保障されるわけです。途中で返してくださいよといっても、なかなか通用しないという、これはこういう法律がありますよね、ご存じだと思いますけれども。これはもう公平性の観点ということも非常に問題だというふうに私は思っています。

ですから工作物を作らない。それから期間は、短期間。行政がそれも利用しない間だけだとか、そういうふうに決めてある自治体もあるわけです。使用許可の範囲ということですね。期間、それから用途、そういったものが全く今、ないわけですよね。何に使うか。そのことがまたひとつの問題が起きているもとだというふうに思います。騒音になっては困る。それから景観の問題もある。様々なほこりが立っても困る。いろいろあります。そういったことについて、ある程度の制約を設けた中での選定ということ、これが必要ではないかというふうに思いますが、このあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 先ほどの話の続きになりますが、それこそ先ほど申し上げたような手続きの形で進めてきておるのが現状であります。

その中で、その事務処理の方法自体に問題があるかどうか、まずそこから確認をするということ。それとあと今言ったような部分。もちろんこの財務規則にうたわれておるということは純然たる事実で、こういうような形で決めてきた経過は大事にしつつも、その部分も併せて考える必要性があるかなと思います。

そんなことで思っております。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） まず、そいじゃお伺いしますが、貸し付け要綱の取り扱い要綱の整備や財務規則の見直しということについて、今、課長の方からは検討すべきではないかというふうにお答えいただきましたけれども、町長、副町長いかがお考えですか。ちょっとそのあたりを、理事者のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

この町の財務規則のもとになっているのは、地方自治法の238条のところでございます。ここにもきちんといろいろうたってございます。ただ、それに合わせるようにきちんと作らないといけないので、もう一回ほかの町村でこういうのというのを議員さんからもいただきましたので、そのご指摘も踏まえながら設けさせていただきたいなと思

ております。

そこはちょっとまたきちんと詰めてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 随意契約については、地方自治法の167条2項2の第1項です。売買、貸借、請け負い、その他の契約ということで、物件の貸し付けについては30万円までが随意契約でできるという、自治法では年額です。年額30万円、または総額が30万円を超えないものを随意契約でできるということになっておりますので、現状の貸し付けている、民間に貸し付けている物件がどうなのかということについても済んだことですので、仕方ありませんけれども、私はおそらくこの内容はクリアーできていないだろうというふうに思います。

今後のことですので、ぜひそういった公平を保つためにも、また法律をきちっと遵守しながらの行政だと思いますので、ぜひそのあたりお願いをしたいですね。

それから先ほど来申しておりますけれども、相手方が妥当かどうかという、そのあたりも非常に問題になります。町にとってマイナス効果を生むような例えば反社会的組織ですとか、それから環境保全につながるような組織、こういったことは当然町にとってマイナス効果を生むと思われるので、そういった決めもないと、じゃああなたのところは気に入らないから駄目ですよとか、何が根拠なのかさっぱりわからない。町にはこういう規則がありますからということであれば、当然その規則をお示しをしてお話ができるということですよ。そういったこと。

あとは当然税を滞納しておられる方ですとか、会社更正法の関係者であるとか、町の職員なんかもちょっと良くないのかなというふうにも思います。

そういったことについて、さらに私は決めがないということの不都合がだんだん露呈しているのではないかなというふうに思います。こういったとが、今、どんなふうな状況で今までやってこられたことについては仕方ありませんが、直近のこの専用側線に関しても、そういった感度であられたのかどうか、そのあたりも非常に不満に思っておるわけでありまして。

ちょっとこのところについてもお答えをいただけたらお願いします。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 先ほどと繰り返して恐縮です。先ほども申しあげましたとおり、そもそも専用側線に関しましては、貸し出しをするという土地ではなかった

というそこら辺ははっきりしてございます。

その段取りに入る前の私どもの判断の誤りといったところでございますので、そんな点でご理解をお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 貸し付け取り扱い要綱の整備、要綱の財務規則の見直しなど、これをされるか、検討をするということですがけれども、これどのくらいの期間までにおやりになるのか。直近でまた借りたよという方がおられたらどうするのか、そのあたりをちょっとどんな予定を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 小木曾まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（小木曾雅彦） 現状の質問でお答えしておるところでありますので、今、内部で打ち合わせをした経過があるわけではありませんので、ちょっと時期的なものを早速お答えするというのはちょっと控えさせていただければと思います。

いずれにせよ考えてまいるというのはやっております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） 私が申し上げたように、貸し付け可能な用地について公開をするとかそういうことになれば、かなりの問題が解決してくるかなと思いますけれども、もう一つ、通告にはありませんけれども、お聞きをしたいと思います。

この貸し付け可能な町有地、言ってみれば空いている土地ということですね。そういったことに対してどういうふうなお考えを持っておられるか。売却という方法もある。積極的に活用していくということであるとすれば、現状の用地についてどのように考えておられるか町長お願いします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 通告にないことですので、本当に私の今の現在の考えとしてお答えをさせていただきます。

町内の今までの歴史等振り返ってみますと、やはりだんだんとどんだんだんだん箱物を建ててきた時代からいろいろ活用を考えて民間と一緒にというような時代になってまいりました。これは松川だけの話じゃなくて恐縮なんですけど、やはり今まで行政で持っていたものというのがだんだん空いてくる時代となりました。それに従って、今まではほとんどないケースだったのでなんとなく対応できていたのが、議員ご指摘のとおり、

いよいよ法整備をしていかなければいけない段階になったと判断をしております。

基本的には、むやみに何でもかんでも町ですつと持ち続けて空き地にしておくという事は、町のまちづくりの観点からもあんまり適切ではございません。ただ、町が持っているというのは、民間ではとても管理のできないようなところもございますので、そういうところに関しては法律の整備きちんとやらないと、そういうところにまでどんどんどんどんというふうにしなないように気をつけながら、ただ、今までとは変わってきたという認識でおりますので、今回ご指摘いただいたのはありがたかったなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 松井議員。

○13番（松井悦子） ぜひ、有効活用ということも考えながら、そしてまた一方では法律にのっとったきちんとした行政運営をしていただく。そしてまた町民にも公平性が保たれるようなそんな方法で法律の方はともかく、これは国の法律ですから、今ある法律ですけれども、町の規則なり、要綱なりを整備をしていただいて、町民の皆さんも納得がしていただけるようなそんな方法でお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

◇ 島田弘美 ◇

○議長（米山俊孝） 続きまして11番、島田弘美議員。

○11番（島田弘美） 私の方からは、何点か通告をさせていただいておりますけれども、午前中からコロナ問題について非常に多くの議員から質問が出されております。大変かぶる部分が非常に多いというようなことで、そうした部分はなるべくダブらないようにしてはまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

新型コロナウイルスは、とどまるところを知らず、瞬く間に世界に広がったということで今、大騒ぎをしておる最中であります。

コロナの危機は、感染症の人とグローバルな移動によって様々な影響が出てまいりました。人の移動の封殺であるとか、あるいは自宅待機、人との間隔を開けるとか、不要不急の外出を控えろ、あるいは生活に必要な物資以外支出を抑えなさいというようなことで、当然その社会全体の個人消費は落ち込んでまいります。

また、観光であるとか、旅行であるとか、あるいは地域のイベントの相次ぐ中止、サービス関連業者は大幅な落ち込みで、作業全般に深刻さを増しているのが現実の問題とな

って出てきております。

幸い、先ほど町長からも話がございましたが、当町では感染者は発生をいたしておりません。

そんな中で、当町内におきましては、不安を感じつつもその適切な対応が図られたのではないかなというふうには私は見ておりまして、それなりの成果が得られたのではないかなというふうに感じます。

しかしながら、そうしたことはいつまた発生するかわからないというようなことで、予断を許さないわけでありまして、その中にありまして一番痛手を受けたのは飲食業関連を中心に3月以降は休業であるとか、営業の短縮を求められてまいりました。その補完策として飲食業では、テークアウト等の取り組みをして、なんとかその急をしのいでおりますけれども、非常に厳しい状況が続いておるといには変わりがないわけでありまして。

そうした中で専門家に言わせると中小企業は半分はなくなるよと、あるいは日本経済はコロナ渋滞で廃業や商品の停滞危機は全治2年半、あるいは3年という見方があるようです。そんなようなことでの見方があります。

そうした中で、一刻も早く経済状況を元に戻すことだと私は思います。そこで、先ほど熊谷議員の質問の中にも、答弁の中にごございましたけれども、町長は現況についてご認識をお話ございました。私は、そうした危機感、認識というものについて、再度お伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは島田議員の質問に答えさせていただきます。

現在までの状況を踏まえてということで認識でございます。

本当に一番最初からこの話が広がりだしたときに、行政の長としてまずは町民の皆さんの健康と安全をいかにして守っていくかということ。また、医療崩壊を防ぐということを第一に最優先で考えてまいりました。また、そういう事態にならないように情報収集に努め、また町の施設管理、職員の勤務体制も踏まえ、対策本部を立ち上げて、情報提供や住民の皆さんへのお願いをしてまいりました。その皆さんの取り組みもありまして、議員おっしゃられるとおり、当町では全く今発生していないという状況がそろそろ続いております。

また、そんな状況の中で、やはり接客や人の移動の制限をかけたために本当に様々な業種、事業に大きな影響が出ております。特に飲食業、宿泊業、また観光の関係につきま

して、大変堅調な影響が出ており、本当に心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

全国的に非常事態宣言が解除されてきておりますが、やはりおっしゃられるとおり、全く予断を許さない状況はまだ現状も続いております。本当に産業、業種によっては時間の経過とともにまだ影響がこれから出てくるということもございますので、本当猶予しているところでございます。

また、危機感としてもう1つ持っているのは、この当飯田下伊那地域で発生した患者のときにやはり近所の方からいろいろないわゆる誹謗、中傷のようなことがあったということがかえって万が一罹患された、感染された方が言い出しにくくなってしまわないかということにとっても危機感を覚えております。本当に周りの人に何言われるかわからないからちょっと病院行くのやめておこう。ちょっと平然を装うってマスクで顔隠して、普通の会合にも大丈夫なように行ってしまおうというようなことが万が一ありますと、知らないうちにクラスターの発生につながるということが一番恐れております。

様々な方法で今、松川町ではかかりたくてかかる人なんか絶対いないので、万が一最初の感染者になっても責めない町にしようということ呼びかけている最中でございます。

これから当然住民からの情報収集に努め、すぐに打てる対策がないかどうかを見ながら予断を許さない状況を見守っていきながら、常に打てることを打っていきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） 町長から全般的に要約しますと、町民の安心安全の暮らしをいかにして守っていくかというようなことのお話ではなかったかというふうに思います。

そんな中で、当管内においては、先ほど中平議員からも質問がございました。企業の資金融資の問題、特別融資資金をいち早く立ち上げていただいて、先ほど利用件数もお話ございましたけれども、企業にとってはこれを心待ちにしておったのかなど。そうした中で、一息付けたというふうに思っております。

そうした中で、今国会じゃなくて議会の中でありますけれど、補正の預託の積み増しであるとか、あるいは信用保証料の負担の増の補正を組んでいただいております。

こうしたことは、自分から申し上げさせていただくと、1件の倒産も起こさないよというそういう決意ではなかったかなというふうに思っておるわけであります。

そこで、次に進めさせていただきますけれども、政府は4月に感染防止として三密の

ための緊急事態宣言を発出し、そんな中で外出の自粛であるとか、企業の休業、あるいは従業員の出勤停止、解雇、雇い止めと予想外の事態が発生をしてきたということでございます。当然のことながら、町内のそれぞれの企業もそれなりの打撃を受けているというふうには思っております。

そこで、5月には政府は、そうした緊急事態を解除いたしましたけれども、先ほど町長申し上げましたように、依然として予断を許さない事態になるということであろうというふうに思います。自分がその一番その中でちょっと考えておるといふか心配しておるのは、今後、製造業、製造業というのは小売業だとか、飲食業だとか、観光業に比べますと遅れて影響が出てくるというのが製造業ではないかなということが非常に予測をされるわけでございます。

そんな中ではございますけれども、中でも特にあちこち申し訳ございませんけれども、飲食業関連に関して、実は民間企業が独自でその支援策を実施されたということであります。おそらくは、これは前代未聞のことではないかというふうに思っております。

そのことについて、先の臨時議会において森谷議員からも見解を求める発言がございました。その件については、控えさせていただきますけれども、ちょっと心配というか、懸念されるというか、その中で町民からも今後の行政運営を進める上で、やりにくさという言い方はどうだかわかりませんが、気遣う声が今後どうなんだと、そういうことされてというようなことの声もあることはあるんです。そうした点について、町長はどのような姿勢で臨んでいかれるのかということについてお伺いをしてまいりたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

ご心配いただきありがとうございます。

今回、そのような事態がございまして、やはりそれだけに限らず、今回の危機にわたって本当に数多くの皆様からいろんな分野にわたって、それは町ばかりではなく、学校とか、保育所とかに向けて多くのご支援をいただきました。本当この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、その中の1つとして、確かに事業者や町民の皆様の同士の結びつきの中で、今回このような支援があったということは、それ自体は尊い行為だなと思っております。また、その話を受けて、心配の声を私には実際に受け取られる対象の方からもいただきましたが、それはそれでその方の気持ちの中でやっていただいていることですので、

特段町政についてどうこうということではございませんので、それはありがたいことで素直に受け止めております。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） 今、町長からそれはそれとして、素直な気持ちだというご答弁がございました。

ややもするとその人間ですから、人間ですから、いろいろ進めていく上でああいうことがあった、こういうことがあったというような中で、心の底によぎるとしたときにどう対応されるかというようなこともちょっと考えるわけですけれども、それはそれでいい、いずれにしても、町長町内のリーダーでございますから、ぜひともリーダーシップを発揮する中で、毅然たる姿勢を持ってその運営を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、今回のコロナの感染問題は、私は災害と言っても過言ではないというふうに思っております。リーマンショックでは、そのアメリカの住宅ローンが崩壊をして金融市場が混乱をしてリーマンショックが起こったということでありまして。それからつい10年ほど前になりますが、東日本の震災、あれはその部品の調達だとか、そういうところの供給網が破綻をして、部品が届かなかったために非常にその経営危機に陥ったというところもあります。製造業は、非常に困ったというそういう中ではございますけれども、今回はそのそうしたことはなくて、むしろ無傷であったということでありまして。

大変目に見えない形の大被害でございますから、特に自動車関連は直近の工場ラインを停止するというようなことで、需要の落ち込みに合わせたという形で、生産調整で過剰な在庫を抑えることでリスクの回避を図ったということであるかというふうにも思っております。中小企業は、生産調整によって当然収益であるとか、雇用が失われるといった懸念がございます。

町の工業の実態でございますけれども、私はずっとうろ覚えで間違っておったらごめんなさいですけれども、製造品出荷額は町内約300億円。従業員等に支払う現金給与額というのは、年間で約80億円という、そうした大きな金が動いておるわけです、工業関係において。ということは、町経済に多大なその貢献をされておるということではないかというふうにも思っております。

特に工業の影響は、今後非常に先ほど申し上げましたけれど、今後は懸念されるということで、さらに支度だとか対策が望まれると私は考えます。特に思うことは、裾野の広い自動車関連等に関わる製造業は、一層厳しさが進むものではないかと見ています。

これらは、解雇や雇い止めされる労働者は不安の日々を過ごしているのではないかと
いうふうに感じるところでございます。

厚労省は、5月の時点で11,000人あまりをそうした雇用だとか雇い止めということ
をされるのではないかと、見込んでおるといふ、厚労省もそうしたことを見込んでおると
いふことを言っております。

現在、当町には、表だったその動きは見られませんけれども、今後最大の懸念は雇用
環境の悪化にあるかと思っております。

そこで、お聞きいたしますが、松川町では自動車関連に関わっている企業は、大小問
わずどれくらいあるのか。また、現時点での状況をどのように認識されているのかにつ
いて伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） 町内の自動車関連産業に関するご質問であります。

商工会に紹介をして聞き取り等もしております。その中で製造業、特に自動車関連と
いうことであります。何らかの形で自動車関連に関わっている会社、いわゆる法人と言
われるものは約30社程度であります。しかしながら、家内工業的な零細にやられている
事業者の方もいらっしゃいますので、そういった方を数えていくと約100事業者近くにな
るといふことでございます。

議員おっしゃられましたように、製造業は小売業や飲食業のように、即時に今、影響
が出るということではなく、おしなべてこれからではないかというのが言われているの
が一般的な見方だと思っておりますが、ただし、3月より影響が出てきている業種もあ
るといふことは伺っております。これは自動車関連に限らずでありますけれども、今、
小規模事業者の給付金の申請を受け付けておるわけでございますけれども、やはりその
中にも部品が届かないからちょっと生産に支障が出ているという理由で、申請というか、
減収の理由にしていらっしゃる事業者の方、結構たくさん見受けられます。

一方では、海外の部品生産が日本に振り分けられてかえって受注が増えたというよう
な業種もあるというようなことも伺っております。特殊な例でありますけれども。

いずれにしても、こういった申請の受け付けを通じて感じることは、こちらがあ
まり想定していなかった非常に多種多様な業種、こんなとこまで影響が出るんだとい
うようなことを非常に少しこちらでは思っていなかった想定外のところに出ているとい
うのはすごく感じるところでございます。

そんな中で一番厳しい情報としては、来月の受注がほぼ半減してしまうということで、

一月で約数千万円の減となってしまう見通しがあるという事業所もあるようでございます。

いずれにしましても、状況が刻々と変わってまいりますので、情報把握に努めてまいりたいとそんなふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） 今、お聞きしたとおりでございますけれど、自動車関連大小問わず100社くらい含めるということでございますから、これはこの影響が出てくるとかなりのこの相当数のこの影響が出てくるというふうにも思います。雇用を含めると考えてまいりますと。そんなような中でございます。

ついででございますけれども、先に全協で毎月この企業実態調査を行ってという報告があって、この事業にも参考にしていきたいというお話がございました。そこで、今日までの実態調査の主な概要と製造業関係は、どのような動向にあるかについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） 議員がおっしゃられたように、調査につきましては継続して随時行っているというような状況であります。定期的に行っているという状況であります。

内容としましては、今、行っているのは前年同月比の収入減少率ですとか、あと持続化給付金とか、既に受け付け終わっていますが、長野県と市町村の連携して行った主に飲食店や観光業にお支払いした協力金の該当支給状況等々の調査。それからあとは文書による自由記載、要望事項等となっております。

4月5月の今のところ5月までの調査しかありませんので、その時点で言いますとやはり数字的に一番厳しいのは予想どおり飲食業、あるいは小売業、サービス業の皆さん。サービス業でも特に接客で人と非常に近い位置で接するような業種の皆さんは非常に厳しい状況ということでもあります。数字でもはっきり出てきていますし、個々のご意見でもそういったご意見が寄せられております。

皆さん、現状どう乗り切るかということはもちろんのことですが、このコロナを機に飲食ですとか、この小売りに対する小売業の利用ということに対するその将来に対する不安というのが非常に皆さんおっしゃっておられまして、将来に対する大きな不安が大きくなっているということがうかがえます。

いずれにしましても、この調査続けてまいりたいと思っておりますので、また折に触れ

議会の皆様方にも情報提供をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） 製造業は、具体的にはこの中に含まれておるのかな。今言った中に。すいません。

○議長（米山俊孝） 米山産業観光課長。

○産業観光課長（米山清博） すいません、製造業のこと申し上げませんでした。アンケートにつきましては、製造業のアンケートを見たんですけれども、製造業につきましてはこの4月5月の時点ではあまり大きな影響は見られませんでした。傾向としまして。前年同月比の収入減少率もそれほど大きなものはありませんでしたし、意見の中にも「今は今のところは影響がないが、これからが心配だ」という意見がおしなべて多かったと思っております。

いずれにしても、持続化給付金は来年の1月までが受付期間になっておりますので、今後該当になるような状況が出てくれば申請ということになるかと思うんですが、やはりそれは議員もおっしゃられているとおり、飲食業に比べればまだこれからということがアンケートの調査結果からも読み取れるということです。

以上です。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） 今、課長の方から動向等についてお伺いをいたしましたわけですが、一番私心配しておるのは、これからは製造業が一番大変厳しくなるのかなというふうに感じております。

ぜひともこれ調査をしっかりとやっていただいて、またそれに合った対応というものをまた考えていただきたいというふうにも思います。

それでは次に、清流苑の経営対策でございますけれども、この件につきましては、先ほど熊谷議員からこれからの今後の経営方針はどうするんだというような質問がございました。そんな中で、町長もお答えになっておられましたので、ではございますけれども、それはそのときの経営会議の方に委ねたいと思っておりますけれども、その中で一番自分なりに感じておるのはその雇用対策の問題であります。清流苑というのは、正規、非正規合わせると約104名近くおられるというようなことで、大変清流苑自体が地域の活性化、あるいは町民の憩いの場所というようなことで、非常に貢献をされてきたという中でございます。

自分が思うのは、これからそうした問題の中で出てくるかと思えますけれども、特に非正規職員、いかにして守っていくかということだというふうに思っております。

あるパート職からは、「声がかからなくなった」「生活費の一部にしていたが厳しい」というような声もございます。実際あります。

特に一番ちょっと不思議に思ったのは、「私は非正規の職員であって、雇用保険に加入しているにもかかわらず、その町営ということで国の雇用調整助成金が町営だからということで対象外」というようなことをお聞きしております。

町でもそれらについては、国の方へも掛け合ったりしたけれども、駄目だったというようなお話もお聞きしておりますけれども、そんなようなことの発端の中で既に臨時議会だとか、今議会に提案されているわけもございますけれども、また、先の経営会議において非正規職員の対応、あるいは今後の経営形態、会計方式等があり方について精力的に検討していくということになっておりますので、この問題については今後の問題に課せられたということもございますので、この辺で質問も2～3考えてきたわけですが、今回はそれはしないということで、その会議の動向を見守りたいというふうに思っております。

最後にですけれども、これから先、どのように推移していくかわかりません。先ほど来からお話が出ていますように、政府は事業規模で200兆円。第2次補正予算で約31兆円あまりがつい先日可決成立をいたしました。その中で地域創生臨時交付金約2兆円の実施することといたしております。また、昨日も県の方で見えますと、県も関連事業というふうなことで、総額では640何億円ということの表明が県知事からあったわけがあります。

今後、いろいろこうした施策がとられておるわけもございますけれども、私自身は様々な対策は通過点というふうに理解をいたしております。これからがまだ正念場かなという思いがいたしております。これらを活用した町地域経済を元気づけるため、町民に寄り添った様々な支援策が求められると考えますけれども、町長、今の思いとか、これからどうするんだというようなことで見解をお伺いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

本当国からの第2次補正、また県からもちょうど出ました648億8,349万7千円という大きな額で今回補正がまだ出てきております。

ただ、どの話においてもこれで完結という話ではなく、今後へ向けての補正予算という話で、私どもも理解をしております。

国や県にも今、ほかの市町村とも連携して話をしているのは、国や県、それぞれ市町村、それぞれの分野で守っていくところというのはきちんと棲み分けながら、あんまりその県も同じことやって、自治体も同じことやって、それに上乘せしてだけではなかなかいけないということで、棲み分けをしながら今後ずっと支援をしていかなければいけないということで現在、追加経済対策をとらせていただいているところでございます。

町独自で行っている給付金制度もございますが、まず今やっているものを見極めてその評価、またそれからもれてしまうことがないようにということを踏まえて、見極めながら今後もやっていきたいというのが現状でございます。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） 時間もございますけれども、県の昨日の補正予算のあれ見ますと、プレミアム商品券について50億円だか予算確か計上、頭の中でちょっとあれでありますけれども、予算盛ってありますよね。

この予算というのは、各町村の方へ補助を出してやって、各町村がやるものに対して補助を出すと、こういうことだろうと思います。この町では、どのように考えておられるか、ちょっとそれ通告してありませんけれど、もし話せる部分があれば話していただきたいなと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおりでございます。プレミアム商品券、今、やろうとしておりますが、そのプレミアム率について少し今、検討を重ねているところでございますので、やる予定であります。

○議長（米山俊孝） 島田議員。

○11番（島田弘美） いずれにしても、大変こういう事態になりますと、行政の支援策というのに経済再生といいますか、それに非常に期待をすることが大きいわけであります。

ぜひとも前向きにひとつ考えていただいて、ともに元気が出せるような施策というものをお願いをいたしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私、会議時間短縮ということに協力をさせていただきたいという思いもございまして、以上でもって質問を終わらせていただきたいと思います。

◇ 間瀬重男 ◇

○議長（米山俊孝） 12番、間瀬重男議員。

○12番（間瀬重男） 通告によりまして質問をいたします。

今までもいく回か青年の家について質問をしてみましたが、今回は旧青年の家の研修棟宿泊棟解体しない後利用を願い、1本に絞り質問をいたします。

私は、建築屋であり、建築士であります。建築士として良い建物を評価し、それに対するもの申す責任があります。

建築士として鉄筋コンクリート造りで耐震もクリアしている100人泊まれる南信地方でもあまり見られない県からいただいた素晴らしい施設でありまして、施設、建物、また地域はもとより町外、県外からも今まで閉鎖するまで35年として70万人が利用してきたと聞いております。立派な歴史的建造物、旧松川青年の家研修棟、宿泊棟、体育館でございしますが、それぞれ3つの大きな魂というか命があります。

大きさに言うと2つの命をなくし、体育館だけを残して解体し、跡地を利用するとして計画案には私は疑問を持っており、断固反対し、お考え直しいただくことをお願いをしたいわけでございます。

今回、定例会に利用目的はともかく、残して利用する請願が出ております。利用するという町民の思いがあります。

旧青年の家は、昭和53年に完成して現在約42年です。宮下町長生まれる1年前のことではないかと思いますが、青年の家の建設の経過について、当時の諸先輩方がどのような努力されて松川に誘致をされ、建設されたか、わかる範囲でまずお答えをいただきたいと思っております。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは間瀬重男議員の質問にお答えをさせていただきます。

昭和45年ぐらいから誘致に関しての陳情が始まっていると記録されております。長野県自体が、青年の家というものをどこかに南信でどこかに作りたいという話が昭和47年8月のころでございました。

その当時は、建設の予定とされている場所が3カ所あったと伺っております。その中で、上伊那では伊那と飯島を合わせて、1つの候補地として誘致をしたい。また、それに関して松川町としてもそれでは松川に呼びたいということで、当時の議員さん方、また町長も含めて各方面に陳情にいて誘致をされて、建設まで至ったというご苦労があったということをお伺いしております。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 大まか私も同じ考えというかお聞きしたことであります。

私が町の先輩からお聞きしたり、それから記念誌の30周年記念誌の30年の歩みというところで見ますと、昭和47年ですが、東京で安保闘争や浅間山荘事件のころに西沢言一郎知事が、事態に目に余る学生運動を嘆いたりして教育県として県政発展5カ年計画により、青少年に団体、宿泊訓練を通じて職業的、生活的、文化的、体育的な各種生涯学習事業を行うために設置されたそうです。

当時、聞いた話でありますと、宮下国光町長で今、町長言われたように、飯島町との誘致合戦で、県議や議会の飯伊市町村の議会の皆様の努力で49年に県議会で採択され、50年から地形地質調査が始まり、町有地を35,000平米を寄附されたと聞いております。

次に、宮下町長は、昨年4月町長選公約で、松川町役場を日本一の職場にすると公約され、当選されました。その後、12月いきなり旧青年の家の後利用について、公約にもなかったし、体育館を残し、研修棟、宿泊棟を解体する意向を示し、本年4月24日の全協で旧青年の家の解体の跡地利用計画案の資料を示されました。まだ議会の議決には至っていない中でありますけれども、現在の考えに変わりはないかお伺いいたします。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

現在も継続審議しているところでございますので、大きな方針として考えに変わりがないというのは同じところでございます。

また、公約の中の話でございます。私、選挙中大変いろいろお叱りをいただきながらやっておりました。公約の中にあまり具体的なことがないということを変え言われました。

私が選挙を通じて一番訴えたのは、やはり誰か知らないうちに決めていくのではなく、きちんと皆様にお示しして、議論の上で町の方向性を住民と一緒に決めていくということがございます。ですからこそ変えたいという方向は示しておりますが、まだ先決じゃあ壊しますとかそういう話をする気はございませんので、今後も議論をしっかり重ねていきたいなと思っております。

また、これを壊すという方針を出した1つに関しましては、それは公約にもうたっていたかと思いますが、やはり何かを決断するということを先送りするということが大変町政に対してマイナスになっていると感じております。今、前政権から引き継いだことがたくさんございます。それは私は全部判断をして決めていきたいという気持ちで今、

やっております。それがこの青年の家の話の1つでございます。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 答弁いただきました。

今回出されましたこの後利用じゃなくてこれは土地を利用しておるんで跡地利用と言わせていただきます。

基本方針で旧青年の家を含む西山地域一帯における滞在交流野外体験学習機能を充実するとしているが、滞在交流をしていただくには宿泊施設が必要であります。今回できているツリドームは、私は率直に申してあれが安定的な宿泊施設とは思っておりません。やはり自然に対する危険な場面もあるし、夏場での活用的なところに絞られると思います。

後利用案では、家族、若年層、インバウンドをターゲットにした滞在機能を充実しております。清流苑を当てにしておりであります。リピーター中心の清流苑ですけれども、客層や料金面で難しいと思います。清流苑には研修施設がなく、今まで研修あとの懇親会や宴会のお客種を相当逃がしているところがあります。

研修棟、宿泊棟は、青年の家自体の年間2万人利用の復活が望め、清流苑との連携することは大きい考えでもあります。

青年の家と清流苑を結ぶ最短の連絡道路を作り、連携し、売り上げを倍増していくことも考えられます。

この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

議員の話の一番もととなっておる建物自体の耐久性がまだまだあってまだ使えるというご意見は確かにごもっともでございます。ただ、誰がどういうふうに責任を持って運営していくかということに関しましては、年間2万人の利用客においても赤字補てんをしながらの運営でございました。また、清流苑におきましては、大変今、黒字でなんとかやってきておるんですが、あそこまで恵まれているところでもやはり施設の改修を伴いながらやっていくという、将来のことに関しては今、ここまで難しくなっております。

その中で今現在、私がいる任期だけではなく、ここで決めたことが将来松川町が背負っていく施設となることまで鑑みて、現在、その責任を持って堂々と言えるということにないということで、現在除却の方向性は出させていただいておりますが、ただ、

議員おっしゃったとおり、ツリードームの話、またインバウンドターゲットにした滞在交流という前提が現在少し崩れておりますので、そちらに関しましては新しい議論をしなければいけないタイミングとっております。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） どうしても解体しなくてはならない理由、大義名分がちょっとやっばりはっきりしておりません。

今、同じものを建設しようとする、やはりいろいろで10億円はかかると思います。

研修棟、宿泊棟は昭和53年4月26日に開所され、翌53年3月に体育館やキャンプ場などが野外活動施設として完成した年齢であります。人間の年齢でいくと42歳であります。宮下町長とほぼ同年でありまして、青年です。働き盛りであります。コンクリート、今、一番固くなってきたんではないかと思えます。

老朽化とはいえ、今、一番問題なのは、屋根と水回りだと思いますけれども、1億4,000万円の県費があるということで、十分なリフォームで解決できると思えます。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきました。耐久性があって、まだまだ使えるというところはごもっともでございますので、リフォームすれば使えるという話はそこには異論はございませんが、ただ、あれをただ屋根を変えてリフォームするだけで人が自動的に来るという話にはならないものですから、やはりそこに関して、運営に関してのきちんとした案が町で示せないというところが一番今回、改修費用をたくさんかけた上で長期的に運営していくということが、町政に対して多額の負担、持ち出しを覚悟してでの上になります。その舵を私はとても切ることはできないということで、今回お示しをさせていただきます。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） ちょっと消極的で前向きでなく、そこら辺が我々から考えると悲しいところでございます。

やはり何もしなくてはあれを守っていけません。やはりマーケティングが一番先に考えていくことであって、それでできないという考えはちょっと後退かと思えます。

次に、跡地利用計画案は、どこでどのようにして作られたのか。また、この計画案見るとわざわざ立派な歴史的な建物を壊さなくても、周りの整備をすれば十分できるのでは

と思います。この点についてはいかがですか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

後利用計画に関しましては、町と町内で観光のことを今、担っていただいております一般社団法人観光まちづくりセンターと話をしながら出しましたが、除却の方に関しましては、町が今、責任を持ってやらせていただいております。そのあとで、ここをどのように使っていったら良いかというところには、観光まちづくりセンターにもアイデアをいただきながらという今、二本立てで話をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、あの建物を残した状態でできるという話は、強行すれば確かにできますが、維持管理ということも考えて、今、除却の費用を出すタイムリミットが迫っております。それをただもったいないから残して、また長年かけて考えればいいやという方向で残すことはとてもできないということで、現在その費用が県との申し合わせを延ばしていただいて、今やっておるところでございます。

そのリミットとの中で、できるのであれば本来であれば、町政に町の財政に負担をかけずに除却をして、あとの維持管理費を下げた上で使っていきたいというのが気持ちでございます。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） なんかちょっと答弁で後や先のような気がいたします。

とにかくあとでも言いますけれども、壊してしまってからでは何にも考えられません。維持費がどうのこうの言っておりますけれど、松川町である程度の維持は十分できていくと思います。それとマーケティングはやはり考えないと駄目だと思います。

それから後利用計画案が作られた経過でありますけれども、聞くところによるとどうもまちづくりセンターが関与していないというような話も聞いておりますけれど、その点はいかがなんでしょうか。その点をそいじゃお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁、わかりにくくて申し訳ないです。

この除却に関してのルートは、町で今、作っております。また、跡地をそこでやっていくということに関しては、町内の観光でいらっしゃっているお客様等ずっとマーケティングで今、調査していただいているその先進的な知識を持っている観光まちづくりセンターとともにこれからお願いしていくという形ですので、その除却したあとの利用計画

案の中をお願いをしているところでございます。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） ちょっと食い違うところもあるかと思います。

次にいきます。議会のOB議員、また事業経営者5名が過日、解体反対で、後利用についてはどのようなあれがあったかはよくわかりませんが、町長を訪問したそうですが、どう対応され、中身はどんなふうだったのか。

それから一緒にですけれども、今まで町民が参画した後利用方向性検討会、それから有識者会とか、そういうものが一度も開かれていない形で物事が進んでおるような気がいたします。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ちょっとここ正確にさせていただきます。

今、議員さん、松川町議会OB議員、事業経営者ら5名がとおっしゃいましたが、OB議員さんと事業経営者ら5名がということで、ちょっと新聞報道で多少南信州新聞でそのように報道されておりますが、OBの議員さんと事業経営者ということで5名の方がいらっしゃっております。

その中で訪問をいただいておりますが、やはりなんとかしてそこは間瀬議員と同じ思いでございます。先輩議員たちが勝ち取ってきたあの施設を、なんとか残してほしいというご意見をちょうだいいたしました。

町の議会に対しましても同じような請願を出されておりますので、町独自で判断するのではなく、請願の行方も伺いながら、議員の皆様とお話をしていきたいという話でございます。

また、ホームページに対して、今、6月16でいったん締め切っておりますが、これに関しましては、実は2月3月のうちにやはり皆様からのご指摘のとおり、もうちょっと住民の声を、地元の声を聞けないのかという話をさせていただきましたが、結局コロナウイルスでほとんどの自治会開催されなくなりましたので、まずはご意見のどんなあとと思っていることがあるのかということを集めるということで、今回このような方法をとりましたが、これで別に確定というわけではなく、ご意見をちょうだいしたというのが6月16の締め切りはすいません、これは特に意図はしてなかったんですが、一般質問後でも良かったのかなと思っておりますが、そのような今回ご意見をいただいた段階でございます。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番(間瀬重男) ちょっと今、1つ答弁が抜けたんですけれども、後利用の方向性とか、検討会とか、そういうことが一度も今まで開かれていないがなぜかお答えをいただきたい。

○議長(米山俊孝) 宮下町長。

○町長(宮下智博) 今のこの議論を見ていただいてもわかりますとおり、全く平行線の話が去年の9月から続いておる中で、ある程度形として持っていくにしてもどういう形で持っていけるかというところがまだできておりません。

もう少しある程度煮詰まってから住民の皆様も入れて話したいんですが、その先の話まで含めて本当はさせていただきたいと思っております。

本来であれば、9月の時点である程度話をまとめて、住民の方の入れた話があれば良かったと思っております。そうこうしているうちに新型コロナの話になってしまったというところが現状でございます。

○議長(米山俊孝) 間瀬議員。

○12番(間瀬重男) 今、なんか後利用の案ができてから、私の言っておるのは対案がなく跡地利用ばっか先に先行するというのは、やっぱりこういう意見もあったけれども、こうしたいとか、そういう形で物事を持っていていただきたいと思うわけでありまして。これは水掛け論になってしまうかもしれませんが。

次に、私は、青年の家は見たとおり、屋根のひさしが大きく外壁も雨にも汚れず40何年経っておるにしては、本当にそこら辺の小学校とか屋根のない建物に比べると非常に大げさかもしれんけれども、白亜の殿堂であり、森のお城であり、お城があるからあの辺の森を歩いたり散策しても怖くない、人が寄り添える非常に良い場所だと思います。

また、今、コロナという大災害とも言える事態やそのほかの避難所としての受け入れ環境の整ったあのやはり公の建物は必要性が今、非常に叫ばれております。今、きちんとした大義名分足なしで壊してしまうことは後悔しないでしょうか。

ちょっとこのことについても。

○議長(米山俊孝) 宮下町長。

○町長(宮下智博) お答えをさせていただきます。

超短期的な話を申しますと、例えば松川町で新型コロナウイルスの患者が発生をしてクラスターが出て、とにかく検査をすると陽性ですが、見た目上は大変元気で隔離の必要があるという方が出た場合は、すぐ松川町の持っている財産でお示しできるのが青年の家という選択肢はそれは当然のことと思っております。ただ、長期的に見ますと、そ

うということがいつ起こるか分からないという中で、あそこまで大きな規模のものを持ち続けるということは、あまり現実的な方針ではないかなと思っております。

もう1つ考えるのは、やはりここで踏みとどまって、じゃあとりあえずすぐに使うことはしないにしても、もったいないからまずは残して整備だけしておきましょうと思ったときの後悔も私は考えておりますので、そこはてんびんにかけているところでございます。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 私たちの思う後悔の考え方とは、ちょっと違っておるのかなと思います。

次に、最近中央アルプスが国定公園となり、7年後にはリニアが開通し、都会からや登山客や都会からの集客は増加することは、私は目に見えております。環境は抜群で町有地で借地料もいらず、バランスも良く、現存する建物をリフォームを施し、清流苑とは別に格安の滞在交流施設としてやはりそのくらいなマーケティングは考えていかないと、もちろん維持はできないと思います。

おもてなしの場として、清流苑とともに活用すべきです。また、この町にない足りない施設として十分に残せば良いものを大切にする心が生まれ、また壊してしまえば夢も希望も活用も消えてしまいます。活用の方法には、美術館とか博物館とか、いろんな福祉施設も不足している中で、いっぱい考えれるわけであります。

まちづくりセンターは、この件で先ほどもお聞きしましたけれども、関わっているのか、何をしているのか見えてきません。ここを拠点にする計画で、私どももまちづくりセンターの設立をしたかと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

当然私の就任時点では、今の施設改修して、今までのような青年向けの研修施設にするか、または大規模な改修を行って、個人旅行者や家族向けの施設にするかという2つの案が、観光まちづくりセンターとともに検討をされておりました。

それは、今までもそれについてマーケティングもしていただいておりますし、それもお示しをしたところではございますが、先ほど答弁をいたしましたとおり、この状況において大分状況が変わりましたので、再び少し話はしなければいけないという段階ではございます。

あともう1つ、観光まちづくりセンターについての話でございます。

先ほどほかの果物観光の分野でもほかのお答えの中でもございましたが、やはり行政のできる、すぐにできる得意分野ということ、また民間のできる得意分野ということは違います。また、観光ということに関しましても、この状況を見ても刻一刻毎年毎年状況が変わっていく中で、行政の手続きだと間に合わないところが大変多くございます。そのような危機感の中で、当時の議論も踏まえまして、松川町にDMO登録法人のあるということが、今回大変プラスに働いております。そこはきちんと棲み分けをしながらやっていく。どっちが主導権とかそういう話ではなく、観光のことはDMOの方にきちんとお任せをしながら、行政としてバックアップして独り立ちをさせていくということが私たちの使命と感じております。

その中で青年の家の話もきちんとその行政の上手じゃない部分に関しましてはお願いしながらやっていくというところが、大変棲み分けの難しいところでございますが、あと数年続いていく話だと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） お答えをいただきました。

やはりリニア開通には7年くらい後で、ちょっと今、問題にもなっておりますけれども、やはりそこら辺を見据えた中で利用できるものは利用し、力を蓄えるという何かでも稼ぎをするということを考えながら物事を進めていっていただきたいわけであります。

次に、研修棟や宿泊棟の続きというか、ちょっと提案してありますけれども、グラウンドについてでも、今、草ぼうぼうのちょっとグラウンドとはほど遠いような形になっておりますけれども、今、リアルタイムでJRのリニア残土を活用して、建物とほぼ平らなバリアフリー化をし、また湿地対策をJRで残土を運べばそのくらいのことは大鹿でも素晴らしいグラウンドを整備をしていただいております。

今が非常にチャンスだと思いますけれども、そういうことにも乗り出すお気持ちはないでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

あのグラウンドの話があったのが、やはりラグビーの世界カップの話があったころ、町内でグラウンド、青年の家の活用できないのかなという話が高まったと理解しております。

現状、町内のいろいろ抱えているグラウンドの施設の予約状況に関しましては、あま

りそこまで今、逼迫している状況ではございませんので、現状無理して青年の家のグラウンドを広くするという考えは現在も持っておりません。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 私は、広くするというんじゃなくて整備をするというか、JRの残土を利用した整備ということでありまして、これがなくなればもうあとではやろうと思ってもできません。あるうちにやはり声をかけて相談するということは大事かと思えます。

今、生田の関係が滞っている中で、少しでも松川町で活用をするべきではないかと思えます。

最後に、高森町にも似たような100人収容の研修施設の森の家があります。なんか今、多額のリフォーム事業を検討し、事業化というか、予算も検討中だそうであります。

また、6月7日のこの信毎でありますけれども、日本進行形という記事の中で、立て直さず次の代へ向けて受け継ぐということで、古い建物をやはりリニューアルして、美術館やそのほかに活用しているという記事もございます。やはりそこへいくと青年の家は、そんなに先ほど言ったとおり、古くありません。もっとやはり有識者や町民の多くと検討をしていただいて、宮下町長が、ここで大きなこの仕事として捉え、もう一度あの青年の家の後利用についてお答えをいただいて、終わりたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（米山俊孝） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

それこそこの今の中でいきなり話を変えるということもなくて申し訳ないんですが、やはりきちんともう少し議論を重ねていくというところに関しましては、議論の出し方として私の方が大変下手くそだったなと思うところはございますので、また今回もいろいろご意見いただく中でほかの案、また皆様に出していただいている案もございまして、そちらも踏まえてもう一度協議ができればと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（米山俊孝） 間瀬議員。

○12番（間瀬重男） ありがとうございます。

ぜひともこれは本当に私にとっても本当非常に大きなでっかい問題です。

そういうことで、ぜひとも町民としっかり議論をする場を設けていただき、方向性をきちんとしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（米山俊孝） 通告のありました一般質問は、以上で終わります。

散 会

○議長（米山俊孝） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

午後 2 時 3 8 分 散 会

令和2年 松川町議会 第2回定例会
(第 19 日 目)

令和2年第2回松川町議会定例会会議録 (第 19 日 目)

令和2年6月22日（月曜日）

午後3時00分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

- 第 1 議案第 2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 7号 令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）について
- 第 3 議案第 8号 令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第 4 議案第 9号 令和2年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第 5 議案第10号 令和2年度松川町下水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第 6 議案第11号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 7 請願・陳情の審査
 - 請 願 1 「旧青年の家及び旧ハローミヤの建物を防災施設として利用すること」を求める請願
- 第 8 発議第 1号 松川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 第 9 継続審査・調査について
- 第10 町長あいさつ

閉会宣告

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開議宣告

○議長（米山俊孝） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年第 2 回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（米山俊孝） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継を許可してあります。

地球温暖化及び節電の取り組みの一環として、ノーネクタイ、ブレザー等の軽装、クールビズにて行います。ご理解をお願いいたします。

日 程

=== 日程第 1 議案審議 ===

- ◇ 議案第 2 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第 7 号 令和 2 年度松川町一般会計補正予算（第 4 回）について
- ◇ 議案第 8 号 令和 2 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- ◇ 議案第 9 号 令和 2 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- ◇ 議案第 10 号 令和 2 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 1 回）について

○議長（米山俊孝） 日程第 1、議案第 2 号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 2、議案第 7 号、令和 2 年度松川町一般会計補正予算（第 4 回）について、日程第 3、議案第 8 号、令和 2 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について、日程第 4、議案第 9 号、令和 2 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 回）について、日程第 5、議案第 10 号、令和 2 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

議案第 2 号と議案第 7 号から第 10 号につきましては、審査を各常任委員会に付託してあります。その結果を順次ご報告をお願いいたします。

はじめに総務産業建設常任委員会の報告を間瀬重男委員長。

○総務産業建設常任委員長（間瀬重男） 総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました令和 2 年度松川

町一般会計補正予算(第4回)、令和2年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第1回)、令和2年度松川町下水道会計補正予算(第1回)について、去る6月8日、委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。審査の経過と結果を報告いたします。

まず、一般会計補正予算であります。

「観光費の地域おこし協力隊2名、集落支援員4名の活動費約3,100万円が当初委託料であったが減額され、そのまま地域おこし協力隊、集落支援員設置補助金に置き換えたのはなぜか」との質問がありました。「令和2年度は、町が観光まちづくりセンターに委託して、センターが協力隊員、支援員を雇用する方式で委託料として予算要求も行き、これでいく考えであったが、執行段階で国や他の町村の状況を聞く中、協力隊員、支援員とセンターの主体的な活動を促進するため、補助金の形を取ることが適切であると判断した。当初計上した予算科目が適切ではなかったとも言える」との答弁でした。

観光費委託料、宿泊施設販路開拓支援事業と観光受け入れガイドライン作成費200万円の事業内容について質問がありました。「宿泊施設販路開拓支援事業は、新しい生活様式に対応した宿泊環境整備や新しい宿泊の販路開拓、ガイドライン作成は宿泊施設や農業関係の観光施設に安心して来ていただくための受け入れの仕様書づくりを観光まちづくりセンターに委託する事業」との答弁でした。

「ヘルスツーリズム推進事業450万円、およりの森が森林セラピー基地に2013年に認定されて7年経過してきているが、何をしてきたのか。この時期になぜ事業化するのか。今まで特会で対応してきたが」との質問がありました。答弁で「2013年に森林セラピー基地の認定をいただいた。今のところ大きな集客にはつながっていないが、ハード面で森林整備ができた。森林セラピーガイドの専門職員を1名置くことで、地域住民や関係団体との調整、森林整備、ガイド体制を整備して、お客様の受け入れる体制を早期に図っていき、コロナの収束後の観光の核として、切れ目なく取り組んでいきたい。森林整備の観点からも一般会計の事業で行いたい」との答弁でした。

次に、「情報製作費、ワイファイルーターの使用料、パソコン3台の備品購入について、また、今後のインターネットの活用について、これからどのような方向性を持って増設していくのか」との質問がありました。「今後のインターネット活用については、令和4年度を目途に庁内の無線化を計画している。1つとしてインターネット系。2つとして国・県と市町村をつなぐLG1系。3つとして住民基本台帳等の基幹系の3種類のネットワークがあり、そのうちインターネット系とLG1系の2種類の無線化を考えている。

また、今回の補正は、緊急的なオンライン会議対応としてワイファイルーターとパソコン3台を計上した」との答弁でした。

次に、道路橋梁新設改良費の前河原道路について、「3月の議会委員会で現地視察を行ったが、前河原道路の先線は今後どのようにするか」との質問がありました。「まちづくり政策課、建設課と一緒に運搬ルートを検討していく。工事が始まる前に地元と協議し、なおかつ皆さんからの意見もいただき、最終的に運搬道路が宮ヶ瀬橋につながるようにして道路ネットワークを構築していきたい」との答弁でした。

次に、保養宿泊施設支援事業 2,600 万円の繰出金に関連して、6月以降の清流苑の経営見通しについて質問がありました。「保養特会の損失補てんは、今まで一般会計からの繰り入れなしでやってきた。今回は、予算の検討段階で職員の雇用を守るために国の支援が受けられないのであれば、一般会計から繰り出すことが妥当と判断。今後の見通しとしては、賄い、仕入れ費用の関係は、収入にある程度比例してなんとかなるが、一番厳しいのは人件費で、毎月 1,000 万円から 1,200 万円くらいどうしても必要。今、現在、職員については、60%から 80%の実働状況で、6月1日から通常営業としたが、人件費分 1,000 万円を収入で取り戻すのは大変なことであり、第2波が秋口もし始まった場合にどうなるか。単純1か月 2,000 万円ずつと考えていくと最大1億 2,000 万円足りなくなる」との答弁でした。

ホストタウン事業費、高校生派遣事業、コロナによる今後の方向性について質問がありました。「現地訪問は中止の決断となるが、高校生の皆さんの学習意欲が高く、今年度の計画は6月と8月。コスタリカで日本語を学んでいる学生とのオンライン交流会の計画をしている。同世代の人が現地に行かなくても交流できる活動をしていきたい。今後の方向性として令和3年度はスタディーツアーを実施したい考えであり、令和4年度以降はこれからの検討していく」との答弁でした。

保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）と下水道会計補正予算（第1回）については、質疑がありませんでした。

以上が、付託案件審査の主な内容です。

午後1時よりリニューアルした梅松苑店舗、新設したシャワールーム、完成間近の229号線道路改良工事、温水プール修繕工事の現地調査のあと、残りの審査を行いました。

議員間討議なしで再質問を1つ行い、そのあと採決しました。先に一般会計補正予算（第2回）について採決を行い、結果、賛成4、反対2。

続いて特別会計補正予算について採決を行い、結果、全員賛成で一般会計補正予算、

各特別会計補正予算ともに当委員会では原案のとおり認めることが妥当と決しましたので報告いたします。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 次に、社会文教常任委員会委員長の報告を松井悦子委員長、お願いします。

○社会文教常任委員長（松井悦子） 社会文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、社会分教常任委員会に審査を付託されました松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）、令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、去る6月10日に委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。主な審査の内容と結果を報告いたします。

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）と関連があり、一括して審査することとしたため、後ほど説明いたします。

まず、一般会計補正予算です。

教育費、小中学校のトイレ改修支援業務費の合計231万円について、必要性や金額について質問がありました。これについて、「今回の予算計上は役場内に建築の専門知識を持っている人がいないため、外部監査委員からの指摘もあり、設計が適正に行われているかについて、長野県の住宅供給公社に第三者的に精査してもらうよう、試行的に依頼することにした。長野県住宅供給公社は公社であり、公共的な意味合いを持った法人なので、県内の他市町村からも役場庁舎建設などについて、支援業務を依頼されている機関だが、金額については他の依頼先と同程度の価格設定である」との説明がありました。

保育所費の空気清浄機について質問がありました。「空気清浄機は、現在、各クラスに1台ずつ設置されている。しかし、古くなっているものがあるので、取り替えるための計上である」と答弁がありました。委員からは、「国からの予算に加えて必要数を取り替えるような対応で、保育環境の配慮をすべきではないか」との意見が出されました。

続きまして、松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定と国民健康保険特別会計補正予算についてです。

「新型コロナの影響で町民が疲弊している中、他町村では国保税の据え置きや引き下げが実施される。松川町では、1人平均0.1%の引き上げだというのが、あくまで平均であ

り、資産割の廃止に伴い、所得割への比重がかかるため、世帯によっては大きく負担増になる場合があると思う。町民感情から考えても、今年度は基金の取り崩しを行い、引き上げを避けるべきではないか。また、国保税の収納率を近年の平均値から97%と見込んで計算したとのことだが、近年の平均値は97%ではない。収納率を0.5%高く見積もれば110万円、約110万円、1%高く見積もれば約220万円の収納額増と計算でき、その分、国保税を低く設定できると指摘をしているが、再度検討したのか」という意見が出されました。これに対して「国保税の負担水準とすれば、近隣の市町村より低く、今後保険財政を安定的に運営していくためには医療費を抑えるか、県への納付金を税収によって賄っていく必要がある。コロナの影響で収入が減ったものの、その減少額が減免基準に満たないため、減免が受けられず、支払いが困難になる世帯などについては、役場で減免相談に応じるつもりだ」との答弁がありました。

収納率については、「堅く見込んだ数字である。もし、足りなくなったときは、途中で税率を上げるわけにもいかないの、基金を取り崩すことになるが、今回2,650万円もの繰り入れを行っており、これ以上の繰り入れは今後急激な財負担の上昇を招くことになり、避けたい」との答弁がありました。

その後、議員間討議を行い、再質問、討論の後、採決を行いました。

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については賛成4、反対2。一般会計補正予算については賛成5、反対1。国民健康保険特別会計補正予算については賛成4、反対2となり、付託案件すべて賛成多数で原案のとおり認めることと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（米山俊孝） 各常任委員会の報告を終わります。

ただいまの報告について質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

黒澤議員。

○7番（黒澤哲郎） 討論ですので、委員会、この議案に対する討論でよろしいわけですね。

それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案、それから国民健康保険事業特別会計補正予算についての議案について、反対討論をしたいと思います。

ただいま、社会文教常任委員長より報告がございましたが、この国保税の問題であります。委員会でも私指摘をさせていただきましたが、結論から申し上げて、今回の税率

改正については、収納率の間違いを指摘したにもかかわらず、精査をされないまま議案がそのまま提出をされているということでもあります。

この収納率の間違いが社会文教委員会で発覚し、そのときには町長・副町長が来客のためということで委員会欠席でございました。委員会で収納率の間違いが指摘されて、その影響は委員長報告があつたとおり、5%程度、10年平均をした場合ですけれども、これ0.6%ぐらいの違いになります、100万円以上の違いが出てまいります。近年を5年として計算すれば200万円以上の違いが出てくるわけでもあります。

この額による影響、これをしっかり本来であれば精査をして、税率を上げなくて済むかどうかとしっかり検討した上で、議案として提出すべきではなかったかなというふうを考えます。

この収納率の間違いについては、欠席をした正副町長に報告もなく、「収納率についてはコロナの影響もあるので堅く見込んでいる数字である」という、そういうレクをする中で町長も認めたということでありました。

議員にもこの間違い、全員協議会でも指摘された間違いについて説明がなかったわけであり、委員会から指摘をされて初めて報告をしたということでありました。

この収納率の違いについて、住民負担、少しでも少なくするように考えるのであれば、いま一度間違いを正した数値で精査をして、出すべきであつたらうと思います。

例えそれが原案と変わらなくても、しっかり精査をすべきであつたかと思いますが、議会から指摘をされてからも、町長からも精査をするようにというような指示はなかったようです。

課長から理事者への報告もない中で、こういう案件が進められていく非常に問題な部分ではないかと感じております。

今回、コロナの影響もあり、非常に住民の皆さんが大変な折に、住民負担となる税率をしっかりと精査することなく出されたこの議案に対しては、議員としても、議会としても反対せざるを得ないと考えております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ありませんか。

熊谷議員。

○9番（熊谷宗明） それでは2点において反対討論をさせていただきたいと思います。

まず、第1点、保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま黒澤議員が言われたように、この国保の被保険者は、年金暮らしの方々が多いと

ということと、個人事業者が多い皆様でございます。特に今回の新型コロナウイルスの影響を受けた皆様が、保険税を支払うということになろうかと思えます。その対策がされていないということが、私は問題ではないかなというふうに思っております。

今回は、やはり資産割を廃止したということで、全体的な税率の改定はやむなしというふうに考えます。その点では、職員の皆さんが一生懸命税率を決めてこられたと思っておりますけれど、それを理解するところでありますけれど、やはり所得割、均等割、平等割とも増となっております、1人平均あたり0.1%の引き上げということがなされました。当然、所得の多い方は、多くの税金、国保税を納めていくという形になり、非常に負担が強られるというふうに思います。

他町村を見ますと、均等割を一律1,000円、コロナの関係があるということで引き上げておりますし、医療費の所得割の改訂をしているところもありますし、多くは税率を据え置きというような形をとっております。

そういった点を考慮する中で、もう少し税率については住民に優しい税のあり方が示されても良いのではないかなという点で反対とさせていただきます。

もう1点、特会の補正についてであります。基金を取り崩して650万円を充てておりますが、やはり2月のときの税率のときには、その所得というのがわからなかったわけで、コロナの影響で所得が非常に下がった中で基金を取り崩して充てるというような補正を組まれましたが、650万円ではなくて基金1億1,372万円という基金があるわけですので、こういうときにこそ基金を取り崩して負担を少なくしていく、そういうやり方も検討してほしいかなという思いでございます。

以上で反対とさせていただきます。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ありませんか。

中平議員。

○5番（中平文夫） 私は、国民健康保険の特別会計予算には、原案どおり賛成の立場で意見を言わせていただきます。

今回は、今、お二人の方が言われたとおり、所得税割というのが今回は廃止になりました。

○議長（米山俊孝） 中平議員、大変申し訳ございませんが、担当委員会の質疑には討論でしたらオッケーなんですけれど、討論でよろしいですか。それでは続けてください。

○5番（中平文夫） 先ほど言いましたように、今回は健康保険の方は資産割を外しての再計算ということで非常に難しかったらうと思っております。

ここにも委員長が報告してありますように、担当課の方でもずいぶん苦勞されて作っているんじゃないかなと思っております。

今年はコロナということで、非常事態のときではありますけれど、国民保険というのは今年1年で終わるわけではなくて、通年ずっと続く保険でありますので、コロナの影響の部分に関しては今回新型コロナウイルス感染症対策支援一覧表というのもう既に町の皆さんとここにもわたっておるかと思っておりますけれども、その中に社会保険料の猶予等々というこういうものがありますので、そういうのを使うような形をして、保険料についてはこのときだけを特別に扱うということはせずに通常の形をしていくのが筋だと思ひ、この健康保険の特別会計は賛成といたします。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ございませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤史人） 私は、令和2年度松川町一般会計補正予算について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

担当の総務産業建設常任委員会の委員ではございますが、ここの報告に載っておりませんので、その点について意見を述べさせていただきたいと思ひます。

1つは、ヘルスツーリズムへの推進事業として450万円が挙げられましたが、このコロナウイルス対策の中で今やらなければ良いと思ひますので、これは先延ばししても良いのではないかとということ。

それから2つ目に、町から一社法人南信州まつかわ観光まちづくりセンターの方に2つの事業が委託してあるわけですが、その予算について委託料から負担金補助及び交付金の方に項目が移行されております。やはり町がまちづくりセンターに委託してある事業であれば、きちんとした報告を出してもらって検討する方が良いと思ひますので、この2点において一般会計は反対でございます。

以上です。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ございませんか。

川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 私も一般会計補正予算について反対であります。

理由といたしまして、先ほど報告がありましたけれども、小中学校トイレ改修設計業務で、このたび支援業務として委託料が掲載されております。これが今回、増額部分を含めて小学校、中学校で231万円というふうになっております。

これは、元々の設計業務の金額、当初予算が1,136万円と計算したら231万円、約20%にもなります。この2割もの金額が委託料として支払われる必要はないというふうに思っております。

そして今回初めてということで質問があったかと思いますが、そのときには「温水プールの改修のときから始まっている」というふうに言われました。これは繰越明許費の方からやられているので、説明がなかったというふうに思っておりますが、これも設計料が89万円に対して19万円、20%以上の委託料となっております。合計で約250万円、これだけの金額が果たして必要なのか疑問に思いますので、この理由から反対いたします。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第2号と議案第7号と議案第8号に反対討論がございましたので、個別に採決を行います。

まずはじめに議案第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

委員長の報告のとおり、原案に賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立8名）

○議長（米山俊孝） 賛成多数であります。

よって、本条例は、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第2、議案第7号、令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）について、委員長の報告のとおり、議案の賛成の方の起立を求めます。

（起立9名）

○議長（米山俊孝） 賛成多数であります。

よって、議案第7号、令和2年度松川町一般会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第8号、令和2年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）についての決議を行います。

委員長の報告のとおり、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立8名）

○議長（米山俊孝） 賛成多数であります。

よって、議案第 8 号、令和 2 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 9 号と議案第 10 号の議題の議決をしたいと思います。これについては、一括して行いたいと思います。

議案第 9 号・議案第 10 号について、委員長の報告のとおり原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 13 名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第 9 号・第 10 号につきましては、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 11 号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（米山俊孝） 続きまして日程第 6、議案第 11 号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 議案第 11 号、損害賠償の額を定めることについて。

＝ 議案第 11 号朗読・説明 ＝

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 11 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 13 名）

○議長（米山俊孝） 全員賛成であります。

よって、議案第 11 号、損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

=== 日程第7 請願・陳情の審査 ===

○議長（米山俊孝） 日程第7、請願・陳情の審査を議題といたします。

これにつきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してあります。審査の結果について報告をお願いします。

それでは請願1について間瀬委員長、お願いします。

○総務産業建設常任委員長（間瀬重男） 総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました請願1、「旧青年の家及びハローミヤの建物を防災施設として利用すること」を求める請願について、去る6月8日、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。審査の経過と結果を報告いたします。

委員1人ずつ請願に対する意見を求めた後、採決を行いました。結果、採択をするに賛成1、反対2、継続審査3で当委員会では請願1について継続審査とすることが妥当と決しましたので報告いたします。

なお、現在、「新型コロナウイルス感染症が問題になっている中で、災害時の非常時における防災施設は重要である」との意見や、「しかしながら、各地域にも避難施設もあり、旧ハローミヤの建物に関しては福祉施設としての購入目的が異なることと、検討委員会での協議や今後、社会文教常任委員会の見解も含め、慎重に検討すべき」との意見がありました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（米山俊孝） 以上で常任委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） ただいま委員長から報告いただきました。

私は、常任委員会の決されたことにつきましての反対、継続審査について反対ということでもあります。

その理由といたしまして、この請願は実際は3月の18日の日に提出をされたものです。タイミング的に3月の定例会では、審議することができませんでしたが、請願が出されてから3か月がもう過ぎているということが1点目。

そしてこの請願は、県や国に出された請願ではございません。議会へ出された請願というふうになっております。したがって、ここの先延ばしという言い方おかしいですけれど、継続という形ではなく、今回採択するのかわからないか、はっきりした方がよいということですので、継続審査については反対といたします。

○議長（米山俊孝） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 討論なしと認めます。

それでは採決をまいります。

請願1、「旧青年の家及び旧ハローミヤの建物を防災施設として利用すること」を求め
る請願について、総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり、継続審査することに
賛成の方の起立を求めます。

（起立8名）

○議長（米山俊孝） 賛成多数であります。

よって、継続審査の申し出は可決されました。

◇ 発議第1号 松川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長（米山俊孝） 日程第8、発議第1号、松川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例
の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。中平文夫議員。

○5番（中平文夫） それではご説明いたします。

発議第1号、松川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を地方自治法第12条及
び松川町議会会議規則13条の規定に基づき提出する。

令和2年6月22日提出。

提出者松川町議会議員中平文夫、賛成者松川町議会議員坂本勇治議員、同じく熊谷宗
明議員、同じく松井悦子議員、同じく森谷岩夫議員、同じく黒澤哲郎議員、同じく大蔵洋
議員。

このメンバーは、現在の議会改革推進会議メンバーであります。

令和2年6月。

松川町議会議長米山俊孝。

議員は、選挙で選ばれた非常勤の特別職であることから、勤務時間や休日の定義はあ
りません。長期に欠席した場合、一般の会社員などのように、減額の対象とはなりません。

ん。長期に欠席した場合、議員報酬等を減額するには議員自ら条例を制定する必要があります。

松川議会でも3年前より条例制定の必要性を感じ、議会改革推進会議が中心となり、条例の制定に取り組んできました。

議員に支給される報酬の財源は、町民からの預かる税金であり、公務による傷病などを除き、他の理由で長期間欠席した場合、議員報酬等の減額の規定を設ける議会も少なくありません。

このような状況を鑑み、松川町議会でも議員の職務を全うし、議会への町民の信頼の確保を図る観点から、長期間議会活動ができないなど、一定の条件で議員報酬等の減額する条例を新設することが望ましいと考え、今条例を制定することにしました。

条例の内容については、一読していただければわかると思いますけれど、全部で12条からなっております。

第1条が目的。第2条が定義がされております。病気やけが等により長期間、議員の職務としての議員活動ができず、議長が招集する会議等に欠席することを活動不履行というように定義しております。

第3条には、長期間の欠席には届け出が必要であること。

また、第4条には、期間の決定についても記載されております。

第5条・第6条は、議員報酬の減額方法について条文化されております。

第7条は、期末手当の減額方法についても同様に記載されております、

第8条は、第5条・第6条・第7条で出てくる端数処理について記載されております。

第9条・第10条には、任期途中での辞職、任期満了後に議員になったときの減額の効力について記載されております。

また、第11条には、この条例の適用に関して、審議が生じたときの決定方法についての条項であります。

以上であります。

よろしく申し上げます。

○議長（米山俊孝） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（米山俊孝） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

佐藤議員。

○2番(佐藤史人) 私は、この条例について、まだ早いのではないかとということで、反対の意見を述べさせていただきます。

一番最後にあります期間ですけれども、どう考えても90日を超え、1年が到達する月の前の月ということは、今の状況ではあり得ないと思います。松川町議会は、通年議会ではなく、年4回の定例会、それから臨時議会で構成されております。

入院期間であっても外泊届けを出し、議会や全員協議会に出席することは可能です。

現在においては、各議員の責任において判断し、議長に欠席届を出せば良いと思いますので、この条例案については反対です。

以上です。

○議長(米山俊孝) ほかに討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(米山俊孝) 賛成多数であります。

よって、議案第1号、松川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

=== 日程第9 継続審査・調査について ===

○議長(米山俊孝) 日程第9、継続審査・調査についてを議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において、審査及び調査の件について、議会会議規則第74条の規定により、閉会中の審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査及び調査することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(米山俊孝) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査をすることに決定いたしました。

(閉会決議)

○議長（米山俊孝） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

これによって閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（米山俊孝） 異議なしと認めます。

=== 日程第 10 町長あいさつ ===

○議長（米山俊孝） 日程第 10、町長あいさつであります。

宮下町長。

○町長（宮下智博） 長期間にわたる熱心なご審議、大変ありがとうございました。

今議会では、新型コロナウイルス対策というのが議論の中に様々と絡みながら審議が進みました。多くの課題をいただく中で、すぐに取り組めるものがないか検討しております。

今回の議論を経て実感したのは、情報発信ということの難しさでございます。折しも新型コロナウイルス感染予防対策として、様々な会議がなくなってしまっており、なかなか会って話ができることができないということで、困難な状況となっております。

今回も一般質問でも話題になりましたが、どんなに文書をたくさん出してみても情報量が多くなりすぎるとかえって伝わらなくなるということもわかりました。今議会でもやはり伝わらない歯がゆさというものを感じさせていただきました。

今回の議会を受けまして、文書ばかりではなく、まずは例えば現在も放映されておりますチャンネル・ユーなどで役場が現在取り組んでいることを発信する回数をまず増やすことから取り組みます。

これからは、町内で地域の会議はだんだん増えてきておりますので、折に触れて地域の皆様とお話をしていきます。

これからも様々な手段で、地域の皆様に伝える努力というのを続けながら、情報発信のよりよい方法を模索してまいります。

今回、お認めいただきました予算でできることにとどまることなく、さらに影響に対する支援、また第 2 波に対する備えに取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

先週 19 日より人の移動というのが県を超えてできるようになりましたので、先週末、

昨日一昨日は今までよりも多くの方が松川町内訪れておりました。

松川町見ておりますと、ガイドラインの遵守を宣言されたさくらんぼ農家は、新しい取り組みの中、忙しいそうにされておりました。また、さくらんぼという中では、地元企業の協力をいただきまして、今週町内のさくらんぼ農家で採れたさくらんぼが、保育園、小学校、中学校の給食として提供されることになっております。

生活様式、新しいものという話がありますが、手探りの中ではございますが、くだもの里まつかわが町外の皆様から、また何よりも地域の皆様から愛されるように、これからも地域の皆様、また民間とともに取り組んでまいります。

そんな中、もう1つ明るい話題がございます。昨年、地域の皆様にご協力いただいて、町内で撮影された映画「実りゆく」というのがございます。新型コロナウイルスのせいでしばらく足踏みとなっておりましたが、いよいよ形となってくるようです。秋の公開に向けて進んでおるようですが、まだ非公開の情報もたくさんあるんですが、ひとつ公開されている情報として、映画のタイトル「実りゆく」の題字を揮毫されたのが、爆笑問題の太田さんでございます。その辺がまたメディアに取り上げられまして、少し話題となっております。また、支援するために地域の皆さんがメインとなってクラウドファンディングも立ち上がっております。

この映画が公開されることで、町の明るい話題となって、この地域、松川町がまた良い町として発信されることを心から願っております。

最後になりますが、この新型コロナウイルスの大きな影響により本当に社会現象のように人間関係がギスギスしていると感じております。日本全体で申しますと、松川町というのはいわゆる田舎でございます。この松川町の田舎暮らしの良さというのがより発揮されるよう、今後も努力していくことをお約束し、本定例会の閉会あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

○議長（米山俊孝） これにて、令和2年度第2回松川町議会を閉会といたします。

閉 会 午後4時01分

議員・説明員・事務局出席表

I. 議員出席表

議席 番号	氏 名	第1日	第14日	第19日
		6月4日	6月17日	6月22日
1	米 山 郁 子	○	○	○
2	佐 藤 史 人	○	○	○
3	川 瀬 八十治	○	○	○
4	大 蔵 洋	○	○	○
5	中 平 文 夫	○	○	○
6	菅 沼 一 弘	○	○	○
7	黒 澤 哲 郎	○	○	○
8	坂 本 勇 治	○	○	○
9	熊 谷 宗 明	○	○	○
10	森 谷 岩 夫	○	○	○
11	島 田 弘 美	○	○	○
12	間 瀬 重 男	○	○	○
13	松 井 悦 子	○	○	○
14	米 山 俊 孝	○	○	○

II. 地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 4 日	第 1 9 日
		6 月 4 日	6 月 17 日	6 月 22 日
町 長	宮 下 智 博	○	○	○
副 町 長	久 保 友 二	○	○	○
教 育 長	高 坂 敏 昭	○	○	○
総 務 課 長	田 中 学	○	○	○
まちづくり政策課長	小木曾 雅 彦	○	○	○
住 民 税 務 課 長	矢 澤 覚	○	○	○
会 計 管 理 者	田 中 学	○	○	○
保 健 福 祉 課 長	米 山 政 則	○	○	○
環 境 水 道 課 長	池 上 徹	○	○	○
建 設 課 長	小 沢 雅 和	○	○	○
産 業 観 光 課 長	米 山 清 博	○	○	○
こ ども 課 長	下 井 昭 二	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	塩 倉 智 文	○	○	○
議 会 事 務 局 長	加 山 隆 浩	○	○	○

III. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 4 日	第 1 9 日
		6 月 4 日	6 月 17 日	6 月 22 日
議 会 事 務 局 長	加 山 隆 浩	○	○	○
書 記	高 橋 直 人	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和2年 月 日

松川町議会議長 米 山 俊 孝

署 名 議 員 中 平 文 夫

署 名 議 員 菅 沼 一 弘